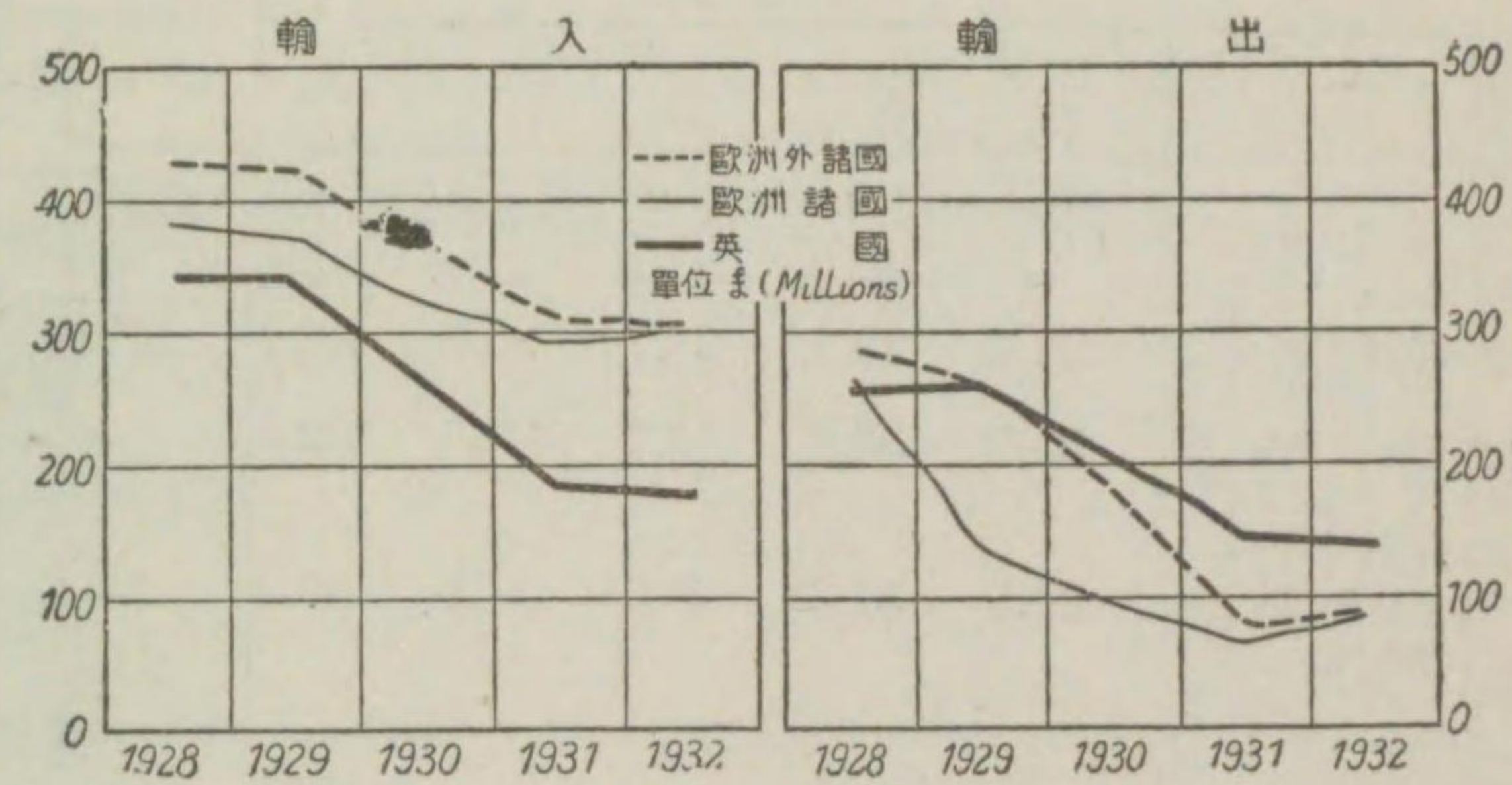


イギリス貿易（一般貿易、商品貿易）及び貿易バランスの地理的分布表 (League of Nations—International Trade Statistics 1933. Review of World Trade)

國名	イギリス貿易に於ける参加百分率								イギリス貿易バランス 噸 (000,000)			
	輸入				輸出				1929年	1932年	1933年	1934年
	1929年	1932年	1933年	1934年	1929年	1932年	1933年	1934年				
アメリカ	16.1	11.9	11.2	11.2	7.4	5.0	6.3	5.2	-134	-62.8	-49.7	-59.0
合衆	5.6	4.3	4.4	4.2	7.2	6.1	5.9	5.1	-9.0	-5.1	-5.3	-8.0
ドイツ	4.6	2.7	2.8	2.6	5.9	6.4	6.2	5.3	-7.0	+7.7	+6.7	+4.0
フランス	4.6	5.8	5.2	4.5	1.4	2.5	3.0	3.2	-45.0	-30.2	-23.1	-19.0
デンマーク		2.3	1.9			3.1	3.1			-3.2	-3.1	
ベルギー		0.4	0.4			0.3	0.2			-1.9	-1.9	
チエコスロ		3.1	2.8			3.5	3.5			-7.5	-4.1	
ヴァキア		1.9	2.4			1.8	1.9			-5.8	-8.2	
オランダ		0.7	0.8			1.1	1.1			-0.8	-0.6	
スウェーデン		41.8		31.1	30.0	29.8	31.2	28.5		-4	-86.0	-10.0
スキス		4.6	6.6	7.2	6.8	6.7	5.0	5.3	+1.0	-25.4	-26.6	-23.0
小計		3.8	6.1	6.8	6.9	4.5	4.2	4.5	-9.0	-25.6	-27.6	-29.0
オーストラ		5.1	4.6	5.5	5.8	9.5	8.3	8.2	+17.0	+2.4	-3.3	-5.0
リア		3.9	5.3	5.5	5.5	2.7	2.5	2.3	-26.0	-26.4	-27.4	-29.0
カナダ			2.2	2.1		4.5	5.8			+3.2	+9.6	
インド		1.9	1.5	1.8	1.6	1.5	1.6	1.5	-11.0	-3.8	-6.0	-5.0
ニュージラ												
ンド												
南阿聯邦												
エヂプト												
其他英領												
小計		31.3		38.7	42.9			45.5			-75.0	-75.0
ニッポン			1.0	1.1		1.4	1.1			-0.9	-2.6	
ソ聯			2.8	2.6		2.5	1.0			-9.0	-13.1	
ポーランド			0.9	1.0		0.6	0.9			-3.5	-2.8	
アルゼンチン		6.8	7.2	6.2	6.4	3.5	2.6	3.2	-53.0	-40.0	-28.4	-32.0
ブラジル		0.6	0.6	0.7	1.2	1.6	1.1	1.5	+6.0	+0.8	+1.5	-3.0
チリ			0.6	0.6		0.2	0.2			-3.1	-3.0	
中華民國			0.9	0.8		1.9	1.5			+1.7	+1.3	
イタリー			1.5	1.4		2.3	2.4			-1.4	+0.7	
蘭領印度			0.9	0.8		0.8	0.7			-3.1	-2.3	
スペイン			1.3	1.7		1.3	1.1			-6.9	-6.6	

貿易及海運部門

を兩端とする期間に於ては、對歐輸出に得たる増加率と丁度等しい率だけ、對歐洲外諸國（屬領を除き）で失つてゐる。右をもう少し詳細に檢すれば、次表の如くである。



後編 最近に於ける各部門の分析

分、二八年には四割七分と更に増加したが、二九年以後は漸落してゐる。之に反し「帝國」よりの輸入率は相當に急増し、三二年に於ては歐洲市場並びにその他市場を凌駕してゐる。(前頁参照)

又、之が金額を圖示すれば、上圖の如くである。

オッタワ會議のブロック工作は、這般の形勢から起つて來た譯である。

さてイギリス貿易の市場分布であるが、一九三四年に就いて云へば、輸入の三割七分一厘、輸出の四割四分が屬領諸國の占むる處であり、米及び獨・佛・その他の經濟的發展の高度なる歐洲八ヶ國とを合したものが、輸入の三割一分一厘、輸出の二割八分五厘を占め、殘餘の諸國が同じく三割一分八厘及び二割七分五厘を占めてゐる。

之を發展的に考察するならば、前頁表が示す如く、帝國內輸出の維持、對歐の上昇、歐洲外諸國（屬領を除く）への減退が大勢で、一九二九年及び三三年

イギリス貿易に於ける各大陸参加百分率表

年次	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
輸入						
歐洲	40.0	46.1	47.6	38.4	36.6	35.1
北米	20.0	19.0	16.8	18.4	18.4	18.5
ラテンアメリカ	12.1	11.3	10.6	13.3	13.0	13.7
アフリカ	7.2	5.3	5.1	6.7	7.2	6.4
アジア	12.1	9.9	10.1	11.2	11.9	13.8
太平洋	8.6	8.4	9.8	12.0	12.9	12.5
輸出						
歐洲	35.1	39.3	43.8	41.9	39.6	38.7
北米	11.3	10.3	10.0	8.9	10.2	9.6
ラテンアメリカ	11.0	10.8	9.0	8.5	10.3	9.8
アフリカ	11.2	12.2	12.9	12.5	13.4	14.2
アジア	21.0	18.6	17.5	19.8	18.0	18.1
太平洋	10.4	8.8	6.8	8.4	8.5	9.6

(L. of N. — Review of World Trade)

- ▲ = Canada, U. S. A, Newfoundland及び St-Pierre et Miquelon
- = 上記以外のアメリカ各國
- = Irish Free State を含む

前頁及本頁の二表から、次の諸事實を知ることが出来る。その最も著しいことは、アジア・太平洋及び南北米大陸に對する輸出貿易の退却である。一九二九年に於ける之等四大陸の百分比合計は五三・七%であるが、三四年に於ては四七・一%である。之にアルゼンチン・ブラジル・蘭印・支那等の低下を加ふるならば、所謂太平洋貿易に於ける全面的低下を知るのである。この點は後節に改めて

論ずることとする。

反對に増加したのは歐洲及びアフリカであるが、歐洲に於ては獨佛の二大國は減少してゐる。そして小國が増加してゐる。

又、右を連年的にみるならば、歐洲は三二年を山として連年下降し、アフリカは殆んど連年増加である。太平洋も良好である。北米は三三年に一寸恢復したが三四年には逆轉である。之は對合衆國輸出の減退に基いてゐる。ラテンアメリカは一進一退である。之を大觀するに、金本位離脱（一九三一年）後に於けるイギリス貿易の支柱は、アフリカと太平洋だと云ふことが出来る。

右に述べたる如き貿易の推移が、イギリス海運に及ぼせる影響は、説かずして明であらうが、その實際を見るならば、豫想以上に衰退を示して居り、恐らくイギリスの重要産業中、世界恐慌の打撃を蒙ること最も大なるものであらう。一九二九年に於ては海運輸出の純収入は一億三千万磅に達し、殆んど各種産業中、最大の収益を挙げたものが、三三年には五千九百萬磅、三四年には僅かに増加して六千四百萬磅に過ぎない。現今ドイツを除くならば、有力なる海運國にして大戰前よりも商船の減少した國は、イギリスのみである。反對に、他の國々全體としては一千八百萬噸を増し、大戰前の七七%の増加である。過去三年間に全世界の總噸數（スチーム及びモーター船）は六千八百七十萬噸から六千五百四十萬噸に減少して居るが、（即ち四百三十萬噸、%にすれば六・四%）このうち、イギリスの分は二百六十萬噸、率にして一二・七%である。このイギリスの減少中、約半分は外國に賣却され、残りは廢棄されたのである。

次にイギリスの繋船をみるならば、一九三〇年來益々増加し、三二年六月末に於て最大に達し、以後減少してゐるが、三五年一月一日の數字はこの減少が止つて、再び増加したことを示してゐる。

全商船噸數

6月30日	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
イギリス	19,875	20,166	20,438	20,303	19,672	18,701	17,735
アメリカ	14,538	14,376	13,947	13,544	13,442	13,260	12,966
イタリー	3,429	3,285	3,331	3,336	3,391	3,150	2,928
ドイツ	3,777	4,093	4,229	4,255	4,164	3,901	3,691
フランス	3,345	3,378	3,531	3,566	3,556	3,512	3,298
オランダ	2,816	2,939	3,086	3,118	2,964	2,765	2,618
ノルウェー	2,967	3,225	3,668	4,066	4,167	4,080	3,981
ニッポン	4,140	4,186	4,317	4,276	4,255	4,258	4,073

(L. of N. Statistical Year Book. 1934-35) (單位千噸)

ス船

國名
イギリス
アメリカ
イタリー
ドイツ
フランス
オランダ
スウェーデン
ノルウェー
ニッポン

(Eco-大)

國名
イギリス
アメリカ
イタリー
ドイツ
フランス
オランダ
ノルウェー
ニッポン

(Econo-

以上の諸表はイギリスの海運的勢力が衰退しつつあることを物語ると共に、その衰退にも拘らず、尙世界海運の王座が、斷然イギリスの占むる處であることを示すものである。海軍に於ける二國主義は放棄されたけれども、海運に於ける二國主義は尙悠々と保持されてゐる。之はスチーム及びモーター船舶に就いてあるが、全商船に就いてみても變らない。何故ならば現今に於ける海運國船舶の殆んど大部分が右二種のものだからである。念の爲めに全商船の噸數表を掲げて置かう。(上表参照) 海運の不況は、當然造船業の不況を招來する。その極點は一九三三年であるが、連年の状態をみるに次の如くである。

チーム及びモーター船舶噸數比較表

(毎年六月・單位千噸)

1929年	1932年	1933年	1934年
20,046	19,562	18,592	17,636
11,036	10,270	10,088	9,795
3,215	3,331	3,093	2,875
4,058	4,143	3,888	3,680
3,033	3,508	3,470	3,260
2,932	2,957	2,759	2,612
1,480	1,691	1,658	1,597
3,218	4,164	4,078	3,980
4,187	4,255	4,258	4,073

nomist)

型航洋船舶噸數表

1933年		1934年	
噸數	世界%	噸數	世界%
11,900	37.7	11,256	36.7
5,627	17.8	5,421	17.7
1,801	5.7	1,712	5.6
2,232	7.1	2,215	7.2
1,909	60.5	1,850	6.0
1,642	5.2	1,551	5.1
997	3.2	1,005	3.3
2,079	6.6	2,094	6.8

mist 誌)

眼を轉じて列國の商船隊とイギリスのそれとを比較するならば、次の如き數字が見出される。

上表中更に大型航洋船舶噸數を比較すれば、

繫船噸數表

年次	船舶數	噸數
1932年 7月 1日	853	2,196
1932年 10月 1日	871	2,182
1933年 1月 1日	760	1,971
1933年 4月 1日	760	1,864
1933年 7月 1日	793	1,958
1933年 10月 1日	612	1,589
1933年 1月 1日	482	1,239
1934年 4月 1日	453	1,079
1934年 7月 1日	421	1,042
1934年 10月 1日	330	818
1935年 1月 1日	323	878

(Economist 誌) (噸數單位千噸)

後編 最近に於ける各部門の分析

貨物運賃率表

1913年	116.3
1930年12月	94.8
1931年12月	95.4
1932年12月	91.1
1933年 3月	91.8
6月	81.9
8月	81.4
10月	84.1
12月	87.9
1934年 1月	87.4
3月	83.7
6月	83.8
8月	89.6
10年	87.5
12月	86.4
1935年 1月	83.3
3月	
6月	

次に貨物運賃率(不定期貨物船)の變化を%を以て示さう。基準は一八九八—一九一三の平均である。(下圖参照)

進水商船噸數表

	進水噸數 (單位千噸)			イギリス%	1909-13を100とする%		
	イギリス	其他諸國	世界		イギリス	諸國	世界
1909—13年平均	1,522	,967	2,489	61	100	100	100
1922—25年平均	1,050	1,087	2,137	49	69	112	86
1926—29年平均	1,208	1,155	2,363	51	79	119	95
1929	1,523	1,270	2,793	54.5	100	131	108
1930	1,478	1,411	2,889	51	91	146	116
1931	,502	1,115	1,617	31	33	115	65
1932	,188	,539	,727	26	12.3	55.7	29
1933	,433	,356	,489	27	8.7	40	19.6
1934	,460	,507	,967	47.5	30	52.4	38.8

(Economist 誌 掲載統計を補正せるもの)

建造中の商船噸數

	イギリス	世界	イギリス%
1924年	1,297	2,446	53.0
1929年	1,560	3,090	50.5
1930年	906	2,326	39.0
1931年	401	1,404	28.5
1932年	225	766	29.0
1933年	332	757	44.0
1934年	597	1,252	47.5

(Economist 誌)

右の二統計に依つて、イギリス造船業の後退が如何に激しいかを知ることが出来る。一見した處一九三四年は相當に恢復した様であるが、同年末に於て、造船臺の七割五分が遊んで居り、造船労働者の半數が失業してゐることを銘記せねばならぬ。

此の如き海運及び造船業の不振が、由つて來る處は明白である。その最も根本的な原因が、世界恐慌に在るは勿論であるが各國の行へる貿易障碍の加増が、恐慌の影響に一段と拍車をかけてゐる。そしてこの國々の中に、イギリス自身も含まれてゐることを忘れてはならない。イギリスが保護貿易政策に轉化せるは、こゝ數年來の世界的情勢からみて必然のことであるが、その必然事が、他面に於て、自國の海

運及び造船業を一層の不況に導かざるを得なかつた。こゝにもイギリス資本主義の矛盾の一つをみる事が出来る。而してかゝる不況を如何にして切抜けるかは、實にイギリス造船及び海運業者の死活問題であるが、それは、結局保護政策の採否如何の問題となつてゐる。併しこの場合、保護政策の採用は貿易の場合の如くには行かない。現に問題となつた政策は「國旗」に依つて差別待遇をすること、及び奨励金の下附とであるが、前者は到底行へないことが明である。イギリスが外國船に對して差別待遇をなせば、必ずや報復としてイギリス船舶も差別待遇を蒙るであらうが、この場合所有船舶が大であるだけに、イギリスの蒙る打撃の方が大である。依つて單純な差別待遇策でなく、互恵主義政策が提唱されてゐるが、これとても簡單には行ひ難く、且つ效果如何は甚だ明瞭でない。貿易に於ける互恵主義が輸出超過國にとつて有利でないと同様に、海運サーヴィスの大出超過國たるイギリス海運にとつても、互恵主義は決して望ましいことではない。たゞ或國がイギリス船舶へ、著るしい差別待遇を與へたる場合、多少の效果は示すであらう。奨励金交附は既に不定期貨物船に對して爲されたが、その效果は殆んど現はれて居らない。結局するところ、眞の「復興」を海運及び造船に與へ得るものは、貿易の恢復と自由貿易とであるといふ平凡な結論に落ちる。だが貿易の回復は望み薄く、自由貿易の如きは白日の夢である。海國イギリスの前途至難と言はねばならぬ。

第三節 太平洋貿易戰

最も概觀的な論斷が許されるならば、大戰前に於ける世界の眼は大西洋に注がれたが、戦後に在つては太平洋であ

と言ふことが出来る。こゝには日本及びアメリカ合衆國といふ二大國が、正しく之を差挾んで對立してゐる。此對立の最大眼目は支那である。そしてイギリスの最も重要な三大植民地たるカナダ、濠洲及び印度がこゝに横つてゐる。加ふるに和蘭の生命線たる蘭領印度も亦太平洋にのぞんで居り、之等の事實が所謂「太平洋問題」を醸成するのである。漠然と「太平洋問題」と稱せられてゐるものの中には、政治問題もあれば、軍事問題もある。その他、種々な問題を含んでゐるが、吾々の立場からすれば、最要なものは經濟問題である。併し私の論述の範圍は貿易に限られてゐる。これでは勿論不充分であるが、外國貿易は一國の對外經濟力の最有力な指針と看做すことが出来るのであるから、筆を貿易に局限することは、他の經濟問題に局限するよりは、遙に綜合的知識を得るに便であらう。而して太平洋貿易問題も種々な角度から觀察することが出来るが、こゝでは勿論イギリス貿易の消長を中心とする。

大戰前に在つては、太平洋貿易の主權は、正しくイギリスの把握する處で、一九一三年をみるに、イギリスは輸出貿易（太平洋諸國よりの）の三割三分、輸入貿易の三割一分餘を占めて、斷然その優位を誇つたのであるが、大戰は一舉にその地位を低下せしめ、一九二九年に於ては、輸出貿易の二割餘、輸入貿易の二割二分を占め、以後輸出貿易に於ては更に減少して一割七、八分と下つたが、輸入貿易で多少の恢復を示し、兩者を綜合すれば、全太平洋貿易の二割餘を維持してゐる。

かゝる激減は、固より大戰中に於ける後進諸國の工業的發達を基礎的原因とするものであるが、特にアメリカ合衆國及び日本の貿易進出に依ることが大である。一九一三年に於て、アメリカ及び日本は、輸出貿易の夫々七分六厘及

び五分二厘を占めてゐたのが、一九二九年には一割四分六厘及び八分九厘となつてゐる。特に三二年の如き、日本は一割七分六厘に達してゐる。輸入貿易に在つては、一九一三年には米・日は一割二分弱及び七厘強であつたが、二九年には二割三分及び九分五厘と増大してゐる。一九三〇年には主要國各れも後退したが、三一年以後は他の國々の後退又は停止の中に在つて、日本獨り進展し、三二年には、平價に換算すれば、輸出貿易の一七・六%を占めて、正にイギリスを凌駕するに至つたのである。これを要するに、二九年までは主としてアメリカ合衆國の進出が目覺しかつたのであるが、以後その進出は止り、代つて日本の躍進が行はれた譯である。

右を多少詳細に檢する爲めに、先づイギリスの對太平洋諸國の貿易統計を擧げる。

(P. G. Wright, Trade & Trade Barriers in the Pacific)

1928年	1929年	1930年	1931年	1932年
264.8	270.8	226.0	206.9	162.0
270.8	263.9	154.2	66.3	70.2
313.8	305.8	248.4	166.3	113.3
408.3	380.7	257.7	147.5	119.5
49.5	69.0	44.4	24.4	13.6
55.0	59.7	36.3	22.0	16.6
58.3	59.2	48.1	35.2	21.7
76.5	68.3	41.7	35.9	27.3
2.3	2.4	2.1	1.8	0.9
26.6	30.0	21.2	20.3	16.9
42.5	44.4	38.1	31.5	23.5
70.7	65.4	40.0	28.3	20.1
39.3	49.6	32.1	20.6	16.6
34.1	32.3	22.0	11.4	8.9
230.1	232.3	218.5	171.1	131.4
193.9	104.1	86.9	51.1	36.3
278.1	225.9	185.6	148.8	151.3
167.7	170.4	141.8	93.8	57.5
917.1	953.7	748.1	472.7	293.8
227.1	221.7	140.3	83.7	53.3
105.0	128.9	166.6	146.2	69.1
13.2	18.2	33.0	33.3	32.5
5,818.4	5,940.9	5,080.9	3,901.1	2,465.3
3,521.3	3,549.4	2,777.6	1,783.9	1,280.2

國名	1920年	1921年	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	
濠洲	入	5.0	5.7	6.3	6.4	3.6	5.5	4.9	4.3	3.9	4.1	4.1	5.1
	出	4.7	2.8	3.5	7.5	7.6	7.8	9.4	8.7	7.7	7.4	5.6	3.7
英領インド	入	5.0	4.1	4.7	6.1	5.7	6.1	4.6	5.4	4.7	4.4	4.2	3.6
	出	13.5	15.4	12.8	11.2	11.3	11.2	12.4	12.0	11.6	10.7	9.3	8.3
英領マラヤ	入	1.3	0.9	1.0	1.1	1.0	1.8	2.1	1.8	1.0	1.4	1.1	0.5
	出	1.5	1.5	1.0	1.5	1.2	1.8	2.2	2.1	1.6	2.1	1.8	1.6
支那	入	1.4	1.0	1.1	1.3	0.9	1.0	0.9	1.0	0.8	0.9	0.9	0.8
	出	3.3	3.7	3.2	2.4	3.5	1.9	2.5	1.4	4.7	4.8	5.1	5.3
ホンコン	入	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	0.1	0.04	0.04	0.04
	出	1.0	1.0	0.8	0.9	0.8	0.7	0.5	0.7	1.1	0.8	0.8	0.8
日本	入	1.5	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.6	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8
	出	2.0	3.0	3.3	3.4	3.3	2.1	1.8	2.1	2.0	1.8	1.4	1.6
蘭領インド	入	1.8	0.5	1.1	1.3	0.9	1.0	1.1	1.1	0.8	1.2	0.9	0.7
	出	1.7	2.1	1.3	1.2	1.1	1.4	1.3	1.2	1.3	1.3	1.1	0.9
新西蘭	入	2.5	4.5	4.8	4.3	3.5	3.9	3.8	4.7	3.6	3.7	4.2	4.4
	出	2.0	2.1	2.2	2.7	2.5	2.6	3.1	2.8	2.7	2.9	3.1	2.6
カナダ	入	4.8	8.7	5.5	7.5	5.5	5.3	5.2	4.6	5.1	3.9	3.7	3.9
	出	3.2	3.2	3.5	3.6	3.5	3.6	4.0	4.1	4.7	4.8	5.1	5.3
合衆國	入	29.2	25.3	22.1	19.3	19.6	26.1	18.5	16.5	16.6	16.6	15.1	12.2
	出	5.8	6.3	7.8	7.8	6.7	6.8	6.9	6.4	6.4	6.2	5.0	4.7
ソ聯邦	入	1.7	0.2	0.8	0.8	1.3	1.9	1.9	1.8	1.7	2.1	3.2	3.6
	出	0.9	0.3	0.5	0.3	0.5	0.8	0.9	0.6	0.4	0.5	1.2	1.9
計	入	54.4	51.8	48.3	48.8	42.7	53.2	43.7	42.3	39.0	39.4	33.24	35.64
	出	39.6	41.4	39.9	42.5	42.0	40.7	45.0	42.1	44.2	43.3	39.5	36.7

1932年	1933年
6.7	7.2
5.5	5.8
4.2	5.5
9.3	9.1
0.5	0.7
1.6	1.5
0.8	0.8
4.5	5.8
0.1	0.03
1.1	1.3
1.0	1.1
1.6	1.2
0.8	0.9
0.9	0.8
5.3	5.5
2.5	2.3
6.2	6.8
4.5	5.8
12.1	11.2
4.1	5.2
2.6	2.6
2.5	0.9
40.3	42.33
38.1	39.7

次に右表諸國貿易がイギリス輸出入金額に占める百分率を示す。
 (註) P. G. Wright—Trade & Trade Barriers in the Pacific 所載の統計に補正を加へたものなり。

國名	1924年	1925年	1926年	1927年	
濠洲	入	260.7	350.8	296.5	256.7
	出	268.4	290.6	298.0	297.4
英領インド	入	348.4	386.8	280.0	320.4
	出	400.1	415.5	397.2	413.5
英領マラヤ	入	46.7	89.9	96.5	80.6
	出	36.6	55.9	55.9	55.4
支那	入	61.5	64.9	56.1	59.4
	出	89.9	70.7	79.7	47.1
ホンコン	入	3.4	3.5	3.2	2.3
	出	37.8	24.7	15.5	23.9
日本	入	33.0	35.2	35.0	39.7
	出	118.1	78.4	67.6	73.7
ジャバ	入	39.2	45.3	48.3	49.2
	出	30.4	40.6	27.8	29.5
新西蘭	入	207.4	247.9	227.4	226.1
	出	89.8	111.4	100.0	95.3
カナダ	入	291.1	340.9	311.2	268.0
	出	123.6	133.1	128.1	142.2
合衆國	入	1,065.4	1,184.4	1,112.0	973.9
	出	238.4	251.5	238.6	221.1
ソ聯邦	入	87.3	122.3	117.2	102.4
	出	17.1	30.1	28.5	21.9
合計	入	5,642.5	6,377.7	6,030.8	5,927.4
	出	4,156.2	3,734.6	3,172.7	3,447.0

単位、百磅米弗 (入 = イギリスへ輸入
 出 = イギリスより輸出)

年次	ニュージーランド		オーストラリア		イ		カ		蘭領インド	
	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b
一九〇〇年	四・三	七四・〇	一六・一	〇・〇一	一・四	七五・一	一一・九	〇・〇一	三六・一	三七・〇
一九〇一年	三・二	八三・四	六・〇	〇・〇四	一一・一	六九・〇	一七・三	〇・四	四九・六	四二・八
一九〇二年	三・五	八四・六	六・三	〇・五	一一・一	六九・四	一五・八	〇・五	四二・八	四一・四
一九〇三年	一八・〇	八一・二	七・八	〇・五	〇・九	六七・四	一七・六	〇・五	四七・九	四七・一
一九〇四年	一五・七	一〇二・五	七・二	〇・六	〇・八	六七・五	一七・二	〇・六	三五・三	一七・七
一九〇五年	二・六	一三三・五	七・九	〇・四	〇・八	六四・〇	一九・〇	〇・四	四七・一	一四・三
一九〇六年	二・九	一〇九・九	八・四	〇・四	一・〇	六五・七	一七・七	〇・四	一七・七	一四・三
一九〇七年	三・一	一〇四・三	五・五	〇・五	一一・一	六六・六	一五・九	〇・五	一七・七	一四・三
一九〇八年	二・九	七六・〇	七・六	〇・五	一一・一	六四・九	一六・七	〇・五	一七・七	一四・三
一九〇九年	二・九	七二・一	七・六	〇・八	一一・一	六四・九	一六・七	〇・八	一七・七	一四・三
一九一〇年	三・三	一〇九・八	六・六	〇・八	一・〇	六八・六	一五・三	〇・八	一七・七	一四・三
一九一一年	三・二	九八・九	四・七	〇・三	一・〇	六七・九	一五・二	〇・三	一七・七	一四・三
一九一二年	三・九	五八・一	二・六	〇・八	一・〇	六四・五	一六・五	〇・八	一七・七	一四・三
一九一三年	五・四	八七・八	二・五	〇・六	一・〇	六〇・八	一八・四	〇・六	一七・七	一四・三
一九一四年	六・一	八八・八	二・九	〇・九	一・〇	五七・二	二〇・三	〇・九	一七・七	一四・三

右の二表から、次のことを結論することが出来る。
 對太平洋諸國貿易金額は輸出入共に減退してゐるが、輸出貿易の減退の方が遙に著しいこと。然るにこの減退著しい輸出貿易が、イギリス全輸出貿易に於ける%では大して減少して居らず、却つて輸入貿易に於ける%が減少してゐることである。一九二五年までは輸入貿易の方が輸出貿易%より大であつたのが、二六年以後に於ては、逆に輸出貿易%の方が大となり、三二年三三年に至つて、多少輸入貿易%の優勢が示されたにすぎない。これに依つてみるに、イギリスの輸出市場としての太平洋諸國は、その金額の減退にも拘らず、英國輸出貿易に於ける重要性を加へた譯であるから、太平洋へのイギリスの關心は將來益々増大するものとみねばならぬ。
 次に、太平洋貿易に於ける日・英・米の競争状態をみる爲めに、太平洋諸國の輸入貿易に於て、三國が占める%を調べてみよう。

(一) 英、ニ米、三日、a 輸入金額 (米弗) b %

年次	オーストラリア		ニュージーランド	
	a	b	a	b
一九〇〇年	三六・九	二四・一	七四・〇	四・三
一九〇一年	四六・九	二二・〇	八三・四	三・二
一九〇二年	五・四	一八・三	八四・六	三・五
一九〇三年	五・九	一八・九	八一・二	三・〇
一九〇四年	四三・九	二四・六	七九・九	三・〇
一九〇五年	四三・九	二四・六	七九・八	三・〇
一九〇六年	四三・四	二四・六	七六・五	二・九
一九〇七年	四二・二	二五・一	七二・一	二・九
一九〇八年	四二・六	二五・一	七三・七	二・九
一九〇九年	三九・七	二四・六	四五・四	二・八
一九一〇年	四一・二	二四・六	三八・八	二・八
一九一一年	四一・二	二四・六	三八・八	二・八
一九一二年	三九・九	二四・六	二七・〇	二・六
一九一三年	三九・九	二四・六	二〇・八	二・五
一九一四年	四〇・六	二四・六	一八・八	二・九

	アメリカ合衆國				日本				ホンコン				印度支那			
	a		b		a		b		a		b		a		b	
	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	
	77.9	414.5	97.7	37.4	100.0	21.6	9.8	100.0	9.0					30.0		
	100.0	251.2	35.6	11.4	21.8	10.0	100.1	9.4						23.4		
	11.4	354.3	11.5	3.5	1.3	13.5	10.1							24.7		
	9.2	346.9	25.8	1.9	10.8									33.3	16.8	
	9.4	340.0	10.1	27.4	28.8	8.2	28.8							23.5	190.2	
	9.1	384.1	25.8	27.9	9.3	2.6	28.3							3.6	25.8	
	9.1	400.6	28.6	30.5	7.2	2.8	30.4							3.4	256.1	
	9.6	402.1	30.9	31.4	7.0	3.1	29.8							1.7	207.7	
	9.4	384.4	8.5	29.3	7.5	4.4	26.6							1.7	226.7	
	9.8	432.8	7.5	29.5	7.6	5.2	25.5							2.0	206.8	
	9.1	279.0	6.9	30.1	6.3	3.9	24.9							1.8	150.5	
	9.8	206.3	6.5	27.7	5.1	0.6	20.6							1.0	106.5	
	10.1	134.0	5.7	35.6	5.5	3.4	14.4							0.6	51.3	
	8.8	128.4	7.7	3.4	4.3	5.0	9.7							0.4	4.7	
				3.6	3.1	8.4	6.7								22.2	

	支那				英領マラヤ				フィリッピン			
	a		b		a		b		a		b	
	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	
	18.8	17.2			20.8	6.8	3.4	2.0	1.4	1.5		
	19.2	16.5			9.2	64.0	3.7	8.7	10.0			
	17.3	15.2			10.7	59.5	4.1	8.4	4.6			
	16.0	12.9	96.3		7.6	47.5	4.0	6.7	19.4	5.6	13.3	
	18.3	12.3	103.1	8.5	6.3	44.6	4.1	9.9	25.6	6.6	17.1	
	15.0	11.9	78.2	16.8	9.1	75.9	7.0	5.4	36.2	6.5	21.4	
	16.5	10.3	88.4	19.6	9.7	87.1	7.6	5.7	33.0	8.6	29.8	
	16.2	7.3	5.8	16.9	20.5	77.5	6.7	4.5	10.5	10.7	37.0	
	17.2	14.5	80.8	2.4	1.4	8.2	6.3	4.2	37.7	9.8	38.7	
	18.2	9.4	76.3	1.0	1.8	8.1	6.2	2.9	46.2	12.4	52.5	
	7.7	106.9	49.8	14.0	1.2	54.9	1.0	3.8	40.3	10.5	36.3	
	23.4	115.7	43.2	9.5	6.1	33.1	6.2	3.0	37.2	8.9	20.7	
	25.6	11.4	40.5			6.4	5.8	3.0	3.5	6.8	9.9	
	21.9	11.3				12.9	5.4	3.4	3.0	4.9	9.6	
	26.2	21.0										

統計が不完全であるから、正確には云へないが、太平洋各地に於ける日・英・米・貿易の山と谷との年を調べてみると、一九二三—二九年が太平洋貿易に於けるアメリカ進出の時期で、以後が日本の進出とイギリスの部分的回復の時代である様に思はれ、その中イギリスの回復は三三年以後である。僅々一二年の進出を材料にして、何等かの立言をすることは慎まねばならないが、このイギリスの回復は暫時維持される様に思へる。この推測の理由は太平洋諸國の中に、イギリスブロックの占める地位が重要であり、従つて今後と雖も、ブロック内への自己進出及び日・米の進出防止が行はれるだらうからである。他面アメリカの高物價政策が早急に廢棄されるとも思へないし、日本の低爲替政策及び低賃銀政策が現在以上に大いに強化されるとは考へにくいからである。

併し現在でもさうであるが、將來に於ても、太平洋經濟戰は次第に政治的軍事的色彩が濃厚となり、純經濟的手段の重要性は薄らぐと思へる。換言すれば、通俗的意義での「帝國主義」鬭争化するであらう。従つて、這個の貿易の回復を更に大ならしむる爲めに、イギリスが如何なる手段を採るか注目し値する。

第二章 大英ブロック政策

第一節 大英ブロック及びブロック運動

凡そブロックイズムとは、高度資本國が、その勢力圏に對する統制を強化し、之をして政治的軍事的又は經濟的に、自國に緊縛せんとすることである。決して往々云々される如く、二國が「協調する」ことではない。實際に於ては、夫々のブロックには夫々の特徴があつて、總て一樣ではないが、その本質に至つては前述の如きものである。さればブロックイズムなるものは、帝國主義の一形態であり、然る以上は、資本主義發展の必然的成果である。従つてそれは早晩世界に現れる可きものであり、亦、現に着々として作られつゝあつたので恐慌に當面して初めて出來上つたものではない。だが恐慌が資本主義の内的諸矛盾を激化させたが爲めに、之が脱出口として、ブロック工作への欲求が強化され、かくて恐慌後特に之が問題となつた譯である。換言すれば、恐慌に追詰められた高度資本主義國は、自國商品市場の擴大維持の必要に驅られ、勢力圏統制強化の第一歩を踏み出したのである。ブロックが先づ關稅ブロックの形態で現れたのは、之が爲めである。併し資本主義の土臺にまで喰入つた恐慌は、第二、第三、第四の種々なる必要を強制した。之につれて、ブロックの意義も擴大し複雑化し、最初關稅問題に出發したブロックは、今や貨幣問題に、或は國際決濟問題等にまで進展した。然も之に止らない。各國の生産ブルジョアジはその製品の原料獲得をも確保せんことを欲すると共に、世界の政治狀勢は、種々なる軍事的必要の充足手段として、ブロックを考ふるに至らしめた。かくて世界には様々なブロックが考案され、或は實現され、ブロックの絲は縦横に交錯してゐる。フランス首相ブリアンの提唱せる歐洲經濟聯盟案、アメリカ・ブロック、フランス・ブロック等數多あるが、それ等の中で、最も強大なものは大英ブロックである。

若し植民地會議を以て、ブロック運動の公然たる表現と看做すならば、それは既に一八八七年に開催されてゐるが特に經濟政策が問題となつたのは、一八九七年の第三回植民地會議からである。この年にイギリスは帝國特惠の障碍となる如き通商條約を廢棄するに至つた。植民相ジョセフ・チェムバレーンは、帝國貿易を隆昌ならしむべき新政策に、大いに力を致したのである。一八九九年の條令は、王領植民地開發の爲めに、港灣及び鐵道敷設の貸付を行はしめ、一九〇〇年の Colonial Book Act は帝國内投資の發展を促した。この間、米・獨の競争と保護政策とは益々強化された。イギリス貿易は絶對的には大いに發展したが、世界貿易に對する參加率は、徐々に低下し、かくて關稅改正論（保護政策論）は擡頭し來つた。併し貿易の絶對的進展の事實は、未だ之を有力ならしめなかつた。加之、永年に渉る英國の自由主義愛好は、之が一大障礙をなしたのである。

然るに世界大戰と戰後經營とは、イギリス國民經濟から多くの自由を奪つた。諸外國の保護政策は極端にまで押進められた。イギリスが自由主義を抛棄すべき必要と可能性とは確立された。一九一〇年のマツケンナ關稅は、イギリス最近の保護政策 嚆矢をなし、一九三〇年七月五日のイギリス大銀行家の保護貿易宣言は、自由主義から保護政策への決定的移行を示せるものである。この間、二一年の「産業保護法」二五年の關稅改正、二六年に於ける「産業保護法」の十ヶ年實施延長決定等が行はれた。

併し保護政策がイギリス工業ブルジョアに與へる効果は、アメリカ合衆國の如くに大ではない。何故ならば、イギリスの内國市場が狭いからである。内國市場の狹隘は二つの結果を齎らす。その一は、高率關稅に基く獨占資本の特別利潤を少なからしめることである。その二つは、生産をして外國市場に頼ることを大ならしめることである。併し現今の外國市場は、各種の方法に依つて夫々保護され、これへの侵入は容易でない。殊に、内國特別利潤の少なきことは、ダンピングに依る攻撃力を削減してゐる。かくてイギリスの採る可き方策は、準内國市場の擴大強化より外にはない。大英ブロック運動は、即ち之なのである。

大英ブロック運動は、先づ一九二九年ビーヴァブルック卿等の大英國十字軍運動、即ち大英國内自由貿易運動として現れた。彼等の指導する保守黨新聞は大いに之を宣傳した。三〇年には議會に於て、保守黨系議員中に、公然これを主唱する者が現れて來た。同年二月二十日「新聞卿」達は「合衆帝國黨」を樹立して、一般市民に加入を勧誘した。保守黨の危機迫るに及び、黨首ポールドウキンは帝國内自由貿易に賛成であるが、實際政策として、領土内自由貿易は不可能であるから、領土内優先待遇、領土内合理化、領土内の協力を、保守黨の政策中に包含せしめると聲明した。併しビーヴァブルックは之に満足しないで、全國に涉つて新黨の爲めの鬭争を開始せんとした。遂にポールドウキンは降伏し、三月五日次の如き聲明を發した。「保守黨が再び政權を握る時には、新政府は就任後、直ちにイギリス領土會議を開催し、經濟的統一の可能性を論議するであらう」と。之をみて、ビーヴァブルックはその合衆帝國黨の解散を即日聲明した。かくして一九三〇年十一月一日第一回帝國會議がロンドンに開かれたが、何等積極的結果を得ることなくして幕を閉ぢ、單に帝國内相互貿易促進手段考究の爲め、一年以内にカナダのオッタワに會議を開くことを決定したゞけであつた。それが延期されて一九三二年の七月二十一日に、いよいよオッタワ會議が開かれたので

ある。之に参加せるものは、英本國を始めとして、カナダ、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、南阿聯邦、ニュー・ファウンドランド、印度、南ロシアの九邦代表で、最要なる議題は、英帝國內貿易に關係ある通商及び關稅政策であつた。會議は八月二十日に閉會した。その結果は(一)決議事項(二)英本國と自治領(アイルランドを除く)間の協定(三)英本國と印度等の屬領との協定に分れてゐるが、こゝで問題とすべきは(二)である。その要點を擧げれば、

- (一) 英國現行輸入稅法に依つて無稅の英帝國產品は一九三二年十一月以後も無稅とす。
- (二) 英國は協定附表指定の外國品に、一定の稅率を課するやう措置すべし(品目は銅、小麥、バター、チーズ、粉ミルク、冷凍魚等)
- (三) 協定附表に指定する外國品に對する英國現行輸入稅率一割は、當該自治領の同意なき限り、引下げず。
- (四) 自治領は夫々の協定附表に指定する英國品に對し、特惠を擴張又は維持す(絹、人絹、綿織物、電氣材料、鋼鐵、化學藥品等)
- (五)(イ) 自治領の保護關稅は、目的達成の見込ある産業に付てのみ實施す。
- (ロ) 自治領は生産費の關係に於て、輸入英國品が、當該自治領產品と、合理的競争を爲し得ざる如き高率保護關稅を設けざる主義を採るべし。
- (六) 英國植民地及び保護領等に、特惠關係を結ぶやう措置すべし。

さてこのオッタワ會議に、吾等は何を見出す可きであらうか。先づこの會議は目的を達したであらうか。この會議の公然たる目的は、相互の關稅引下げに依つて、帝國內貿易の好轉を促し、以て世界貿易全般を復興することに在つた。然るに結果は反對で、帝國內通商の自由は殆んど増進されなかつた。凡そ英帝國ブロック強化の最大困難は、屬領の工業的發展であるが、而も之を克服せんとする處に、英本國工業の隱されたる目的がある。然るにこの目的は達せられずして終つた。されば經濟學者グレゴリーは「オッタワ會議は最大の破局である」と評してゐる。(オッタワ會議の帝國內的意義に就いては本書に次いで出版すべき「大英帝國經濟及經濟政策」に於て詳説する)

だがオッタワ會議は、右の對内的意義の外に、對外的意義を有してゐる。この點では一應の効果を收めたといへよう。オッタワ會議に基き、自治領及び屬領は續々と關稅改正を行つた。

其後三四年五月に至り、自治領及西アフリカを除く屬領に對し、割當制を施行し、一段とブロックを強化した。右に述べた處は、元來がイギリスの版圖であるが、その他に、有力なる外廓として、和蘭を引込むのである。本國和蘭は經濟的には、固より問題とすべき程のものでないが、その植民地を包含する所謂 Dutch Empire は、決して輕視すべからざるものである。元來和蘭は最も自由なる通商政策を採用し來り、蘭領印度に對しても、同様な政策を行はしめてゐたのであるが、世界恐慌に當面して保護政策

年次	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
輸入	二,四二八	一,八九三	一,一九九	一,二〇九
輸出	一,七一九	一,三三三	八四六	七六六
入超	六九九	五二	四五三	四八三

(盾萬百位單)

後編 最近に於ける各部門の分析
に轉向した。

輸出入共に著減であるが、貿易尻は徐々に入超減となりつゝあつた。然るに一九三三年に於て、再び三千万盾の増加を示してゐる。保護政策の強化が行はれるのは、當然と言はねばならぬ。この和蘭本國に對する大英帝國全體の貿易參加率は、輸出に於ては、和蘭國輸入の八分乃至九分程を占め、輸入に於ては、和蘭本國輸出の二割弱を占めてゐる。従つて對蘭輸出の餘地は存する譯である。殊に近年イギリスの高級品輸出市場が主として歐洲に限局されてゐる状態の下では、和蘭市場は相當の重要性を有してゐる。

轉じて蘭領印度の貿易をみるに、その著るしい發展は歐洲大戰後で、一九二〇年度には一九一三年度の三二倍となつたが、世界的農産物價格の低落以來激

蘭領印度輸入國別百分率表

	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
和蘭	一八九	一七四	一五七	一二四
イギリス	一〇二	七八	九六	九六
シンガポール	一〇六	二〇	二五	一〇八
アメリカ	一〇五	九一	六七	四九
ドイツ	一〇〇	九二	七七	七六
日本	二一六	一六四	二一三	三二〇

以上事實は英と蘭との對日關係に共通の利害を感じしめるに至つた。特に蘭印の輸入品中第一位を占めるものは綿

落して了つた。蘭印への主要供給國は和蘭・日本・イギリス・獨逸・米國等であるが、その相對的地位には非常な變動がみられる。それは上表に明かである。日本の一大躍進、イギリスの停滯、シンガポールの不振、和蘭本國自身の後退、

織物であるが、これこそは亦日本品進出の特に目覺しいものである。蘭印に對する三國の綿布輸入高は、次表の如くである。

(單位、千碼、及び千盾)

總輸入高	一九三〇年		一九三一年		一九三二年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
日本	三二、五七六	五〇、〇六六	三七、九九三	四七、六二一	三〇、三六〇	五五、四七七
英國	二二、七四四	三八、八四四	二五、四三六	三七、九三〇	三〇、三六〇	五五、四七七
和蘭	八九、〇三三	一一、〇三三	四六、三三七	五八、九四三	一〇、二六六	一〇、二六六
和蘭	一一、三〇〇	一一、三〇〇	一〇、五九二	一〇、五九二	六、一六五	六、一六五

人絹輸入に就いても、從來は歐洲諸國が大半を占めてゐたが、二九年以降日本の進出著るしく、三一年には八割以上をしめ、三二年にはジャバ及びマヅラに就いてみるに、九割に達してゐる。鐵竝に鋼鐵品輸入に於ても、從來の獨・英・蘭・米・白の順序は覆され、三二年に於ては日本が第一位となつた。

以上の情勢から導かれる問題は、第一に和蘭本國工業の植民地市場確保である。第二に蘭印工業の保護である。第三に英國工業、特に織維工業の恢復である。而して之等より生じ來る英・蘭共同戦線である。英國と和蘭の紡績業者は三三年に協定を行つて、相互の競争を緩和したが、日英會商決裂以後、英國の和蘭抱込運動は表面化し來り、昨年五月二十三日のロンドン電報は、蘭印産ゴム及び砂糖と、ランカシアの綿布との間に、或種の了解が成立したと傳へてゐる。又、シンガポール政廳の行へる人絹綿布類の割當實施に於て、蘭印産サロンに特別待遇を爲したことも判明

した。否、ブロック工作はもつと進んでゐる。英のアレンビー將軍は蘭印各地を視察したが、シンガポール要塞の築城を急ぎつゝあること、關聯し、英・蘭秘密協約成立の噂が傳へられた。それかあらぬか、和蘭は蘭印防備の爲めに巡洋艦及驅逐艦の建造を計畫した。勿論そのみでは、日本海軍に敵す可くもないが、而もその數量は日米開戦の曉に、日本が割き得べき勢力に匹敵するといふ、併し之とても、背後に大英海軍を控へて居ればこそである。

上述の如きブロック工作が、どの程度の實效を示したかを識ることは、元來、甚だ困難であるのみでなく、現在まで、は時日の経過が短か過ぎる。従つて敢て斷案を下す積りはないが、然しこゝ二三年の貿易統計を觀ることは、全然無意味ではあるまい。

輸 入	輸 出	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
二九・四	四四・五	二九・二	四三・五	二六・七	四五・三	三六・九	三七・一

先づ帝國內貿易が全帝國貿易中に占める率をみると、一九二九年以降三三年まで、二五・七%二六・

%、二五・七%、二九・一、二九・五%となつて、大勢は上昇してゐる。この間に於て、全帝國貿易は輸出入共に後退してゐる。従つてこの帝國貿易の加重は、悲觀的基礎の上に爲されたものと言はねばならぬ。而してかゝる帝國貿易に於ける英本國の重要性は、右表の如く變化し、英帝國より本國への輸入が、本國の全輸入に對する率は相當増加してゐるに對し、輸出に於ては、皮肉にも、オッタワ會議以後漸減してゐる。これでは「内國市場」の確保擴大を目的とするブロック工作の意圖は達せられない。

英屬領各地の輸出入に於ける本國參加率及び對本國輸出入表

	1931年		1932年		1933年		
	金額	率	金額	率	金額	率	
カナダ	輸出		184.4	3.89	227.6	39.3	
	輸入		86.5	21.3	105.1	24.2	
濠洲	輸出		52,271	53.1	67,544	55.7	
	輸入		17,410	40.0	23,544	41.7	
セイロン	輸出		83.9	49.3	92.6	50.5	
	輸入		37.4	19.0	31.1	17.5	
エヂプト	輸出		10,472	37.8	12,089	41.0	
	輸入		6,587	24.0	6,190	23.1	
インド	輸出	44.03	26.8	37.10	27.5	43.12	29.9
	輸入	46.36	34.2	48.64	36.4	47.54	41.0
マラヤ	輸出	64.8	15.1	58.5	16.0		
	輸入	62.5	13.7	55.7	14.6		
南阿聯邦	輸出		56,738	82.3	56,865	77.8	
	輸入		15,121	46.1	24,720	50.1	
ニューゼーランド	輸出		88.0	32,499	87.8	35,572	86.1
	輸入		49.2	11,788	51.2	10,840	50.5

(League of Nations. Review of World Trade 1934)

併しこの問題の正しい認識を得る爲めには、帝國貿易をもう少し詳細に檢しなければならぬ。

上表の輸入參加率で、英本國の増大せるものはカナダ・濠洲・印度・マラヤ・南阿であり、減少せるものはセイロン・エヂプト・及び新西蘭である。之等の減少せる地域に對しては、當然恢復策が講ぜらるべく、その他カナダ・濠洲・南阿の如く、對イギリス出超バランスが大なる地方に對しても、調整的努力が試みられようが、その場合起

るべき植民地工業との衝突を緩和すべき方法は、容易に見出され難い。かくてブロック工作は、その第一の目的に就いて、至大の困難に當面せざるを得ないのである。併し乍ら輸入に於て、世界輸入額の三割七厘、(一九三四年)輸出に於て二割七分三厘(一九三四年)を占むる一大勢力圏が、たとへ或程度までにせよブロック化されることは、世界経済にとつて一大問題である。同じく大植民地國であつても、フランス「帝國」の如きが世界輸入の一割八厘、輸出の八分九厘を占むるに比すれば、その重要性は自ら推測し得られるものと云はねばならぬ。

第二節 對日貿易戰

大英ブロックの最も端的な相手となつたのは日本である。この意味に於て、日英通商問題は、大英ブロック運動の全豹を窺ふに足る可き一斑である。

先づ日英貿易が兩國の輸出貿易に於ける重要性をみるに、對英輸出が日本全輸出中に占める割合は、一九二九年には二二・五%、以後逐次増加し、三二年には三〇・三%に及んでゐる。然るに英國側からみれば、二九年には一・八%、三二年には一・四%にしか當らない。英國の強硬なる對日態度の基礎は、こゝにある譯である。

問題を通觀する爲めに、英ブロックが日本品排斥の爲めに採れる手段、又は結果に於て日本品排斥となれる手段の目星しいものを列擧して見よう。

一九三一年十月	印度。關稅引上	同	五月十五日	埃及。綿製品關稅引上
一九三二年八月	印度。關稅再引上	同	同 十七日	西阿通商條約廢棄通告
一九三二年十月	オッタワ協定實施	同	同 三十日	埃及。絹及人絹關稅引上
一九三三年一月	印度。オッタワ特惠關稅法實施	同	六月 七日	輸出入制限條約脫退通告
同 一月	セイロン。特惠關稅法實施	同	同 七日	印度。綿布新關稅實施
同 三月	印度。絹人絹稅引上	同	同 十五日	マレー聯邦。綿布、麻、人絹關稅引上
同 三月	カナダ。關稅改正	同	同 二十日	濠洲。ゴム靴に對し 現金供托要求
同 四月 十日	日印通商條約破棄通告	同	同 二十六日	東阿。關稅引上
同 五月 一日	埃及。雜品關稅引上	同	同 二十六日	南阿。關稅引上
同 五月 二日	英本國。ゴム靴關稅引上	同	七月十八日	南阿。電氣器具にダンプ稅賦課
同 五月 五日	英本國。綿手袋關稅引上	同		

此の如き英ブロックの全面的な日本品排斥の中、商品として最も重要なものは綿製品及人絹であり、特に綿製品である。故に先づ世界市場に於ける日英の綿布輸出の對立狀態が如何なるものであつたかを示さう。これは一九三二年の統計である。

(單位千平方ヤード。△印は日本の少きを示す)

支	國 名		比 較		支	國 名		比 較	
	日 本	英 國	日 本	英 國		日 本	英 國	日 本	英 國
那	二九一、三六	七二、五九七	二八、七八	△	六四、五六	五九、二六五	四、二八四	△	

國名	日本	英國	國名	日本	英國
香港	二二,四〇八	五三,八六六△	アフリカ	二〇六,六七二	三三,四八三△
シヤム	二四,三九七	九,四五九	バルカ	四三,二二三	五七,四三七△
ヒリッピン	二一,四〇九	五,〇九四	南米	二七,九三五	二〇四,〇五一△
蘭印及英領インド	三五,一二八	四三,八六八	アラビヤヘルシヤ	六,三三九	二六,八三五
海峽植民地	八二,一六五	一七,三四三	その他	三,四七八	四九五,六六六△
濠洲	三七,一六三	一六,五四二△	合計	二,〇三,七七〇	二,一八,四三五△
埃及	一九,五〇三	八,九二三			一五五,六五五

右の如く總輸出高に於ては、日本は英國より一億五千五百萬平方ヤード少いが、一九三一年に於ては三億ヤード少なかつた事實を省るならば、正に一九三二年度に於ては日本品は躍進したといはねばならぬ。
又人絹に就いてみれば(一九三二年)

國名	日本	英國	國名	日本	英國
香港	(千ヤード) 101	—	埃及	一九,七四六	—
英領印度	九二,五八五	五,六二〇	アフリカ諸國	八,五三七	—
海峽植民地	八,五四八	四四	濠洲	八,三四〇	—
カナダ	七九七	四,三五五	西ア	—	—
南阿	一三,一九九	二,四二六	セイロン	—	—
東阿	五,一二二	六	ニュー・ジブランド	—	—

一九三二年に於て英國人絹業は世界第三位に位し、産額六千九百萬ポンド、第二は伊太利の七千萬ポンド、第一位は米國、一億三千百萬ポンドである。これに對し日本人絹は六千四百萬ポンドで第四位であるが、六年前には僅か六百五十萬ポンドに過ぎなかつたのであり、第四位とは云へ第三位の英國との差は五百萬ポンドに過ぎない。殊に三十二年上半期は遂に第二位となつた事實を考へれば、英國が恐怖したのは當然である。然も日英工業の衝突は綿布や人絹に止らず、化學藥品、電球、自轉車、鈕釦、セメント、ゴム靴等頗る廣範圍に亘つてゐる。以下英帝國內主要地に於ける兩國の鬭争を多少詳述する。

(A) 英本國に於ける日本品排斥。先づ對英本國の輸出貿易を、重要商品に就いてみるに左表の如くである。

全輸出額	一九三三年 一―四月	一九三二年 一―四月	一九三二年	一九三一年	一九三〇年
生糸	二二,五九三	一八,七〇〇	五九,六五七	五三,一六六	六,七三
絹及人絹	四,〇六一	三,三六〇	九,二五七	六,一六一	二,九二四
絹類	二,六一	一,六四三	四,七六一	四,二二	六,二六二
ポリエステル	一,四八八	一,二九七	三,八三七	五,四九九	六,九〇〇
豆類	一,八二	一,八〇三	四,五二二	二,八七四	二,三三六
罐頭詰食料	一,五九八	一,八六八	六,一五七	四,六三五	四,八七四

當時までに英國の外國商品排斥手段として行はれたるものは、一九三二年三月一日に於ける新關稅法である。これは(一)現在關稅適用品及び特
定免稅品を除く一切の輸入品

に從價一割を賦課し、(二)更に、この從價一割の外、必需品以外の商品に別に附加稅を課することを骨子とする。
次に、同年四月二十六日に、前年十一月二十五日實施の「異常輸入關稅法」を廢止すると共に、該表の課稅品目の

全部に從價一割を賦課して之を一般稅表に移し、同時にその稅表中、完成品の大部分に從價一割、贅澤品に一割五分乃至二割、鐵鋼半製品に二割三分三厘の各從價附加稅を課した。

右二回の關稅實施は日本品のみを目標とはしない。之を目標とするものを舉げれば、五月十一日に人絹織物生産保護の爲めの暫定的施設として絹及人絹に附加稅を課した。即ち、全部又は一部が人絹より成る糸、織物、同製品に現行稅の外從價一割の附加稅を課することを骨子とする。

十月二十一日各種ゴム靴に現行從價二割の外に、一足に付き三片乃至二片の附加稅を課した。
三十三年に入つてからは

四月二十七日滿期の卸關稅從價三割三三を繼續することとした。

五月二日ゴム靴關稅を深物一足一志六片乃至四片に、淺物を十片乃至一志に改正した。これは日本品にとつて從價十割の高率關稅に當るものである。

五月五日には綿を含む織物製手袋、柳枝バスケットへの關稅を、一般從價稅を含めて從價三割とした。

(B) 埃及。埃及は一九三二年四月一日に從價一分の附加稅を全輸入品に賦課したが、之は問題でない。

六月二日絹、人絹及綿製品關稅を引上げた。從來の稅率に比すれば富士絹は二倍、縮緬は二―三倍、人絹四倍、綿製品は五分―一割の引上げである。

一九三三年に於ては

五月一日マツチ等雜品の關稅を引上げ。

五月十五日、綿糸布關稅を引上げた。殊に綿布は三割方引上げである。この結果、從價三五―五七パーセントから四五―七四パーセントになつた。

五月三十日一部絹布及メリヤス等の從價率又は最低稅額を引上げた。

右の諸手段に明かなる如く、埃及の對日防戰は主として綿製品、絹及人絹に向けられてゐる。この問題を日本對英本國の鬭爭としてみる時、次表の如く、日本の進出、英國の退歩となつてゐる。

更に之を貿易内容よりみるに、日本の對埃及輸出の八割は綿布、

埃及への輸出		一九三一年	一九三二年
日 本	三、八三〇	四、八七七	千圓
英 國	六、五〇四	六、一三〇	千圓
埃及より輸入	一三、五六八	一九、七八八	
日 本	一〇、八一五	一〇、〇六五	
英 國			

	英 國	日 本
一九二八年	二六、六七〇	(千ヤード) 七、五九六
一九二九年	一五、六六九	一〇、八〇四
一九三〇年	二七、六一一	一〇、九〇五
一九三一年	七、一九七	一〇、七九七
一九三二年	八、九二三	一九、四三五

絹及人絹織物であるが、その中綿布のみで全輸出の六割五分を占めてゐる。一九三三年一―四月の間に於ては七割餘を占めてゐる。この綿布に於て日英のエヂプト向輸出は次の如くである。

右の狀勢を阻止すべく行はれたのが、一九三二年二月及び一九三二年六月の關稅改正であるが、これは日本綿布に

とつて致命的打撃でもなく、且つ三二年は金禁止の力でこれを乗り越えた。かくて三三年五月の引上げとなつたのである。

人絹に就いてみれば、エジプト向人絹の日英比較は次の如くである。

年	英 國		日 本	
	輸出	輸入	輸出	輸入
一九二九年	二、六六〇	一、一六〇	二、九六六	一、九七六
一九三〇年	二、一四五	一、一〇〇	二、九六六	一、九七六
一九三一年	一、四四六	一、一〇〇	二、九六六	一、九七六
一九三二年	七二	七二	二、九六六	一、九七六

日本品は三年間に、一千二百三十五倍となり、英國は三・四分の一となつた、埃及に於ては人絹製糸は存在せず、製糸業は萌芽時代にして、絹織物工業の原料生絲は大部分、原料人絹は全部輸入品である。従つて保護は主として絹人絹織物に向けられてゐる。

(C) 濠洲。濠洲は當時迄の處日本品排斥の爲めに多くの手段を採用してゐない。この事の基礎的理由は、日本輸出品と濠洲産業との衝突がない事、對濠貿易が例へば昨年度をみるに、輸出三千六百萬圓輸入一億三千四百萬圓の如く輸入片貿易なること及び濠洲が印度等と異り、自治領である事等の裡に見出される。

全輸出額	一九三三年	一九三二年	一九三一年	一九三〇年
	一三、三九七	七、一五四	三六、八九五	一八、四〇五
三、七六六	八二五	四、八七六	二、八五六	二、四一
一、四〇四	二、八九三	一、六六三	九、三三九	一三、七九七
一、二四〇	一、三二二	三、一六五	一、九二五	二、七八三
八、四八一	五、〇八〇	二四、六六四	一四、一四	一九、〇一一

(單位千圓)

對濠輸出貿易の内容をみるに依然此處でも綿織物、絹、人絹が大部分を占めてゐる。三二年九月の關稅大改正の結果、綿小

絹人絹織物	一九三三年	一九三二年	一九三一年	一九三〇年
	四、〇六四	二、八九三	一、六六三	九、三三九
一、二四〇	一、三二二	三、一六五	一、九二五	二、七八三
八、四八一	五、〇八〇	二四、六六四	一四、一四	一九、〇一一

倉に對し高率關稅課稅範圍を擴大し、且つ特惠稅率を引下げたが、綿小倉は對濠綿製品輸出中、

極めて小部分であるが故に實際打撃は洵に輕微であつた。之に比較すれば、十月のオッタワ協定に基く改正は影響が大きい。即ち「外國品との競争關係にある英國商品は他國品に比して、その稅率從價一割九分迄のものには一割七分五厘以上、從價一割九分以上のものには二割以上の特惠を受ける」との規定に依つて、一般稅率は次の如くに改められた。

品名	新		舊	
	從價	從量	從價	從量
絹織物	三〇%	四五%	三〇%	四五%
絹メリヤス	四五%	四五%	四五%	四五%
絹織物	四五%	四五%	四五%	四五%
人絹織物	四五%	四五%	四五%	四五%
人絹メリヤス	四五%	四五%	四五%	四五%
普通綿絲	二五%	二五%	二五%	二五%

併し乍ら上表に見る如く、その引上げは比較的僅少であり、従つてこの改正は稅率及び特惠擴大の二重負擔であるに拘らず、日本商品が充分その障礙を乗り越えたことは、前々表の昨年一―四月と一昨年一―四月とに於ける輸出額に明かである。然るに英本國はその綿業の利益の爲めに、濠洲政府を動かして日本品阻止の要望を貫かんとした。元來、この市場

に於ける日英綿布戰は英國の決定的優勝を示してゐる。即ち

年次	英品	日本品
一九三一年	二二,〇三二	一四,一五三
一九三二年	一六,五三三	二〇,九三九

然るに三三年に入つて以來、一―五月の間に於ける綿布輸出は二千四百三十餘萬ヤードに激増し、昨年同期の三倍に及んだ。英國にとつて濠洲は、インドに次ぐ第二の市場である爲め、早くも防衛手段を考慮するに至つた。

(D) 南阿聯邦 一般に阿弗利加は日本品にとつてさして重要な市場ではなかつたが、近來急激に進出するに至つた。之を南阿聯邦についてみれば即ち

一九三〇年 一四,二(百萬圓) 一九三一年 一九,二 一九三二年 一六,四

特に注意すべきは一九三一年に於ては、各國の對南阿聯邦輸出が減少したるに拘らず、日本のみ五割二分の進出をみたことである。輸入は輸出の一割に達したることなく、且つ連年低落の傾向に在る。かくの如き對濠洲とは反對の片貿易は、以て南阿聯邦をして強硬手段をとるを得しむるものである。

對南阿聯邦輸出の大宗は、例に依り綿織物、絹人絹メリヤス等で、三二年度の輸出の七割四分弱に達してゐる。そして此處でも日英は次の如く争つた。

年次	綿布 (千ヤード)		人絹 (千ヤード)	
	日本	英國	日本	英國
一九二九年	一三,七七八	七,六八八	五七	四,七二〇

然らば南阿聯邦は如何なる手段をとつたか。三二年二月爲替ダンプ税法を設定し、九月十二日日本よりの過燐酸肥料に之を適

一九三〇年	二二,六六六	五七,三三三	一,〇三七	四,三九三
一九三一年	三九,〇三三	五五,三八四	九,四六三	四,〇三九
一九三二年	三六,三六六	五,九九三	二,二〇〇	二,七四九

用し十一月十八日セメントにも實施した。殊に重要なのは十月のオツタワ協定による關稅改正で、當時の相場からみれば綿布に

は十二割、人絹には七割四分に當つてゐる。然もこの場合注意すべきことは、コンゴ盆地條約の爲めに英國製純絹及び人絹布に對して特惠がないことである。而もコンゴ―條約の改訂又は破棄は、簡單には行かない。

(E) 東阿及び西阿。西阿に對する邦品進出の程度は、東阿のみの統計が無く、且つ東歐及び南阿を通じて輸入されてゐる爲め、之を示し得ないが、惱まされてゐたことは事實で、爲めに一九三二年五月十七日の通商條約(日英通

(單位百萬圓)

年次	一九三〇年	一九三一年	一九三二年
日本	一〇,〇六	一〇,八	一五,七
英國	七三,三	五三,六	三九,七

商條約第二十七條)の廢棄通告となつた次第である。東阿も亦日本品躍進の地である。日英の比較を示すならば、上の如くである(數字は英領東亞及葡領東西への合計である)。

絶對數は勿論英國が大であるが、一は激減し一は激増してゐる事が問題である。更に主たる鬭争品目たる綿布及人絹織を比較するに

年 度	綿 布 (単位千ヤール)			人絹織物 (単位千ヤール)		
	總 計	日 本	英 國	總 計	日 本	英 國
一九二九年	九、〇八四	二七、二六三	二〇、一八三	一、五八八	一四八	三三三
一九三〇年	七、五八六	三、六六元	一七、五〇〇	一、九六四	一、〇四三	二二六
一九三一年	八三、三三三	四四、三五四	一〇、八七九	二、四二二	二、一八〇	四三
一九三二年	七四、〇六	四七、八八〇	一〇、八八三	四、三二二	四、三三九	三二

英國の決定的敗北は上表に依りて明かであらう。

三三年六月二十六日英領ケン

ヤは新輸入税を實施した。その改正の結果、重目粗布への關稅は安くなつたが、その他のものは二割乃至五割方増稅となるものである。

更に八月十二日英保護領ザンジバルも輸入關稅の引上げを行つたが、その品目は殆んど日本品を含むものである爲め、同方面向け日本品は相當の打撃を蒙るものと見られた。即ち、綿毛布、ゴム靴、生地綿布、加工綿布、人絹、シャツ、自轉車、洋傘その他に及んだ。

(F) 加奈陀。英帝國ブロック中に在つて、最も有力なものはカナダである。最も有力であるが故に、英本國の支配は最も稀薄で、且つ對日輸出片貿易に在り、加ふるに日本纖維工業品中、カナダ工業と衝突すべきものは、下位に在る爲め、比較的兩者の關係は平穩であつたが、三二年十一月十三日オツタワ協定に基く關稅を實施し三三年三月二十二日にも廣汎な改正を行つた。併し最も著るしいのはダンブ稅の實施で、三二年に三回に涉り、鉛筆、メリヤス、

罐詰に實施した。

(G) 印度。廣袤一百八十万平方哩、ガンヂスの沃野は大英帝國の礎石である。イギリス資本主義はこゝに原料を求め、こゝに其製品市場を見出した。然るに日本資本主義の發展は、インドを日本に對しても同様の關係に置いた。原綿供給地としての印度は、又日本綿布の大市場となつた。争ひの根元はこゝに存する譯である。加之、インドは今明かに産業革命を経験しつゝある。綿業、麻、石炭業に於て、近世的組織は發展しつゝある。然も印度經濟の基礎は農業であり、人口の大部分は農民である。

國 名	日 本	英 國	對英品邦品%
一九二八年	三〇五	一、四四二	三
一九二九年	五一九	一、二六二	四
一九三〇年	三九〇	七九二	五

之等の諸事實は問題を複雑化せしめる。
一九三〇年三月印度政府は初めて日英兩國綿製品に五分の關稅の差を設けた。これは左記の如く、日本綿布が英品を驅逐し始めたからであつた。

併し僅々五分の差では、到底日本品を抑へ切れず、三二年には左表の如く主客顛倒して了つた。三二年八月、遂に對日關稅の大幅引上となり、特惠差は二割五分に増大した。

その結果は、三二年四月から三三年三月までの一年に、次の如く現れた。

年 次	日 本	英 國	%
一九三一年	四〇四	三六九	一〇〇

(百萬平方ヤード)

國名	日本	英國
上半期	三三三	三六六
下半期	二六五	二八一
計	五九八	五七七

印度政府は更に進んで、一九三三年四月十日英國政府を通じて日印通商條約の破棄を通告し、六月七日には印度産業保護法の發動に依り、手織生地綿布關稅を、從價五割から七割五分に引上げ、特惠差を五割ならしめた。之に對して、日本側は印棉不買を行つた。こゝいらが日印紛争の山で、やがてシムラ會商となり遂に

日印新通商條約が締結されるに至つたのである。

こゝに注意すべきは、インド自身に於ける綿布生産の増大である。

(百萬平方ヤード)

前記諸表に依つて、二つのこ

年次	戰前平均	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年
印度國產	一、一〇五	一、八九三	二、四二八	二、五二六	二、九二九
外國品	二、六二六	一、八九七	一、八八二	八八一	七五四
總供給高に對する%					
印度國產	二九・四%	四九・九	五五・三	七四・六	八〇・〇
外國品	七〇・六	五〇・一	四四・八	二五・四	二〇・〇

とが明白である。その一は、英品が日印兩者の挾撃を受けてゐることであり、その二は、邦品の進出は印度産綿製品に對して脅威たることである。先進資

本主義國たるイギリスは、前資本主義地域たるインド及び日本を先づ其市場とし、やがて兩者に於ける綿業の發展を招來し、これと争はざるを得ない立場になつた。かくの如きは、資本主義國と前資本主義地域との關係の定型的發展

である。

インドに於けるかゝる問題は、やがて日印シムラ會商となり、三四年七月十三日新通商條約がロンドンで調印された。然るに日印會商と平行して行はれた日英會商は遂に決裂し、三四年五月七日の對日貿易宣戰布告並びに割當制の施行となつたのである。

割當制は日本からの輸入に、どれ程の効果を齎したか。本年上半期と昨年上半期とを比較するに、海峽植民地、セイロン等は明かに減少を示して居り、特にセイロンの如きは半減に近く、四八%の減少である。その反面、英領インドの如きは、バーター制に依つて順調な貿易が行はれ、二割二分の増加を示してゐる。且つ割當制は自治領には適用されない爲めに、對英帝國全體の貿易の上には、顯著な効果は示されてゐない。問題はこの割當制を含む處の、通商障礙一般に存するので、その點からは、對英日本輸出は、相當の重壓を受けたと言はねばならぬ。

財政部門

第一章 戦時財政と其影響

世界戦争後十数年間に於ける英國財政には、戦時財政政策の影響が最も明瞭に現はれ、又現代資本主義國財政の諸特徴を最も鮮明に表現して居る。

戦時財政を支配する根本的條件は最も速かに有利に戦勝に導くことであり、戦争遂行のために能ふ限り急速豊富に戦争資金を調達して戦時施設を作出せねばならない。交戦國の政府は利用し得る限りの物資と労働力を戦争遂行の用に供せねばならないが、國內の資本主義經濟の基本的條件を崩壊せしめることは出来ない。戦時に於ては資本家階級の協力は勿論のこと労働者階級の舉國一致的協力を必要とする。交戦國の有する階級的利害の軋轢について何等か當面の緩和或は停止を計りすべての生産力を戦争の目的に適應させ、又國民各部分の關心を戦争に集中させねばならない。戦争の遂行には國內秩序の平和を必要とする。交戦國政府は、其國民經濟に強力なる戦時統制を加へ、戦争の目的に組織して、そこから最も有効適切に戦争遂行に要する物資と労働力とを引出さねばならない。殊に一九一四—一八年の世界大戦は國民の全生産力を動員して行はれた戦争の最初のものであつて、其以前に人々の想像しなかつた所

である。

聯合國間には財政的協力が行はれたが、それは戦争の遂行中のみに限られた。一度勝利が確定するや、其戦勝を自國に有利に利用することが各國の政策となる。戦争の目的が達すれば、協力の必要は消滅し、却つて協力の破壊を計つて自國の利益を伸張し他國の要求を抑へることに努める。

交戦諸國の内部的關係に於ても同様のことが見られる。戦時中こそ、社會諸勢力の利害の衝突軋轢が緩和され、一時その要求が無視されても國民がそれを忍び居る。一度戦争終結し勝利が確定すれば、國民的協力の強力なる必要が消滅し、戦時に於て資本主義的勢力の自由活動に對して加へられた強力なる戦時統制の拘束から解放される。戦争によつて巨額の戦費を消耗し、國民經濟に多大の損害を生じて居るだけに、戦争後に於ては社會の經濟的諸勢力の利害の要求は一層鋭くなる。戦時經濟統制によつて拘束された状態から解放されて、戦後に於ては資本主義的條件の維持發展の要求が強く現はれて来る。資本家階級の支配的なる政治勢力は國家權力を動かし、財政政策及び財政制度を自家の有利に決定することを要求する。

強力なる戦時統制によつて組織されて居る國民經濟から、戦争遂行に要する物資勞働力を國家が吸収する手段即ち戦争資金調達の財源は、租税か公債かである。戦時の如く巨額の資金を即時に必要とする場合には租税収入によつては調達し得ない。戦費の財源を公債によるべきか租税に求むべきかと云ふに、現實の問題としては殊に戦争の當初に於ては公債収入に頼るほかはない。たゞ公債によつてのみ急速に巨額の戦争資金を調達し得る。公債を財源とする資

金調達は、其時に自由資金を有する者について任意に應募し資金を提供せしめるのであるから、其事のみを以ては何等市場經濟的關係に直接干渉することにならないし、また直接當面の混亂を避けることが出来る。其故に世界大戰に参加したる國々の戦時財政は公債を主要財源とした。獨・佛の諸國は勿論として、能ふ限り租税を以て戦費を支辨せむとする要求に最も適合したと云ふ一九一四—一八年の英國の戦時財政すらも、其戦費の約二〇%を租税によつて支辨し、約八〇%を公債を以て支辨したと云ふ。其結果として英國の國債は一九一三年の約六億五千萬磅より、一九二一年には約七十五億八千五百萬磅に増加し、其うち外國債約十一億磅を含むで居た。

戦争資金の財源を、若し租税収入のみに仰ぐとすれば到底長期に亘る大規模の戦争を遂行することは出来ない。租税の強制徴収さるべき國民所得額によつて制限される。又其戦費の負擔について觀るに、假令内國債によつて戦費を支辨しても戦費の實質的内容をなす物資勞働力は戦争のために消耗し、其國民經濟より消滅して居る。國民全體としては内國債による戦費支辨も、戦費の負擔を現在の其國民が全く免れて將來の其國民の負擔に残し得ることにはならない。唯公債を財源とする戦費支辨は、其戦費の負擔の分配を未決定のまゝで残して居るのである。しかし、其によつて戦争當時の其國民から戦費の實質的負擔をカムフラージュして、巨額の経費を戦争に使用することが出来るのである。しかも負擔分配の未決定のものが、七十億磅と云ふ巨額であるとすれば、極めて重大なる利害關係を生ぜざるを得ない。其負擔分配の決定は課税を通じて行はれる。社會の支配的勢力である資本家階級は、國家權力を自己の階級に有利に發動せしめて戦費の負擔を他の階級に轉じようとする。其によつてのみ莫大な資本を消耗した戦争の後

に、資本主義的生産を恢復發展させることが出来るかと考へるであらう。

斯くして大戦後の國家財政殊に英國財政に於ては、資本主義國財政を支配する條件が何であるかを其各部分に於て最も明瞭に表明して居る。國家財政には經濟的勢力及び經濟外的勢力を基礎とする社會的支配關係が、政治的權力關係を通じて結晶し或は反映して居る。そして財政が社會經濟に於て重大なる部分を占めるほど、市場經濟部分に對する影響力が大である。それは諸經濟的勢力と經濟外的勢力にも影響し、其を通じて社會的支配關係の勢力均衡に變動を與へる。そこに現代財政の社會的重大性を認めることが出来る。

第二章 國家經費

第一節 國家經費の分析

現代資本主義國財政は、其國民經濟(市場經濟)に先づ作用する。財政と市場經濟との關係は、財政の主體たる政府(國家・地方政府)の收入と經費支出との過程によつて結び付けられる。此過程に於て其國民經濟に於ける生産物たる物資及び勞働力の或部分が財政に吸収され、其等の物資及び勞働力は國家・地方團體の目的とする或事業施設を作出して、其國民に何等かの利益を與へようとする。しかも其所期の利益は其國民經濟的諸條件によつて制限され又は決

定され、其を通じて或る支配關係に在る社會生活に於て現實の效果を持つのである。其故に現代英國財政について、如何なる目的を有する政治施設のための經費であるか、其經費は如何なる形態に於て其經濟的作用を生ずるかに従つて、國家經費の分析を示さうと思ふ。

世界戦争後の英國財政が其社會經濟に於て占めた重要性を示す一例として、一九二五年英國國民所得と、國家及び地方財政の經費とを對比する。(獨逸統計局 *Finanzen und Steuern*, S. 574, S. 652)

年	度	一九二五年
I	國民所得	約三、八〇〇、 百万磅
II	國家經費(地方交附金を除く)	六六八・
III	地方經費(國家との交附金を含む)	四一四・
IV	經費總額	一、〇八二・
I 國民所得とIV 經費總額の割合		二八%

斯くして、國民所得の約二八%に相當する國家及び地方財政の經費は其使用目的と作用形態を通じて國民經濟に重大なる影響力を持つことになる。

資本主義諸國は過去に於て戦争の準備及び遂行のために巨額の經費を費したが、今も尙ほ戦時財政の殘務整理と新なる戦争準備のために其國家經費の大部分を費して

居る。此特徴は英國財政についても明瞭に現はれて居る。一九二一年—一九三二年の十ヶ年間に於ける英國國家經費に於て其等の經費が如何なる部分を占めたかを觀る。

次表によつて示される如く世界戦争後の十ヶ年を経て、世界經濟恐慌の影響を被るまでの英國國家財政は其經費に於て著しく戦時財政の殘骸を擁して居るのである。

一九二一—三一年、國家經費（郵便事業獨立會計を除く）（單位百萬磅）

總	經費	八〇、四八	(1) 合計	五、八二三
(1)	國債費	三、六三	(2) 社會費	一、一九七
(2)	戰爭殘務費	九四	(3) 失業及び經濟費	四七三
(1)(2)	合計	四、五七	(4) 其他の經費	五、六
(3)	國防費	一、三七	(5) 各種交附金	二七

(Sykes : British Public Expenditure XII 參照)

第二節 外債費

英國政府は戰前に於ては外債を有することがなかつたが、大戰の結果として一九二〇年三月末には約十二億七千九百萬磅の外債を生ずるに到つた。其大部分は米國に對する債務であつて、其他の部分は約一億九千三百萬磅にすぎない。此對外債務に對して佛露伊の聯合諸國及び戰後に救濟資金として外國への貸付は其當時約十八億五千二百萬磅であつて、對外債務を超過して居つた。對米債務は一九二三年の英米協定 (Paldwin Settlement) によつて、其協定の債務額約四十七億弗は削減されて、其確定債務の現在價額を五%の利率を基準として計算すれば約三十三億弗となり、約三〇%の債務帳消が行はれたことになる。若し四・二五%を基準とすれば約三十七億九千萬弗となり一九・七%

の帳消となると云ふ。對米戰債及び賠償問題に對する其當時の英國の要求は所謂バルフォア覺書によつて示された。

バルフォア覺書は「如何なる事情の下に於ても、英國は決して自國の債權國に支拂ふに要する金額以上を英國の債權國に要求するものではない。英國は必要以上に要求せず、又必要以下には満足しないことを諒解せられたい。英國の債務は他國のために生じたものであるからである」と述べて居る。

英國の對外債權債務の收支の大體について觀れば、一九二一—三一年に英國政府は約三億六千五百萬磅を支拂ひ、獨逸より賠償金を約一億四千八百萬磅を受領し、舊聯合國より約一億一千五百萬磅、英國の海外自治領及び植民地より約八千七百萬磅を收受した。其故に大體に於て對外債權債務の收支は略々均衡を得て居つたのである。一九三一年七月以降のフーヴァ提案の戰債賠償金支拂のモラトリアムによる英國の其收支の差額は次の如くであつた。

受取停止額	四三、五〇〇
支拂停止額	三、八〇〇
差引差額	九、七〇〇

斯くして英國財政に於ては外債費は、内國債に比すれば遙かに其重要性が少ない。對外債權の收入によつて、對外債務が支拂はれる限りに於ては、其は英國民の負擔となつては居らないのである。

第三節 内國債費

英國財政に於て内國債費は極めて重要な部分を占めて居つた。内國債費に於ける事務管理費は人件費及び物件費をなすが、内國債元利費は國債所有者に對する購買力の移轉を現はす經費である。

年 度	内國債元利費	國家經費に於ける比率
一九二五年度	三九 <small>百万磅</small>	四二%
一九二八年度	三四〇	四三%
一九三〇年度	三六	四〇%

此内國債元利償還費を調達するために租税に財源が求められた。租税を通じて此戦争によつて生じた内國債の負擔分配が決定される。租税と内國債費を通じて其國民の財産及び所得の分配状態に國家權力を以てする強制的變更が行はれる。公債（絶對的の大部分は直接又は間接に富者の所有に屬するから、租税制度に於ける租税負擔の分配状態と相俟つて其社會に於ける富及び所得の分配の不平等を促進する。しかも物價下落が一層之を助長する。

英國の物價水準は一九二〇—一年頃と一九三〇年とを比較すれば約二分の一に下落し、尙其後には戦前の物價水準にまでも復歸した。此十年間の物價下落のうちに、確定債務である公債の所有者に對して支拂ふために、國民は徐々に租税に於て約二倍以上の實質的負擔をなすことになり、公債所有者に一層多くの購買力が移り、社會生産物の一層多くの部分を支配することになる。市場金利の下落により高利の戦時公債の市價騰貴によつても公債所有者は利益を享ける。

英國の内國債元利金支拂額は、其國民所得額の約八・五乃至九・五%に相當するものであるから、年々國債所有者へ所得の強制的再分配が行はれることの社會的重要性の極めて大なるを認めねばならない。しかも其國債は戦費によつて發生したものである。國債所有者—債權者としての見地よりすれば、國債に投資されたる資金は資本であり、其投資資本に對する利子を要求する。しかし其資本は決して生産的投資に使用されたのではなく、戦争遂行のために消耗されたのである。其國債に投資した債權者は元本及び利子の償還支拂を要求し社會生産物の重要部分を支配する力を持つことになるが、其資本は現在少しも社會生産物を作成することのないものである。資本の不生産的使用を伴つた國債の元利償還は、其國民各部分の間に戦費負擔の分配を決定するについて、國債投資者には其提供資金を漸次に返還し、しかも物價の下落と共に一層多くの報酬を其人々に惠與することになる。

年 度	一九二〇年三月末	一九三〇年三月末
國 債 現 在 額	七、八三、七四四 <small>千磅</small>	七、五九、六七三 <small>千磅</small>
内 國 債	六、六〇、六五三	六、四、六三、〇〇九
外 國 債 (平價計算)	一、二三〇、〇九一	一、〇六六、六六三
國債整理委員會所有の分	二、六六五	一、六、六三三
差 引 殘 額	七、八八、七一九	七、四一三、三〇九

内國債は一九二〇年以來若干減少したるにも拘らず、其間に於ける約二分の一以上に達する物價の下落によつて其元利償還の經費は、納税者としての國民一般に實質的には倍加したる負擔を加へることになつた。且つ國家經費の重要な部分が國債元利支拂費であることにより其部分が固定し、經濟的不況による國家收入の減退に應じて經費を削減し得る伸縮性を欠くことになる。之が英國財政に於ける最大の缺陷を示す所の條件であつた。

世界戦争後に於ける戦時債務の累積と其整理は、資本主義國家財政に共通なる最大の問題であつたが、英國に於てはインフレーションによつて或部分又は殆ど全部を消滅せしめた國々とは例を異にした。租税を財源として内國債元利金を支辨し、それによつて徐々に戦費負擔の分配を決定しつゝあつたが、其問題の社會經濟的重大性は世界經濟恐

慌の襲來と共に一時に加重された。此種の伸縮性なき固定的経費が國家経費の大部分を占めることは英國財政の根本的缺陷として潜在して居たが、經濟恐慌の壓力の下に、其の缺陷が現實に暴露して財政破綻の根本的原因となつたのである。

第四節 戦争残務費及び軍事費

國債費のほかに過去の戦争の残務整理として残存する経費がある。其経費の大部分は戦争恩給年金及び戦時の各種契約及び徴發の辨償清算等の経費であり、其等の経費はいづれも對内的貨幣給付をなすものである。

戦争残務費	一九二一年—一九三〇年
總額	九二四
戦争年金	六七四
戦時諸辨償金	一五

之等の國債費殊に内國債費及び大部分の戦争残務費は國內の購買力の移轉と云ふ作用形態を示す所の経費である。反之、現在及び將來に對する戦争準備としての軍事費は、大部分が人件費及び物件費であつて、物資及び勞働力の使用消耗を示す所の経費である。

右の十ヶ年間の軍事費の一年平均額は約一二二・百萬磅内外となる。此軍事費は如何に分析せられるかについて獨逸統計局の資料は

一九二一年—一九三〇年度	合計
軍事費總額	一、三三七
海軍費	五九一
陸軍費	四八九
空軍費	一四七

(Sykes ; British Public Expenditure. p. 55)

參考に値する。

英國一九二九—三〇年度國家経費

經費	總額	軍事費
1 俸給	八七、四五四	五五、〇〇二
2 恩給其他	三、三二五	一七、五二二
3 經常物件費	五、一〇三	四一、三三八
4 補助金	一三〇、五六	三三五
5 財産及び物財投資	三五、五〇	五、八二五
6 地方團體交附	七七、六三	四一
7 其他の経費	三六〇、六〇	一、二六〇
8 合計	七二一、五〇一	三三、五〇一

Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich(1931) S. 175.*

参照

次の類別に於て (7)其他の経費の内容不明の部分は實質的経費に含めた。又地方團體交附金は形式に於ては、地方團體への貨幣給付ではあるが、其は市場經濟へ流入したのではない。國民經濟に如何なる作用形態をとるか地方費として決定されるのであるから、それまでは財政の領域に於て未決定に残されて居る。其故に其國民經濟に歸らず地方財政に歸するものとして別個のものとして示したが、國家経費としては實質的経費と分類するのが適當であらう。

要之、國家経費全體に於て移轉的経費〔A〕は約六二%を占め、實質的経費〔B〕及〔C〕は約三八%に當る。然るに

上掲一九二九年度の軍事費の内容は必ずしも、一九二一—一九三〇年度の間の軍事費の内容と一致するものではないが、其一年平均額と略々其金額に近い一九二九年度軍事費を、國家経費全體と併せて分析することは、軍事費の一般的性質を示すに役立つと考へるのである。

此分析表に従て、國家経費總額と軍事費に於ける實質的経費と移轉的経費とを區別する。但し右表總額(7)其他の経費には内國債費 三二五、七八七千磅、外債費約三三百萬磅を含むて居る。

経費の作用形態	總額(千磅)	軍事費(千磅)
(A) 移轉的経費	四七、五八	一七、八五六
2 恩給	三、二二五	一七、五三二
(4) 補助金	一三〇、五六六	三三五
7 内國債費	三五、六七七	—
(B) 實質的経費	二五、九五〇	一〇三、六〇四
(1) 俸給(人件費)	八七、四五四	五五、一〇二
(3)、(5) 物件費	九三、六三三	四七、一四三
(7) 外債費	三、九八八	—
7 其他の部分	一、八七五	一、二六〇
(C) 地方團體交附金	七、九六三	—
1 人件費及物件費總額	一八、〇七七	—
2 軍事費人件費物件費	一〇、三四四	—
(1)と(2)の百分率	五七%	—

軍事費に於ては移轉的経費は一五%にも足りない。反之、國家が政治施設を構成するために必要とする物資及び勞働力に對する需要は物件費及び人件費として示されるが、其過半は軍事費に屬する。國家が市場經濟に對する貨幣的需要は専ら軍事關係であることが示される。上表(B)實質的経費、(1)人件費(3)(5)物件費の項目を見れば次の如くである。

英國財政に於ける軍事費の地位は大戦前に比すれば戦後に於ては極めて少しの部分しか占めない觀がある。一九一二年には軍事費は總経費の約四三%を占めたが、大戦後の一九二五年には約一六%を占めるにすぎないからである。しかし、軍事費の國家財政に於ける地位は、國家が必要とする物資及び勞務は専ら軍事施設に關するものである點にある。國民經濟に對する國家財政の貨幣的需要は軍事的勞務及び軍需産業と密接に結び付くことである。

第五節 社會費

英國に於て Social Service と稱する経費には教育費をも含めるのであるが、一九一一年の社會事業費は約六千三百萬磅であつて國庫補助二千八百三十三萬磅地方負擔三千萬磅であつた。一九二九年には社會事業費三億四千七百七十七萬七千磅となり、國庫補助は一億二千六百八十四萬三千磅、地方負擔約九千萬磅を越ゆると云ふ。

(Committee on National Expenditure Report p. 143—4 参照)

大戦後の英國政府の社會事業施設として最も特色あるものは社會保險殊に失業保險である。各種の社會保險は多くは獨逸に於て先づ行はれ、他の國々が之を模倣する例であつたが、此強制失業保險制度のみは一九一一年の英國失業保險法が歐洲諸國に於ける最初のものであつた。

英國の失業保險制度は一九一二年七月以來實施され、大戦後は其適用範圍を擴大し又失業者本人のみならず家族手當も支給することゝなつた。又一九二〇年の失業保險法に於ては被保險者の失業率を九・五%と推定して掛金及び給付額を決定したと云ふが、其後年々の失業率は之よりも高く、一九三〇年末に於ては失業率二〇%、三二年八月には二三に到つて居る。且つ一定期間の掛金を拂込まずして失業手當を支給せられる「擴張給付」が與へられるに及び、且つ失業手當支給が増加して到底保險掛金收入を以て支拂ひ得ずに國庫補助及び借入金に頼ることが多くなるに從て、失業保險よりも失業救濟事業の性質を帯びるに到つたと云はれる。一九二七年度以降の失業保險について國庫負擔及

雇主及び被保険労働者の掛金負擔の變動の傾向を観る。

年 度	國庫負擔	雇主及び労働者掛金負擔
一九二七年度	一二,〇二五	三〇,八八六
一九二八年度	一一,七五六	三〇,一六六
一九二九年度	一九,四二一	三〇,五五五
一九三〇年度	三五,一四八	二九,三三七
一九三一年度	四八,六三三	三三,二五〇
一九三二年度	七九,三三一	三六,〇九八
一九三三年度	七九,九三三	三九,三〇四

經濟的不況が失業の増加に現はれるとともに、失業保險の經費殊に失業手当支給の増加を生じ、之に應じて増加する収入の不足は失業保險基金の國庫よりの借入金増加を生ぜしめた。

失業保險のみならず、健康保險・遺族及養老保險、養老年金等の社會費に於ては、其大部分は失業手当、疾病・廢疾・出産手当、年金支給其他の貨幣給付である。社會保險について事務費、醫療費等の人件費・物件費即ち實質的經費に屬するものは比較的少部分である。之等三種の社會保險及び養老年金の大部分は専ら無產者階級に對する購買力の移轉を生ずる經費であつて、其は失業・疾病・出産・傷害・廢疾、或は老齡による労働者の生活困窮の一部分を緩和する効果を持つであらう。しかし其等の購買力支給は労働者階級の生活條件の最惡の低下を防止するについて若干

年 度	失業保險總額	失業手当支給額
一九二七年度	四二,七七七	三六,四七四
一九二八年度	五三,六六三	四六,七三〇
一九二九年度	五三,九七七	四五,九三三
一九三〇年度	一〇一,三三三	九二,二四五
一九三一年度	一一三,八三三	一〇〇,九一一
一九三二年度	一一七,八〇八	一〇四,五七一
一九三三年度	一〇一,六〇九	八八,六三五

の効果はあつても、決して積極的に改善・向上せしめることにはならない。しかも其費用の大部分は労働者階級の他の部分即ち就業者の負擔となつて、其生活を壓迫し低下せしめて居るのである。

雇主と労働者の社會保險掛金負擔(年額約八千萬磅、例一九二九年度)は租税に準ずる強制的負擔であつて、社會保險の經費に充當すると云ふ用途を限定されて居る目的税と解すべきであらう。

雇主及び労働者の社會保險負擔概數 (百萬磅單位)

年 度	失業保險	健康保險	遺族養老保險	合 計
一九二八年度	三〇・二	二六・〇	三三・三	七九・五
一九二九年度	三〇・六	二六・〇	三三・三	七九・九
一九三〇年度	二九・三	二六・〇	二四・一	七九・四
一九三一年度	三三・三	二五・八	三三・四	八二・五
一九三二年度	三六・一	二六・四	三三・九	八七・四
一九三三年度	三九・三	二六・〇	三三・六	八七・九

而して、之等の社會保險を含む社會事業費の經費膨脹に關して、世界經濟恐慌發生前に於ける英國の代表的見解は、例へばバルフォア委員報告書に現はれて居る。

「最も重要な考慮事項は社會事業の直接貨幣失費にはなくして産業能率に對する其効果である。現在英國は此問題について特異の地位を占めて居る。吾人の知る限り、他の大商業國にして、労働者の生活程度を擁護し生活及び産業の諸多の危險の結果より保護するために同額に近き程の經費を有する國はない。社會保險・救貧法救濟事業・養老年金・労働者賠償の歳出概算、一億八千萬磅内外であり、此總額のうち、國家・地方公共基金の總負擔額は略其半に上る。其主要の効果は産業階級の人々の幸福を著しく増進する事にあり、其種の改善は個人の努力によつては夥しく巨額の費用を以てせざれば到底達成されざる事である。斯

くて安心を與へ困窮を救済することは、最高の價值ある國民的財産であるが、其事は英國の賃銀及び勞働條件と他國に行はるゝものとの比較をする場合に往々にして閑却されて居る。戦争直後の數年間、上記の社會事業業の存在は國家を最悪の不安状態より救ひたるものと述べられたが又吾人の信じ得る所であり、常に其等の影響は産業的安定を進捗し、不安を減少せしむる傾きあること明かである。』(Final Report of the Committee on Industry and Trade, p. 257-8)

然るに、一九三一年恐慌が英國の國民經濟及び財政事情に深刻なる影響を與ふるに到つて、例へばメイ委員會報告書は之等の社會事業費の膨脹を以て國家財政危機の主要原因となし、其經費削減を以て財政の收支均衡を達成せしむべき最重要の方法となして居る。要之、資本主義經濟が慢性的不景氣の裡にも比較的安定を許されて居る間は、勞働者階級の生活困窮を緩和することを目的とする國家經費の存在は、社會不安を減ずるに有用なるものとして少くとも許容される。しかし一度資本主義經濟が動搖する危機に際しては、國家財政の破綻が市場經濟に不利なる影響を生ずるのを極力避けることを以て最重要とする。資本主義經濟の救済を妨げる國家經費は假令いかに社會に有用なるものであらうとも之を削減せねばなくなる。嘗ては社會不安を緩和するために勞働者階級に對して支配階級が讓歩したが、經濟恐慌期に於ては國家の支配的經濟勢力の要求は制止される所なく強力に現はれて其讓歩を否定又は制限する。英國財政の主要經費である國債費と社會費とを繞つて、資本主義國財政を支配する政治的權力が其社會の如何なる經濟的勢力の要求に最もよく合致しようとして居るか理解されるのである。

第三章 國家收入

第一節 租稅制度の構成

英國財政は其經費に於けると同様に收入の部分についても資本主義財政の典型的なるものを示して居る。國家企業を以て國民經濟に参加する所比較的少なく、國家權力を以て國民所得の一部(二〇%以上)を強制徴收することに専ら其收入財源を求めて居る。或は之を租稅國家と特徴付けることも出來よう。

國家財政收入の主要部分(通信事業及道路基金獨立會計の收支を除く) (單位百萬磅)

財源	一九二八年度	一九二九年度	一九三〇年度	一九三一年度
總收入	七五八・一	七三四・二	七五五・九	七七〇・九
租稅收入	六四四・一	六五四・七	六八一・三	七〇〇・五
稅外收入	九三・九	七九・五	九四・六	六〇・五
(官業官有財産收入)	(八・五)	(一〇・五)	(一一・四)	(一一・七)

Mallet and George: British Budgets 1921-1933, p. 555 参照

其故に、國家經費(政治費)は専ら租稅收入によつて支辨されるものとして、國家經費と關聯して租稅制度の構成と其作用とを研究することを要する。

現代租稅制度を構成する租稅は、國民の所得或は財産より貨幣の強制徴收が行はれる個別的形態を示すものであ

る。國民各自について税源たるべきものは其所得及び財産である。しかし、現代の資本主義國の經常税としての租税は概して所得を税源とする。唯々英國の遺産税の如き高率のものが實質的財産税たることがある。其ほかは經常財産税があつても名目的財産税であつて其財産所得より支拂はれる。又英國の遺産税が實質的財産税であるとしても、其租税の負擔者は財産所有者である財産所得の收得者である。其故に其國の租税制度の基本的構成を示し各種所得への租税負擔分配を分析するためには、先づ、(1)所得の形成・收得 (Einkommensbildung) に對する課税、(2)所得の使用・支出 (Einkommensverwendung) に對する課税とに區別することは有用である。

獨逸統計局の調査資料によつて英國の國税・地方税制度の構成を示す。

一九二八年度英國、國税及地方税の基本的構成

I、所得收得の課税	五八・〇	六七・三%
II、所得支出の課税	二八・八	三三・七%
國税・地方税合計	八七・八	一〇〇・〇%

(Internationaler Steuerbestätungsvergleich S. 628)

右の(I)所得收得課税をなすものは、所得税・超過所得税・相續税・印紙税・相續税及び地方税が其主要部分である。殊に所得收得課税が大部分を占める英國租税制度の構成を決定するものとして、先づ其所得税制度及び相續税制度の特徴を示す。

第二節 收得課税——所得税及び遺産税

英國國税制度に於ける所得税及び遺産税の重要な地位は次の如く示され前掲國税収入の過半を占める。

年	度	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年
普通所得税		二七・六	二七・四	二五・〇	二七・四
超過(附加)所得税		五・二	五・九	六・八	七・七
遺産税		八〇・六	七九・八	八二・六	六五・〇
合計		一〇七・四	一一三・一	一一四・四	一〇〇・一

(單位百萬磅)

英國現行の所得税は一九一八年制定、一九九年施行の所得税法に據る。英國の所得税は、普通所得税と超過所得税(一九二九年度より附加所得税)とより成る。其普通所得税が、

所得を五種に類別して課税することは、一八〇三年以來の世界の所得税制度の先驅をなした歴史的特徴である。其五種の所得類別は、(A)土地建物所有による所得、(B)土地占有による所得、(C)國債利子年金等の所得、(D)商工業所得、其他A・B・C・Eに含まれざる所得、(E)官吏其他の勤勞所得。

之等の所得分類のA・Cの所得及びE類の一部分に就ては其所得の支拂はるゝ源泉に於て課税し、B・Dの所得及びEの所得の一部については所得者に直接賦課される。所得税は其々の所得について一應は、基本税率を以て課税される。しかし、若し或人が自己の課税所得額に適用さるべき税額よりも多くを支拂ひたる場合には申告によつて過剰納税額の拂戻を受けることが出来る。其結果殆ど全部の個人納税者より申告が得られると云ふ。

個人の課税所得の決定については控除査定による勤勞所得輕課・最低生活費免稅點の設定・扶養家族・生命保險料等に關する宥恕による個人的事情の斟酌が行はれる。世界戦後の普通所得税の基本税率の變化を見るに次の如くである。即ち一九一八年度の税率を最高として、戦後には次第に税率が低減されたのである。

一九一三—一九一四年は一磅に付き一志二片)	三〇%
一九一八—一九一九年一磅に付き六志	二五%
一九二二—一九二三年一磅に付き五志	二五%
一九二三—一九二四年一磅に付き四志六片	二〇%
一九二五—一九二六年一磅に付き四志	二二・五%
一九三〇—一九三一年一磅に付き四志六片	二二・五%
一九三一—一九三二年一磅に付き五志	二五%

此基本税率は例へば、一九三〇—一九三一年度には課税所得の最初の二五〇磅(其以前には二二五磅)に對しては、一磅に付き二志六片の税率が適用され、以て小所得に輕課する。

英國の所得税制度は普通所得税のほかに、二千磅を越ゆる個人所得に附加所得税 Surtax (一九二九年を越ゆる個人所得に附加所得税 Super-tax) の課税がある。殊に超過額累進税率を以て大所得重課が行はれることによつて普通所得税に於ける各種の宥事項と共に、英國の所得税は多分に人的所得税の性質を有することになるのである。

而して超過・附加所得税の税率は大戦後に於て殊に大所得について適用税率が高められて居る。一九三〇—一九三一年度の税率の例を以て其傾向を見る。

A 磅を越え B 磅以下の所得金額	1930—31%		志 片	1930—31%
	A	B		
2,000—2,500	1	0	5.00	
2,500—3,000	1	3	6.25	
3,000—4,000	2	0	10.00	
4,000—5,000	2	0	15.00	
5,000—6,000	3	6	17.50	
6,000—7,000	4	0	20.00	
7,000—8,000	4	0	20.00	
8,000—9,000	5	0	25.00	
9,000—10,000	5	0	25.00	
10,000—15,000	5	6	27.50	
15,000—20,000	6	0	30.00	
20,000—30,000	6	6	32.50	
30,000—50,000	7	0	35.00	
50,000 を超ゆる金額	7	6	37.50	

右に従て、附加所得税の最高税率の適用せられる部分について、普通所得税率と附加所得税率とを合計して見る。一九三〇年度には普通所得税四志六片、附加所得税七志六片合計十二志にして税率六〇%に達する。一九三一年度には

此附加所得税は更に一割増税されたから、合計六六・二五%に達することになる。

英國の相続税は遺産税であつて、人の死亡に際して、其遺産に課税され、其財産が何人によつて相続されるかを考慮しない。

所得課税に於ける各種所得の租税負擔の割合

A 企業所得	B 農業所得	C 労働所得
I 商業	I 資本所得	
II 工業	II 貨貸料收入	
a 自業	II 賃貸料收入	
b 法人	所得	
一・二・八%	二九・四%	一・九%
一・二・五%	三六・七%	五七・三%
一・一・三%	一七・八%	
一四・〇%		

(Internationaler Steuerbelastungsvergleich, S. 628)

其遺産は百磅を免税點とし、百磅を越え五百磅に到る金額に對する一%の税率に始まり、二百萬磅を越ゆる金額に對する四〇%に到るまでの三十三級の全額累進税率が適用された。一九三〇年の改正によつて最高税率は五〇%となつた。他國の相続税に比して免税點の低きこと、最高税率の高くして而も超過額累進に非ずして全額累進たることを特色とする。現代資本主義國の相続税としては最も高率のものである。

斯る種類及び構成の所得税・相続税を主要部分とする所得取得課税は各種の所得について、各々如何なる割合の負擔となるかは上掲の資料によつて示される。

第三節 支出課税——消費税及び關稅

支出課税を構成するものは、内國消費税及び關稅である。英國の支出課税に於て關稅及び消費税の主要なる構成部
分を觀るに次の如くである。(單位百萬磅)

稅種	一九二五年度	一九二八年度	一九三〇年度	一九三三年度
關稅	103	119	133	180
煙草稅	18	14	12	10
砂糖	4	5	4	4
茶	3	4	4	4
絹綳	6	6	1	0
葡萄酒	134	144	151	107
消費稅	4	5	4	4
酒	4	5	4	4
啤酒	4	5	4	4
關稅・消費稅合計	236	253	266	286

Statistical Abstract for the United Kingdom (1935) p. 144-147 以下
百萬磅未満四捨五入す。

上に掲ぐる消費税及び關稅の課税貨物によつて、英國の支出課税は如何なる目的の消費支出によつて示される税源に課税せむとするかが示される。支出課税は其負擔の分配に於て逆進課税となるが、英國の消費税關稅について如何なる程度の逆進性を示すものと解せられるか。英國の支出課税の逆進性を示す調

査資料としては、次頁所載の資料を以て代表的のものとする。

而して英國の租稅制度に於ける支出課税の地位に關する解釋として、コルウイン委員會報告書に於ける多數意見を引用する。それは英國の租稅制度を問題とするが、同時に資本主義國租稅制度一般について支配階級の代表的解釋と

1925年納稅者は十六歳未満の子女三名を有する
有配偶者と推定す。

所得額 磅	茶		砂糖		煙草		酒飲		精料		娛樂		アヒ他 ココ ー其 他		間 接 稅 計 總	所得 %	
	志 片	磅	志 片	磅	志 片	磅	志 片	磅	志 片	磅	志 片	磅	志 片	磅			
100	11	0	1	17	2	15	6	5	0	0	3	0	6	0	11	17	11.9
150	12	0	2	3	4	0	10	3	0	0	4	0	6	6	17	9	11.6
200	12	9	2	5	4	15	12	3	0	0	5	0	6	9	20	7	10.2
500	12	9	2	7	5	0	12	0	0	1	0	0	6	9	20	19	4.2
1,000	12	9	2	7	6	15	18	0	0	1	0	0	6	9	29	2	2.9
2,000	12	9	2	7	7	10	28	0	0	1	12	0	6	9	40	9	2.0
5,000	12	9	2	7	9	13	50	0	0	2	5	0	6	9	65	5	1.3
10,000	12	9	2	7	10	4	105	0	0	2	15	0	6	9	121	6	1.2
20,000	12	9	2	7	10	4	105	0	0	2	15	0	6	9	121	6	0.6
50,000	12	9	2	7	10	4	105	0	0	2	15	0	6	9	121	6	0.2

Report of Committee on National Debt and Taxation. p. 94-5 參照

認めることが出來ると考へる。

其多數意見は曰く「小額所得にして殆ど或は全く所得税を課せられざるものを除き、現行租稅制度の一般的性質は高度に累進的なることにある。…間接税は逆進的性質を有し、公正の點について缺くる所がある。しかし、完全なる租稅制度は、個人の支拂能力に應ぜずして一般消費品に課せらるれば逆進的となるを避け難き間接税の存在を許さずと推斷するに於ては、斯る結論を以て正鵠を失して居るものと考へる。蓋し其理由として、(1)間接税は賃銀労働者大衆より國家經費のために納稅せしむべき最有效の方法であり、二三百萬の人民のみより直接税によつて全收入を擧げむとすることは課税の基礎を狭きに失せしむるものである。(2)現行の所得税及相續税の如き累進課税は或點を越ゆるときは貯蓄と企業を脅かざるを得ない。若し産業に害を加へるとすれば、職業雇傭と貧者の生活標準とに影響を與へるであらう。然らば現制度の崩壞を生ずるであらう。(3)關稅・物産税の如き間接税は逆進的ではあるが特殊の長所を有する。此事は煙

草・酒精類諸税の如くすべての富の程度にある個人の経費より多額の収入を擧げて、しかも個人の能率に不當の反作用を生ずることなき租税について當つて居る。國民たることの廣き基礎に照して、課税は人民の比較的少部分に限らるべからざるを肝要とする。若し國民の大多數者が毫も實際に納税せずして、全然少數者の課税によつて與へらるゝ利益を享有せむとする如き事態は悪しきものとする。全ての階級が何等かの納税をなす現状を以つて満足すべきものと認める。……また間接税の負擔は全體として見れば苛重なるが如くであるが、現今、砂糖税について比較的高しと考へらるゝのほかは食料品税は軽く、奢侈品税の高率なることは、巨額の収入を要すること、假りに一層重き直接税を採れば貯蓄を甚しく害するの危険あることを考慮すれば、現在に於ては正當と認めることが出来ると思ふ。(Report of the Committee on National Debt and Taxation p. 239, p. 244)

第四章 英國財政と國民經濟機構との關係

第一節 國家經費と租税制度の累進性

國家經費は國家權力發動の目的を表示し、課税は國家權行使の方法の特徴を最もよく表現する。國家は經費によつて如何なる施設・給付の作出を目的とするか、又そのために其強制的權力を如何に行使して其資金を調達するか、此兩者を相互に關聯して考察することが、現代財政の社會經濟的作用の効果を理解するために必要である。其故に先づ現代英國の國家經費と租税制度の基本的構成部分についての分析を行つたのである。

英國財政の經費のうちには、過去の政治施設によつて發生して居るものであつて、現在其施設の本來の目的及び効果は既に失はれたものが多い。其最大なるものは戦争の殘務整理として存在する國債費である。其經費は戰時施設に要する費用の負擔分配を未決定のままに残して置いたことによつて現在まで残つて居るのである。戦争の遂行、戰時施設の作出のために費したる經費の効果は戦争と共に終つて居る。一九一四—一八年の大規模の戦争の遂行は其所期に反して英國の國民生活に幸福を與へては居らない。大戦によつて人命財産に多大の損失を被り、世界に於ける其經濟的地位にも動搖を生じて居るほどの英國國民にとつては、世界大戦によつて不利なる効果こそ受けて居るが、其ために費した莫大なる戦費によつて戦争後に有利なる効果が残されて居ると考へる筈はない。しかも戦争後の國家經費の大部分が、現に一般國民に何等利益を享けることなき過去の國家活動(戦争)のための經費である。それは戦費負擔の分配を租税を通じて徐々に決定して居るのである。國債所有者としては嘗て政府に提供したる資金に對して、假令それが戦争に全く浪費されたものであらうとも、其報酬たる利子を要求する。國家財政收入(租税)の如何なる部分が其種の經費に吸収されるか。

國債費のうち外債費は、大體、戦債收入賠償金收入を以て支辨され、其限りに於ては英國國民の負擔ではなく外國人の負擔である。英國の納税者の負擔となる部分は内國債費である。其經費は年額三億三千万磅内外である。

一方に、英國の租税制度は累進課税を含むこと多く、現代資本主義國稅制のうち最も累進性に富むで居る。本來、累進課税の行はれるのは附加所得税と遺産税とである。しかし普通所得税も人的所得税の條件を多分に備へ、附加所得税と一體をなして所得税制度を構成するものとして此三者を以て英國の累進課税の部分とする。一九二九年度まで

は其合計は年額三億七千萬磅内外である。

其故に之等累進課税収入の殆ど全部は、過去の戦費の負擔分配のために吸収されてしまふ。其差額は普通所得税に於ける小所得者に對する課税の一部分であつて、大所得者、財産所有者の納税額、更に小所得者の負擔額の大部分までも内國債費となつて國債所有者に還流する。其事あるがために、收得課税に於ける財産所得の租税負擔の割合（三六・七%、前章、第二節参照）が他の所得よりも重課されて居つても、内國債元利償還による資金還流によつて充分相殺されて餘りがあり、從て收得課税の財産所得重課も有産者階級に許容され得る所となるのである。

然らば、國家經費の他の部分は、右の普通所得税及び累進課税による租税収入以外の、間接税収（消費税・關税）によつて支辨されざるを得ない。國債費以外の經費には、例へば年金恩給の如き過去の勤勞提供者に對する支拂をも含むでは居るが、其大部分は現在に於て國民に或る利益を與へようとする經費である。しかも其現在の政治施設に要する經費は、前章支出課税に於て例示したるが如く、其負擔の分配が極めて不公平である。國家經費を國民が負擔するに、所得百磅なるものが其約一二%に當る租税を負擔し、所得一萬磅なるものが約一・二%、所得五萬磅なるものは其〇・二%に相當する租税を負擔するにすぎないことは決して公平なる負擔ではない。

斯くして租税制度の構成と、其租税収入の使途である國家經費と關聯して考察すると、高度に累進的である觀ある英國租税制度にあつても、實質的には國民の負擔の分配が極めて不公平であり甚しく逆進課税となる。

近代民主政治は一般人民の利益のための政治を標榜する。課税は國家權力の發動であるから、英國の如き民主政治の下にあつ

ては、其政治費を國民に負擔せしめる課税は國民に平等の負擔を以て行はなければならない筈である。しかるに、富と所得の分配が極めて不公平なる英國社會に於ては、租税負擔の平等は高度の累進課税によらなければならない。しかし、資本主義社會に於て、國家が此「負擔の平等」を生ずるやうに累進課税をしたのでは、資本主義經濟の維持發展を妨げることになる。其故に前掲コルウイン委員會報告書にも「現行所得税及び相續税の如き累進課税は或點を越ゆるときは貯蓄と企業を脅かさざるを得ない。若し産業に害を加へるとすれば職業雇傭と貧者の生活標準に影響を與へるであらう。然らば現制度の崩壞を生ずるであらう」と述べて居る。

民主政治は本來其財政の部門に於て平等なる租税負擔の分配を實現することを目的とすべきであるにも拘らず、國家權力を支配する經濟的勢力の要求が之を許さないものである。即ち社會の支配的勢力の利害の命ずる所に従ふことによつて、近代國家に於ては所謂「租税負擔の公正」は未だ實現されることがない。假令、英國の租税制度の如き累進性を有するものがあつても、其を國家財政の一部分たる地位に置いて國家經費と關聯せしめて分析すれば、少しも累進的ではなくむしろ逆進性を有して居ることが判明する。要するに資本主義國の租税制度は形式上の累進性を示すことがあつても、實質的には累進的たり得ないのである。然らば斯る租税制度は國民經濟に如何なる影響を與へるか。

第二節 財政を通ずる國民所得の再分配

英國の租税總額は國税・地方税及び、租税の性質を有する雇主・勞働者の社會保險掛金を合計して、國民所得の約四分の一に相當する。即ち國家（及び地方團體）は國民所得の四分の一を強制的に徴發し、之を國家施設・地方施設に

充當する。其によつて國民經濟に於ける生産及び分配を拘束し、強制的に所得の循環過程を變更せしめる。國民所得の構成は國民經濟機構を反映して居る。財政を通じて國家權力が國民所得分配に如何なる變化を生ぜしめるかによつて國民經濟機構に對して現代財政の持つ影響力或は決定力の程度をも示すことにならう。

英國の國民所得の構成と、其に對する租稅負擔の分配狀態の關係を考察したる結果の概要を示す。(詳細は高木壽一著『戰時財政論』第十二章を参照されたい。)

一九二九年度、租稅總額を約八七〇百萬磅とし、收得課稅約五七〇・百萬磅、支出課稅約三〇〇・百萬磅とする。其等の租稅の負擔を企業所得・財産所得及び勞働所得、年金社會保險手當による所得に類別し、且つ其等を大中小所得階級に區別して、負擔の分配狀態を計算した。其結果は大體次の如くであつた。

1、企業所得 2、財産所得 3、勞働所得 4、年金所得 合	租稅		社會保險掛金		合計
	約	約	約	約	
	二四七	三七五	四〇	四〇	二六七
	二二三	一六	四〇	一	二七三
	一六	一六	一	一	一六
	八七〇	八〇	八〇	九〇	九〇

分は勞働者に轉嫁されて、私人所得の分配に現はれて居るものと見る。

斯る租稅負擔の分配に對して經費に於ける貨幣給付(移轉的經費)によつて私人所得の分配に如何なる變化を生ぜ

上の社會保險掛金のうち雇主の支拂部分、勞働者に轉嫁しないと考へるのではない。勞働者に勞働強化、賃銀低下又は雇傭減少の形態で勞働所得の減少となつて、市場經濟關係を通じて既に其或部

しめるか。

私人所得 企業所得 財産所得 勞働所得 年金所得 社會保險手當	課稅、社會保險掛金による減少額		移轉的經費による増加額		差引増減(百万磅)
	百万磅	百万磅	百万磅	百万磅	
	二六七	二六七	八	三三〇	二七九・減少
	三七五	一六	一	一	四五・減少
	一六	一六	一	一	二七三・減少
	八七〇	八〇	八〇	九〇	一六・増加

斯くして、課稅と經費支出とを通じて私人所得の變化に現はれたる購買力の減少は企業所得と勞働所得に於て殊に著しく、財産所得については減少が極めて少ない。年金所得は

退職官吏・戰爭年金受領者等の年金生活者に支給され生産に關せざるもの、所得となる。社會保險手當も失業或は疾病老廢等のために現に生産活動に従事せざるものに支拂はれる。社會保險手當の支給があつても、失業・罹病・老廢者の生活程度が就業當時よりも低下して居ることは勿論である。且つ社會保險費の國庫負擔部分の財源たる支出課稅の逆進性を別としても、社會保險掛金のうち約四千萬磅は就業勞働者の負擔であり、且つ雇主の負擔部分も絶えず、就業勞働者に轉嫁されようとして居る。それだけ就業勞働者の購買力を減少せしめて居るのである。

茲に財政を通ずる所得の再分配について、經費に於て移轉的經費のみを見たが、それは實質的經費たる物件費及び人件費は物資及び勞働力に對する貨幣的需要となり市場經濟關係を通じて各種所得に分配され、官吏の所得は直接に勤勞所得として分配されて既に私人所得に分配されて居るものと推定するからである。經費の増減の甚しからざるときは斯く推定しても、年々其國の財政が、消費又は蓄積さるべき私人所得の分配に如何なる強制的變化を加ふるかを觀察するには差支ないものと考へたからである。

要之、移轉的経費と課税とによる購買力の強制的移轉、私人所得の再分配に於て、最も多くの購買力減少を示すものは企業所得と労働所得とである。しかも市場經濟に於ける物價の下落が各種所得に與へる影響も亦、之等の所得に於て最も大きい。

マクミラン委員會報告書は曰く、

「物價の激しい下落は一切の種類貨幣協定の全部の均衡を覆へず。其は契約其他によつて保護されて居る所得者には有利に作用するが、國民所得の殘餘部分を受取る人々には、所得減少或は失業の形態で、不利なる作用をする。其は生産費引下げの問題を伴ふ。商品の價格及び其より得る貨幣收入の減退に當面したる企業家としては、貨銀其他の形態のいづれにもせよ、其貨幣的生產費を削減するに努めざるを得ないからである。(Committee on Finance and Industry Report p. 86—7)

又曰く「多くの點に於て、最も重大なることは物價下落の直接の經濟的諸結果よりはむしろ社會的結果である。蓋し、物價變動は社會の各種階級間の平衡關係と云ふ微妙なる重大問題を生ぜしめ、其問題の解決が重大なる困難を提出するからである。生産諸要素によつて收受される支拂は結局に於て所得を構成し、其所得は多數男女の取得する所となるが、其は社會正義の諸標準に従ひ又一定の期待の念を持ち、且つ必然的犠牲を拂ふことも自然嫌厭されるのである。斯くして生ずる關係の緊張は債權國と債務國間の緊張状態にも類似する。斯くして物價の激變は……經濟的混亂と同じく社會的混亂を起し、國家的或は國際秩序の如何なる部分も影響を受けざることをなきに到らしめる。」(p. 91)

嘗て一九二七年にコルウイン委員會報告書は其多數意見として「假令、國債の背後に存する戦費に基く有形的國富の損失と併せ考察しても、——現行租税は産業困難の主要原因の一にあらず」……「租税以外の原因は吾人の調査圏外にある。……租税に關する限りに於ては、若し一般の事情が改善され、一層好況の時期ともなれば、其租税は比較的容易に負擔することにならう」

……「吾人の採る見解は、産業の現状について租税に極めて大なる責任を負はしめる意見に比すれば極めて樂觀的である。蓋し、近き將來に租税負擔の大軽減をなすべき見込は始どないが、多くの點に於て一般的事情が内外ともに一層改善され得ると云ふ正當なる期待があるからである」と云ふ結論を下した。(Report of the Committee on National Debt and Taxation. p. 245)

コルウイン委員會多數意見の期待に反して未曾有の世界經濟恐慌の發生となつた。一九二七年頃には「現行租税は産業困難の主要原因の一にあらず」との解釋が下されたのであるが、英國財政は其國民經濟を拘束しつゝあり、年々租税と経費とを通じて所得分配の強制的變更を行つて企業所得と労働所得、殊に後者の購買力減退を生ぜしめて居つた。其は年々繰返されて其效果は徐々に累積されて居た。未だ恐慌の現はれざるに先立つて、英國國民經濟には、財政によつて拘束され所得の強制的再分配の行はれることにより、恐慌の發生を促進すべき潜在的原因を具備して居た。其故に經濟恐慌が一度襲來するや、之に對する感受性が鋭敏になつて居る。國民經濟が恐慌状態に陥ると、潜在的原因であつたものが現實の作用を現はして恐慌の壓力に加重される。恐慌の特徴たる物價の暴落が各種所得に與へる影響と、國家權力が財政を通じて年々與へて來た影響とは、ともに企業所得と労働所得とに二重の壓迫を加へて著しく削減し、兩者相合して失業の増加、一般大衆の消費力減退、社會不安及び混亂を激化せしめるやうに作用して居る。斯くして財政は恐慌發生に對する國民經濟の抵抗力を弱め、又其を促進する重要な原因となるのである。

國家權力が財政を通じて如何にして經濟恐慌發生の潜在的原因を作り、又恐慌促進の原因をなすかについて、茲に例示したる英國財政と其國民經濟との關係はまた資本主義國財政の典型的なるものであつたと云へるであらう。

第五章 恐慌期に於ける英國財政及び財政政策

第一節 英國財政に對する經濟恐慌の影響

英國財政は一九二八年度に於ては、一千八百三十九萬四千磅の歳入超過を有して居たが、一九二九年度末に於ては一千四百五十二萬三千磅の歳入不足を示すに到つた。四百三十三萬六千磅の餘剰を生ずべき筈の一九二九年度豫算に反して、収入に於ては一千八百八十七萬一千磅だけ減收となり、經費に於ては六百七十四萬八千磅を増し、合計千八百六十一萬九千磅だけチャーチル藏相の豫算計畫との間に差額を生ずることとなつたのである。

一九三〇年度豫算編成に於て、勞働黨内閣の大藏大臣、フィリップ・スノーデンは、經濟的不況の影響の下に於て其財政政策を決定せねばならなくなつた。經濟的不況のために現行租稅收入は次第に減退しつゝあり、且つ失業に基く經費の必要は増加しつゝある。一九三〇年四月十四日スノーデン藏相は、一九三〇年度豫算を歳入見込を七億三千九百六十四萬五千磅、歳出總額七億八千九百九十九萬九千磅とし、差引四千二百二十六萬四千磅の歳入補填を要するものと發表した。前年度の歳入缺陷約千四百五十萬磅は、三〇年度に於て五百萬磅、次年度に五百萬磅、三二年度に四百五十萬磅の割合を以て國債減少を行ふ計畫とした。

斯くして三〇年度に於て約四千七百萬磅餘の收入増加を必要とした。其ためにスノーデンは先づチャーチル前藏相が設定せる *Suspensory Fund* より千六百萬磅を繰入れ殘額約三千七百七十一萬磅に對する増稅計畫を立てた。

先づ、ビール稅の増率を計り、一ガロン當り一片の増加によつて、三〇年度に二百七十五萬磅、次年度以降に三百十萬磅の増收を見込むのである。しかし、増稅計畫の中心は所得稅・附加稅及び遺產稅の増徴にあつた。

スノーデン藏相は所得稅の基本稅率を一磅につき六片引上げて四志六片とした。但し小所得者に此増稅が加はることを避けるために課稅所得の最初の二百五十磅に對しては二志六片の稅率を以て輕課した。其は所得稅納稅者總數の約四分の三が基本稅率増加の影響を被らないと云ふ重大なる結果を持つて居た。基本稅率六片の増率によつて三〇年度に二千百萬磅、次年度以降に二千四百萬磅の増收を見込む。附加所得稅の累進的稅率を高めて、最低稅率一磅につき九片を一志とし、最高稅率一磅につき六志を七志六片に引上げた。其によつて三〇年度に七百五十萬磅、次年度以降に千二百五十萬磅の増收を計つた。遺產稅の増稅は遺產純財產價額十二萬磅を越ゆるものについてのみ行はれて、一%の増稅に始まり、最高稅率は二百萬磅を越ゆるものについて一〇%だけ引上げて五〇%と改正された。其による増收額は三〇年度は三百萬磅、次年度以降は七百萬磅とされた。即ち、所得稅・附加稅、遺產稅の増率により、三〇年度は三千五百五十萬磅、次年度以降に於て四千三百五十萬磅を擧げる増稅計畫である。そして此増稅と同時に遺產稅及び附加所得稅の合法的回避を防止する方法を設けた。

スノーデンの此豫算案は勞働黨及び自由黨員の熱心なる賛成を得たが、保守黨の賛成する所ではなかつた。勞働黨員の多數は、スノーデン藏相が間接稅の減免を行はなかつたことに失望したが、勞働黨政府に期待する所謂社會主義的豫算の編成を經濟事情の好轉するまで忍ぶ用意があつた。

一九三〇年度財政案について、自由黨員よりの修正提議があり、保守黨が之に協力して勞働黨内閣の倒閣を計畫した。其は新

工場或は機械設備に費さるゝ金額は所得税の査定について収益より減額すべしと云ふ點である。スノーデンは、財務當局の計算によれば少くとも年額三千万磅の所得税収入を失ふこととなり、其提案の要求には應じ難いが、同一主旨の提案を考慮する充分の用意あることを述べた。其修正案採否の決定投票に於て労働黨政府は僅かに三票の多数を以て危機を免れたのである。若し政府側に投票した四名の自由黨員が投票しなかつたならば、英國の政黨政治の將來は異なる方向をとつたかも知れない。政府は財政案に對する重要修正に敗れて辭職せねばならなかつたであらう。總選舉が續いて行はれ、恐らく保守黨が多数を獲得して、保守黨が一年後に成熟したる國家財政危機を處理せねばならないことになつたであらう、とスノーデンは其自敘傳に述べて居る。

斯くしてスノーデン藏相の財政計畫は成立したが、一九三〇年を通じて經濟事情は次第に悪化して來た。被保險失業者数は著しく増加し一九二九年末には百三十四萬人であつたのが、三〇年末には二百五十萬人、一九三二年三月末には二百六十六萬人となつて殆ど倍加した。外國貿易も亦著しく減退した。政府の収入は、前述の増税計畫があつたにも拘らず所期の増収が得られなかつた。しかも失業の増加は社會保險に於ける國庫負擔額の増加を生ぜしめ、經費の増加を抑止し得ず、ために一九三〇年度の財政計畫は歳入の缺陷を生ずるに到つた。二百二十三萬六千磅の餘剰を生ずべき筈の豫算計畫が、却て實績に於ては二千三百二十七萬六千磅の歳入不足を現はしたのである。其は歳入見込額に對して、内國稅収入に於ける約六百萬磅、關稅物產稅に於ける約七百萬磅の減収があり、歳出、殊に民政費に於て約一千百萬磅の増加があつたことを主要原因とするのである。茲に於て財政の均衡を得るがためには經費支出の部分に注意が向けられることとなつた。しかも英國財政の經費には契約及び法令に基く所の經費が極めて多くの部分を占め、其削減には多大の困難を伴つた。一九三一年二月保守黨は、經費を膨脹せしめたことについて労働黨政府を批難

する動議を提出し、之に對して自由黨は、國家經費の實際的合理的削減を調査提案すべき委員會の即時任命を提議した。之に對する労働黨の大藏大臣スノーデンの演説には、其當時の財政事情を語るものがある。

「國家の現状は極めて重大なるものあり、若し豫算の均衡を維持し、又産業の進歩を計らねばならぬとすれば、果斷にして不愉快なる手段をも採らねばならぬであらう。好況期に於ては容易に忍び得る經費も重大なる産業不況期には堪え難いものとなる。……多額の經費を要する計畫は、假令如何に望ましきものであらうとも、繁榮の恢復するまで待忍せねばならない。之は現在の生活水準を維持するために必要であり、又いかなる階級も此現在の節約によつて賃銀労働者よりも多くの利益を結局に於て享けるものはないであらう。……私が一時の犠牲を求めるとすれば、其が將來の進歩を可能ならしめるに必要だからである。……」

不景氣は豫算の兩面に影響を與へた。經費は増加し収入は減退した。……生産力は今や二〇%だけ減じて居る。之は國庫が其収入を求むべき資源が二〇%減退したことを意味する。……不景氣にも拘らず英國の信用は最近五ヶ年間に於けるよりも今日一層高い状態にある。……産業不振が此國に極めて重大なる影響を與へたと云ひ乍ら、世界の大産業國たる他の國々よりも苦しみ所が少ない。其國々の財政状態は英國のものより悪化して居る。……英國の地位には一個の弱點があるが、それは英國が世界の大金融中心地であることから生ずる。若し此國の財政豫算が健全でないと云ふ充分の根據ある懸念があつたならば、必ずや不幸なる結果を生じ、外國にも其反響を有したであらう。他の國々は必ずや注目しつゝあるに違ないのであつて、吾人は金融上の名聲を維持せねばならない。之は吾人の爲し得ることである。我國の地位は根本的に鞏固であり、世界の他のいかなる國の地位よりも鞏固である。すべて必要とされる所は、現在の一時的恐慌を乗切る努力であり、之は左して大なる努力なくして爲し得るのである。其すべての人々よりの或る一時的犠牲を要するが、其犠牲を最もよく負擔し得る者が最も多くの犠牲に任じなければならぬであらう。……之はいづれの政黨の解決し得る問題でなく、國家及び下院が此問題の重大なることを知悉せねば

らない。吾人は黨争を排し、一致協力して、吾々の一時的困難を克服し、以前の繁榮を恢復すべき有效なる手段を探ることに結合せねばならない」と述べて居る。

恐慌の克服は到底一政黨のなし得る所でなく、國民的一致協力が要求されたのである、國家經費節約委員會設置の自由黨の提議は賛成四百六十九票反對二十三票と云ふ絶對多數を以て成立した。之によつて設置されたのが所謂メイ委員會であつて七月末に其報告書を提出した。

一九三一年四月のスノーデンの豫算計畫(一九三二年度第一次豫算)に於ては、約三千七百萬磅餘の歳入不足を生ずるものと見込むだ。しかし既に前年度に増税を行つたのであるから、此年度の豫算の編成に於ては増税によらずして財源を求めることゝした。爲替基金(Exchange Account)が三千三百万磅を有し居たが、此基金は國際決済銀行の設立によつて既に殆ど必要でなくなつて居つた。此基金より二千萬磅を充用した。之によつて不足財源は千七百萬磅餘となつたが、其を補ふために所得税の納税期を改めた。從來一月と七月とに各半額づゝであつた所得税納付を四分の三を一月に支拂ひ、殘額を七月に納入せしめることゝして、三年度の收入となる部分を約一千萬磅だけ増加せしめる。残り約七百五十萬磅は石油税の増税によつたのである。經費の部分については現に進行中であつた經費節約委員會の調査完成を待つて、其削減に着手することゝし、從て此第一次豫算計畫は全く一時的のものであつた。やがて此調査報告に基いて第二次豫算が編成せられねばならなかつたのである。

第二節 財政的危機と労働黨内閣の崩壊

英國は世界經濟に於ける最も基礎鞏固なる部分であると信ぜられて居た。しかし、中歐諸國に起つた恐慌に無影響であることは出来なかつた。一九三一年前半期には米佛兩國と協力してドイツの救済に資金を供給した英國は、其後半期に於ては自國の財政經濟が恐慌状態に陥る運命にあつた。殊に七月中旬より金の流出が始まつた。約二週間に三千二百萬磅以上の金が流出して兌換準備の基礎が脅かされたので英蘭銀行は保證準備發行額を増加し、またフランス銀行及びニューヨーク聯邦準備銀行に各二千五百萬磅、合計五千萬磅の信用クレジットを設定した。八月月上旬にメイ委員會報告書が公表され、財政の大なる缺陷が暴露されるゝに及んで、磅に對する不安が激成され、外國人の資金の引上げ磅からの逃避が甚しくなつた。英國の如き世界金融の中心には常に巨額の外國資金が存在し其急激なる引上げは金融市場を攪亂する。斯くして前に英蘭銀行が米佛に設定したる信用を以ても不足を告ぐるに到り、金本位制度を停止するか或は政府の保證の下に更に外國資金の援助を仰ぐか、此二途其一を擇ばねばならなくなつた。労働黨政府の採つた手段は此後者であつた。しかも英國政府の保證があるにも拘らず、米佛の銀行は、今後の借入の必要を除くために財政の均衡を確立すべきことを條件とした。更に失業救済費の削減によつて財政の均衡を得べきことが要求されたと傳へられる。此條件を遂行せむとして後に労働黨内閣の互壞を生じたのであるが、此要求は果して米國銀行家から來たのか、或は英國の金融業者より來たのか。英國の金融業者は労働黨政府を倒すために米國人を道具に使つたのであるか、

根本的に究明さるべき問題であるとコール (Cole) は述べて居る。しかし之は英米金融資本に共通する利害の要求であると認めねばならないであらう。

メイ委員会の報告を受けた労働黨政府は、其提案を尊重すべきものとして、其が實現のために先づ内閣節約委員会を設置し、マグドナルド、ヘンダアスン、トマス、グラハム及びスノーデンを以て組織した。

メイ委員会報告 (Committee on National Expenditure Report) は英國財政の諸経費の内容を詳細に検討し、今後の収入支出を推定して、一九三二年四月には英國財政は結局一億二千萬磅の歳入不足を生ずると云ふ結論に達した。此歳入缺陷を補填するためには、九千六百萬磅の経費削減と、二千四百萬磅の増税を以てすることを提案したのである。しかも経費削減のうち八千萬磅以上の部分を社會費の削減によつて捻出する。殊に其六千六百五十萬磅は失業保険費削減による。即ち失業手当の減額と失業保険掛金の増額によるものであつた。

メイ委員会報告公表後に事態は一層悪化して急速に内閣節約委員会を開催を必要とし、八月十二日に第一回の委員会が開催された。同時にマグドナルドはボルドウイン、チェムバレン、サミュエル等其他の反對黨領袖と會して其援助を求めた。労働黨内閣と労働黨、労働組合及び反對黨との各種交渉協議の経緯は省略するとして、内閣は既に一度承認したる五千六百四十萬磅の経費節約を更に二千萬磅を増加することについて閣内の一致を欠き遂に崩壊するに到つたのである。其二千萬磅は失業手当一割減額を含むものであつた。

藏相スノーデンは曰く「現恐慌は銀行側の陰謀に基づく」と云ふ報道が流布して居るが、事實は之に反して諸銀行は終始政府に金

融的援助をなす多大の好意を示して居つた。外國銀行の要求する所のすべては、其提供せむとする貸付に對する保證を合理的に確實ならしめようとするのであつた。英蘭銀行の代表者は、若し五千六百萬磅の節約が政府の最後の言葉を示すならば、其計畫は外國信用を恢復するに何等の價値なきことを充分に明瞭にした。其數字は経費の眞の節約が僅かに約四千二百萬磅に達するにすぎず、殘餘部分は雇主及び労働者への増税であることを正しく指摘した。マグドナルド氏及び予(スノーデン)は銀行家に對し、内閣の同意を得て、反對黨領袖になしたと同じく、節約總額が既に承認された五千六百萬磅の數字より二千萬磅を増加するならばと云ふ提案をなした。銀行家は、若し此事がなし得るならば、ニューヨークを満足させることが出来て、所要の信用クレジットを與へられるであらうと考へて居た。労働黨政府が遂に崩壊したのは此事に關して居るから此問題を詳述するのである。「最後の時に到つて、内閣は前にマグドナルド氏及び予に與へたる、反對黨領袖及び銀行家に失業手当一割減額を含む二千萬磅の節約増額の提案をなす權限の履行を承認しようとしなかつたのである。……失業手当の削減は吾人の嫌ふ所であるが、此問題について何等他に擇ぶべき途がなかつたのである」と述べて居る。(Snowden: An Autobiography, p. 946, p. 948)

第三節 國民内閣の財政政策と其後

労働黨内閣の崩壊に續いて、マグドナルドを首相とする舊労働黨員四名、保守黨員四名、自由黨二名より成る所謂「國民内閣」が組織された。國民内閣の任務は國家危機を處理すべき方策を講ずることであつた。國民内閣は直ちに米佛兩國より各四千萬磅、合計八千萬磅の信用を調達するに成功したが、資本の逃避甚しくして、其クレジットも忽ちに涸渇する形勢にあつた。國民内閣は緊急豫算の編成に着手した。そして九月十日、議會に豫算案を提出した。そ

これは平時に於て提案された豫算としては最も重大なる意義あるものであつた。其豫算計畫に於ては一九三二年度末（一九三二年三月末）の歳入不足は七千四百六十七萬九千磅と推定され、更に次年度の不足は一億七千萬磅の巨額に上るものと計算された。國民内閣の藏相としてスノーデンは次の方法を採用した。

年	歳入不足の見込	
	一九三一年	一九三二年
千磅	七、六七九	一七〇、〇〇〇
経費節約	三、〇〇〇	七〇、〇〇〇
國債償還節約	一三、七〇〇	一〇、〇〇〇
新内國稅收入	二九、〇〇〇	五七、五〇〇
關稅消費稅	二、五〇〇	二四、〇〇〇
合計	七六、二〇〇	一七一、五〇〇

上掲の計畫に於て一九三一年度の分は十月より翌年三月末に到る六ヶ月に關し、次年度の分は其全期間に關して居る。増稅計畫の部分に於て直接稅は七〇%間接稅は三〇%を占めて居た。内國稅收入は所得稅の稅率を四志六片より五片に引上げ、控除額を引下げ、免稅點の引下げたこと、附加所得稅率の一割引下げによるのである。關稅消費稅の部分は、

ビール煙草、輕油、及び娛樂稅の引上げによるものであつた。（次頁所載の表を参照せられよ）
 經費節約額は前に労働黨内閣の承認したるものよりも一千四百萬磅を増加して居る。其増加は失業手當の一割減額を含むで居る。其他の約五千六百萬磅は、失業手當支給期間の二十六週間限定、教育費、國防費、官吏俸給削減、失業救濟事業補助の減額、道路事業貸付金減額等其他を含むで居た。

斯くの如き計畫を以て財政の均衡を計り經濟界の安定を齎らうとしたのである。其は直ちに外國に於ける對英信

稅種	一九三一年度		一九三二年度	
	千磅	毛	千磅	毛
内國稅收入	二九、〇〇〇	五、五〇〇	二五、〇〇〇	五、五〇〇
所加稅	四、〇〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇	六、〇〇〇
關稅・消費稅	一、五〇〇	一四、〇〇〇	一、五〇〇	一四、〇〇〇
煙草	四、五〇〇	一〇、〇〇〇	四、五〇〇	一〇、〇〇〇
石油	二、一〇〇	四、〇〇〇	二、一〇〇	四、〇〇〇
石炭	三、九〇〇	七、五〇〇	三、九〇〇	七、五〇〇
娛樂稅	一、〇〇〇	二、五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇
合計	四〇、五〇〇	八、五〇〇	三六、〇〇〇	八、五〇〇

用を恢復する効果があつて、其後數日間はロンドンよりの外國預金引上げが著しく減退した。しかし再び磅貨に對する信用減退が起り資金の流出が始まつて、九月十九日には英蘭銀行は政府に重大なる状態を報告し金兌換停止の適當なることを述べた。斯くして遂に九月二十一日（月曜日）金本位停止となつたのである。

其時に藏相スノーデンは下院に於て演說して「不均衡豫算及び無統制インフレーションを以て金本位を離脱するのとは異なるのであつて、國內の金融難に因るのではなく預金の過度の引上げのために此方法を探ることは遙かに重大性が少ない。吾々は豫算を均衡せしめて居るのであるから、無統制インフレーションに導く紙幣印刷の危険を除いてある。其故に吾人は冷靜に對處することが出来る」と述べた。

しかし國民内閣は財政の均衡を保つことによつて、英國の經濟と磅に對する信用を維持し、金本位を存続せしめようとする目的は遂に達し得なかつたのである。しかし、金本位の停止は爲替下落となり英國の輸出産業の競争能力に有利なる條件を與へた。しかし同時に財政の均衡を確保し、經費支出の増加によるインフレーションを避けることによつて物價騰貴を抑へ磅の對内價値の維持に努力した。

要之、一九三一年の財政危機→労働党内閣の崩壊→国民内閣の成立→緊急財政計畫の成立→金本位停止に到る前後の経過を観れば、英國の如き高度資本主義國に於ては金融部門が其中樞的部分をなし、恐慌に對して最も敏感であり、其利害の要求を満すや否やによつて經濟的安定の成否が先づ決定され、又國家財政政策は金融資本の支配的勢力によつて決定され又は之に迎合せざるを得ないことを示して居る。

国民内閣の財政均衡計畫により、一九三一年度末には、三十六萬四千磅の餘剰を生じた。一九三二年に入つて金融安定し、磅に對する信用は徐々に恢復し、資金の流入が多くなつた。しかし國內取引の資金需要は減退し、次第に資金過剰となつた。英國銀行は公定利率を再三引下げて低金利の情勢を誘致した。一九三二年六月末には二%にまで引下げて、政府の公債低利借換を容易ならしめ直ちに其實行に移つた。

藏相ネヴィル・チェムバレンは、六月末に五分利軍事公債二十億八千五百萬磅の強制借換を發表した。五分利軍事公債所有者にして現金償還を受けむとする者は九月三十日まで其旨を申出で、十二月一日に額面價格を以て現金償還される。若し其申出なき時は三分利公債に借換を承諾したるものと看做す、と云ふのである。しかも此強制借換は成功を收め、現金償還を申出でたるものは一億六千五百萬磅(全額の八%)にすぎず、借換を承諾したるもの十九億二千萬磅に達した。政府は此借換によつて國債利子約三千萬磅を節約し、所得税減收を除いても年額二千三百萬磅の節約をなし得ることとなるのである。政府が中央銀行と協力して、低金利を醸成せしめつゝ、強制低利借換に成功したる最も顯著なる例であり、其金額に於て近世史上に於ける最大規模の金融取引であると云はれる。英國政府はまた流動公債の整理をも行つた。

其後英國政府は、一九三四年度豫算編成に當つて所得税税率を一磅に付五志より四志六片の舊に復して輕減し、官吏減俸を半

額だけ舊に復し、又失業手當一割削減を廢する等のことを行ひ、三五年度豫算編成に於ても、所得税に於ける小所得の輕課を計つた。

しかし、一九三一年の緊急豫算以後、政府は財政の經費膨脹を抑制して、經費支出の増加によるインフレーションの發生を避けることに努めて居る傾向がある。そして三二年度を除き年々剩餘を生じて居る。

英國財政歳出入(獨立會計を除く)

年 度	歳 入	歳 出	剩餘又は不足
一九三一年度	七七〇,九六三	七七〇,九五九	(+) 三六四
一九三二年度	七四四,七九二	七七七,〇〇〇	(-) 三二,二〇八
一九三三年度	七二四,五七七	六九三,四一九	(+) 三一,一四八
一九三四年度	七二六,四二二	七〇九,八七九	(+) 一六,五四三
一九三五年度(豫算)	七五五,五〇〇	七二〇,九七〇	(+) 三四,五三〇

前にはマグドナルドを首班とし現在にはボルドウィンを首相とする英國政府は、スノーデン及びチェムバレンを藏相として、財政の均衡を維持することに努力し、それによつて英國經濟の安定と恢復を期待した。其

故にロイド・ジョージが提唱する所の公債を財源として二億五千萬磅を以て大規模の生産的事業を施行することを中心とする景氣政策にも反對して來たのである。乍併帝國主義政策の遂行のため、植民地獲得又は植民地利益の擁護のための戰爭の危険が潜在し又は現はれるとすれば、戰爭の準備或は遂行のために、軍備の充實擴張の必要によつて經費の膨脹を生じ、公債發行の必要の生ずることになると考へられる。それは歴史的發展の現段階に於ける資本主義經濟の維持發展のために必要とされるからである。

工業部門

第一章 英國工業の特質と戦後に於ける衰頹過程

第一節 英國工業の戦後に於ける衰頹過程

産業革命の祖國として資本主義發展の先端に立ち、十九世紀中葉自由貿易制度の時代には「世界の工場」としてその繁榮を擅まゝにして居たイギリスは、十九世紀の最後の二十五年間獨逸及び米國の獨占資本主義の擡頭に依つて先づその獨占的地位を崩壊せしめられたのであつたが、歐洲大戰以後に至つて著しくその衰頹を深めるに至つた。英國工業は戦前（一九〇七年）より一九二四年にかけてその生産を二一・五%増加し、更に一九二四年より二九年にかけて一二%向上せしめたのであつたが（註）、この間に於ける世界生産の發展の中にあつてその相對的地位は寧ろ低下した。戦後一九二四年までは、英國のみならず、歐洲交戦國は何れも戦争の打撃の爲めに世界生産上に於ける地位を低下したのであつたが、其後歐洲工業は顯著な回復を示し一九二九年には略戦前の地位を取り戻した。一九二四・五年までの英國工業は戦後歐洲工業の地位低落中にあつて比較的良好地位にあり、その將來は樂觀せられて居たのであつ

たが、其後の歐洲の回復裡に於ては獨り英國のみ取残され、その衰頹は茲に至つて漸く明瞭となつて來たのである。生産の相對的地位低下のみならず、輸出の不振は殊に甚だしく、一九一三年より二九年にかけて輸出數量は五分の四に縮小した。従つて古くから英國工業の樞軸を形成して來た石炭、鐵鋼、機械、造船、織維等の大輸出工業は著しい打撃を受け、これら輸出工業の不振は一九二一年の恐慌以來、常に百萬以上の慢性的失業群を存在せしめるに至つた。即ち戦後の英國工業の衰頹はこれら舊來の主要工業の衰頹に基くものであり、このことは又戦後に於ける英國工業の構成的變化の原因である。

(註) 一九〇七年—一九二四年の工業生産増加二一・五%は Census of Production の生産物價額數字を土臺として Economic Advisory Council が作成せる數字である。Census of Production の原數字は四七%の増加となつて居り、戦後の價格を戦前價格水準に還元した結果が、二一・五%の増加である(戦後の完成品價格水準は戦前より九〇%騰貴、原料品は七五%騰貴)。一九二四年—一九二九年の工業生産増加一二%は Board of Trade の指數であつて、London & Cambridge Economic Service の指數によれば一七%の増加である。

先づ次頁の第一表について、大戦を轉機としての工業構成の變化を見ると、何よりも炭坑業を中心とする鑛業、鐵鋼業・機械工業等を含む金屬工業、綿業・羊毛工業を含む織維工業等の地位の低下が目につく。労働能率の發展を労働者一人當りの生産額を通じて見ても鑛業、金屬工業の増加率は最も少く、その技術的停滯を示してゐる。一九二四年より一九二九年に至る生産指數をとつて見ても、鑛業、織維工業は停滯を示してゐる。更に第三表はこの時期に於

(一) 戦前及び戦後の工鑛業生産比較
(Census of Production, 1907 and 1924)

業 種	生産額 (單位百萬磅)		生産額増加率	労働者一人當りの生産額順位		労働者一人當りの生産増加率
	1907年 (總額中の%)	1924年 (總額中の%)		1907年	1924年	
鑛業	118.0 (17.5)	229.9 (14.3)	95	3	9	43
金屬工業	130.0 (19.3)	299.7 (18.7)	130	5	6	89
織維工業	88.8 (13.1)	205.4 (12.8)	131	9	8	132
被服業	45.4 (6.7)	103.4 (6.4)	128	10	10	144
食料・飲料・煙草	66.4 (9.8)	187.0 (11.6)	182	1	1	131
紙印刷業	32.1 (4.8)	94.0 (5.9)	193	6	3	159
木材工業	17.9 (2.7)	40.7 (2.5)	127	8	7	127
建築業	58.8 (8.7)	141.4 (8.8)	140	7	5	148
公共事業	65.1 (9.6)	162.5 (10.1)	150	4	4	100
其他	52.6 (7.8)	140.5 (8.8)	167	2	2	113
合計	675.1 (100)	1604.5 (100)	138			109
工業合計 (鑛業を除く)	557.1	1374.6	147			

工業部門

(二) 工鑛業生産指數(1924年=100)
—1924年及び1929年工鑛業生産比較—

種 別	1929年
鑛業	96.8
鐵鋼及びその製品	114.0
其他金屬工業	120.5
機械及び造船	121.0
織維工業	98.5
化學工業	115.8
皮革及び製靴	98.5
ガス及び電氣	135.8

(Allen, G. C.: —British Industry and their Organization, 1933, p. 278)

ける各工業部門の比重の變化を明瞭に示してゐる。勿論労働者數の増減は必ずしも生産額の増減と並行しない。現に労働者數の減少した鐵鋼業・機械工業等は寧ろ生産指數を最も増加せしめてゐる。然し乍ら労働者數の増減はその部門の一國經濟上に占める重要性を示

主要工業品の輸出

工業部門

	石炭		鉄鋼		綿製品		羊製品		毛製品		機		船舶(新建造)		電機		化学工業		自動車・自轉車	
	百萬トン	百萬磅	百萬トン	百萬磅	百萬平方ヤード	百萬磅	百萬平方ヤード	百萬磅	百萬磅	百萬磅	械	一	百	機	品	品	百萬	百萬	百萬	百萬
1913年	73.4	97.8	4.9	54.3	7075	97.8	168	20.7	37.0	483	11.0	5.4	22.0	4.6						
1921年	24.7	43.0	1.7	63.6	2902	137.1	107	35.8	74.6	578	30.6	13.0	19.1	5.5						
1924年	61.7	72.1	3.8	74.2	4444	153.4	221	40.2	44.8	161	5.5	10.7	25.4	8.7						
1929年	60.3	48.6	4.4	68.0	3672	99.3	155	31.6	54.4	392	15.5	13.2	26.6	14.8						

*リニア・ヤード

(Cole, G. D. H. : -British Trade and Industry, 1932, p. 201)

も戦後減少又は停滞を示して居り、電機・化学工業品・自動車等新興工業の輸出は増加してゐるが、主要輸出工業の不振を補ふにはその量は未だ餘りに少い。従つて輸出総額は戦後萎縮し、一九二〇年以來今日に至るまで戦前の八三%以上に向上せず、平均七%の低位にある。而して輸出中首位を占めるものは綿製品であり、羊毛製品其他繊維工業品を加へた合計は輸出総額の約三割を占め、石炭・鐵鋼・機械等はこれに次ぐ重要輸出品であるから、これらの不振は英國輸出不振の最大の要因を形成するわけである。且つ又これら主要工業生産中輸出せらるゝ部分は頗る高率に上り——一九三〇年綿製品の輸出率は一割五分、石炭は二割、機械は三割八分、造船業(一九二九年)は二割五分——従つて輸出減少は著しい打撃をこれら主要工業に與へたこととなるのである。以上戦後に於ける英國の工業發展上に見出された變化を要約すれば次の如くである。

(一) 英國の經濟的發展の主柱を形成して來た主要輸出工業の

(三) 労働者数より見た工鑛業の盛衰 (單位1,000人)

	労働者数の増加せる部門		労働者数の減少せる部門	
	1924年 6月	1930年 6月	1924年 6月	1930年 6月
自動車・自轉車・航空機及びゴム	262.0	314.6	炭坑業	1,259.5
電氣(電線・電球製造をも含む)	146.3	192.5	鐵鋼業	317.7
絹及び人絹	41.5	78.1	一般機械	628.4
メリヤス	93.9	107.9	造船・修繕・船用機械	320.2
化学工業	98.2	103.6	綿業	572.4
陶器其他	73.7	78.6	羊毛工業及び絨緞	288.8
食料・飲料・煙草	511.4	525.4	亞麻・大麻製品及び麻網其他	104.0
製材・家具・木工	194.7	218.6	レース及び刺繡	20.4
被服(製靴を含む)	578.6	587.2	皮革及同製品(靴を含まず)	70.7
煉瓦及びタイル	70.2	84.7	油・膠・石鹼・燐寸・其他	79.8
印刷・製紙	361.4	399.3		76.4

(註) 上表の労働者数は被保険労働者数である。(Allen, G. C. ibid. p. 277)

す一指標たることには變りはない。労働力の分配状態を示すこの表は、大戦を轉機として生じた英國工業の構成的變化が其後愈々促進されたことを表現してゐる。即ち嘗て英國を「世界の工場」たらしむる基礎となつた炭坑業、綿業、羊毛工業、鐵鋼業、機械工業、造船業等の主要工業は何れも労働者数を減少せしめてゐる。これに反して自動車、航空機、電氣、人絹、化学工業、飲食工業、印刷製紙、被服工業等の戦後の新興工業、或ひは國內市場向き工業は何れもその地位を向上せしめてゐる。而して戦後衰頽を深めたこれらの主要工業は何れも重要輸出工業であつて、その不振は輸出の減少の中に最もよく反映してゐる。即ち石炭・鐵鋼・綿製品・船舶等の輸出は何れ

後編 最近に於ける各部門の分析

衰頹……炭坑業・鐵鋼業・機械工業・造船業・綿業・羊毛工業等。

(一) 自動車・電氣・化學・人絹等の新興工業の勃興。更に輸出が減少したにも拘はらず工業生産が向上を示せることは英國工業の中心が輸出より國內市場へ轉換しつゝあることを示し、戦後の發展産業は主として國內市場向きであることを示す。(註)

(二) 新興工業の發展は列國に比して立ち遅れ、その規模は未だ小さく、爲めに主要輸出工業の衰頹を補ひ得なかつた。従つて英國工業は全體的にも世界的地位を低下し、主要輸出工業から吐き出された失業者を新工業は吸収する力なく、一九二九年には失業者總數は二百萬餘を算するに至つた。

吾々が「英國の没落」と云ふ言葉を耳にすること既に久しいが、その没落の基礎は前記主要工業の衰頹の裡に存するのである。戦後の産業技術の新展開は各種の新興工業を勃興せしめ、各國の工業を新方向へ發展せしめた。かゝる新方向は嘗て英國繁榮の基礎となつた主要工業の實情と反對の方向であつた。英國は巨大な老軀を以てこの新傾向に應ぜんとしたのであつたが、過去の歴史的遺産が之を妨げ、新工業組織及び新興工業を充分把握し得なかつた。従つて戦後の安定期に於けるアメリカ及び歐洲諸國の發展に英國は参加し得なかつたのである。では主要工業衰頹の原因は奈邊に存するか。以下各部門についてこれを調べて見よう。

(註) 英國工業の南漸傾向 最近十年間の新傾向として從來英國工業の中心地たりしスコットランド、北部イングランド、南ウエールズ等が著しい不況に陥り、これに反してイングランド南部及びミッドランドに工業が勃興したことは注目すべき傾

被保險労働者數の増減

(1924年6月—1930年6月)

國名	増減	増減率
ロンドン	245	12%
イングランド東南部	145	18%
イングランド西南部	87	11%
ミッドランド	137	8%
イングランド東北部	40	2%
イングランド西北部	90	4%
スコットランド	9	1%
ウエールズ	-33	-5%
計	720	6%

(Allen, G. C. ibid. p. 319)

向である。被保險労働者數の増減によつてかゝる地方的消長を示せば次の如くである。

即ちロンドン及びイングランド東南部・西南部・ミッドランドは八%——一八%の増加を示せるのに反して、イングランドの東北・西北部・スコットランドは一——四%の増加に止まり、ウエールズは五%の減少をさへ示してゐる。失業率について見ても前者はより激しい。而して工業部門の分布を見ればロンドン・イングランド南部・ミッドランド地方には自動車・人絹・食料品・蓄音器等の新興工業又は内地市場向工業が發展してゐるのに反して、イングランド北部・スコットランド・ウエールズ等は舊來の主要輸出工業の

中心地である。従つて南部に於ける工業の勃興は戦後の新興工業の發展に基くものであつて、工業の南漸傾向は戦後の英國工業の構成的變化を反映するものと云へよう。

何故新興工業が古くからの工業中心地に勃興せず南部に發展したかと云へば、先づ第一にこれら工業の市場は國內的であつて、ロンドンの如き配給網の完備した大消費市場に近接せる地方が有利なること、及び第二に、古くからの工業地帯には強力な労働組合が存して賃銀其他労働條件が高く固定し、且つ高率の地方税其他の事情により工業新設にとつて不利であること等の積極的原因が擧げられる。更に第三には動力が電力へ推移するに従ひ、嘗ての如く炭坑地方に近接する必要がなくなり(古き工業中心地は何れも炭坑地帯に勃興)機械化の進展は古き工業中心地に居住する熟練労働者の必要を低め、且つ交通の發展が労働力集中を容易ならしめると云ふ様な消極的原因も考へられる。

かくして産業革命當時の北部の發展とは逆の現象が戦後起つたのであるが、これが又英國工業の轉換を困難ならしめる

結果を生んでゐる。即ち古き工業地帯に新興工業が勃興しなかつた爲めに、この地方に充滿する失業者は新興工業に吸収され難い。かくして南ウエールスは夥しい失業群に悩んでゐる際に、レスターは屢々労働力の缺乏に苦しむと云ふ様な不均衡が生ずるのである。或はまた古き工業都市には各種の公共施設が設けられて工業に便宜を與へつゝあるのに、新興工業はこれを利用せず、新工業地帯にこれを新設せねばならぬと云ふが如き不便も生ずる。

第二節 主要工業部門に於ける缺陷と衰頹の諸様相

(一) 炭坑業

石炭は製鐵業の原料、蒸汽機關の燃料、海陸交通の動力資源として十九世紀産業發展の土臺を形成するものであり、自然的好條件に恵まれた英國炭坑業は十九世紀に於ける英國の繁榮の基礎をなして居た。現在に於てもその吸収する人口は農業を除けば全人口の最大部分を占め、一九三〇年その生産額は全工礦業生産の五・二%、その輸出は總輸出の八・六%を占め、英國にとつてのその社會經濟的意義の大なることは茲に喋々するまでもない。

十九世紀初頭以來歐洲大戰に至るまで、英國の石炭生産及び輸出は飛躍的發展を遂げて來たのであつたが、戦後殊に一九二五年以降その衰頹は漸く顯著となつた。炭坑業の不況は英國のみの現象ではなく、戦後の全世界的傾向であつて、一九二五年まで英國炭坑業は寧ろ歐洲諸國に比して良好な状態にあつた。即ち一九〇九—一三年より一九二二—五年の兩期間に於て歐洲大陸の石炭年平均生産は七・五%の低下を示したのに對して英國は四%の低下を示し

たに過ぎなかつた。然るに一九二五年以後二九年にかけて、大陸の石炭生産は著しい回復を示し、戦前水準より三六%の増加を示したのに、英國炭坑業は一向回復の兆なく、一九二九年の最好期に於てすら戦前水準に對して四%の減少を示した。労働状態は一九二四年來惡化し、失業率は、一九二七年一四・六%より一九三〇年二六・八%へと増加した。殊に一九二六年のゼネラル・ストライキ以後實質賃銀及び利潤は何れも一段の惡化を示した。

然らばかゝる英國炭坑業の没落は何に基くものであらうか。

(A) 炭坑業不況の一般的原因

I 需要の減退

(一) 燃料經濟の組織發達による石炭節約。これは鐵鋼業、火力發電事業、ガス事業その他あらゆる領域に見出される戦後合理化の一面である。

(二) 電力業、石油工業その他新興エネルギー産業發達による石炭の地位低下

(三) 戦後各國に現はれた石炭自給自足の傾向。世界大戰當時の各國に於ける石炭缺乏は、從來の輸入國をして自給自足の必要を痛感せしめ、國家的保護援助、輸入制限割當等の政策の下に各國の石炭生産を發展せしめた。

II 生産能力の増大

(一) 新炭坑の出現、舊坑の擴張

(二) 炭坑業に於ける合理化。採炭技術の合理化は炭坑の機械化、電化等の形に於て戦後著しく發展し、生産力を

増大せしめた。

需要の減退と生産力の増大とは石炭の世界的過剰を生み出し世界炭業の危機を醸成したのであつたが、この中にあつて英國は更に英國炭坑業自體の缺陷によつて最も甚だしい打撃を蒙つたのである。英國炭坑業特有の缺陷を挙げれば次の如くである。

(B) 英國炭坑業特有の缺陷

I 英國炭坑業の缺陷の歴史的背景

英國炭坑業の缺陷は戦前の急速なる發展の中に既に胚胎して居たのである。即ち戦前の労働者一人當り出炭高を見ると、一八八四年乃至八年が最高を示しそれ以後は低下してゐる。従つて生産能率は一八八〇年代以後寧ろ減退し、これに應じて生産費も高騰して居たわけである。然るに國內國外の需要激増に惠まれて石炭価格は當時更により以上の騰貴をなして居た爲めに、内部組織の改善・生産能率の向上を計る刺戟少く、かゝる外的好條件の下に古き組織をそのまま維持して來たのである。一八九九年——一九〇三年より一九一三年に至る間に、生産量が二六%の増加を示したのに對して生産價額は四七%の増加をなしてゐることは、戦前英國炭坑業に惠まれた温床的好條件を物語つてゐる。従つてこの間に於ける英國炭坑業の發展は決して堅實な基礎の上に立つたものではなかつた。

大戦中は勞働力缺乏の爲め良坑のみ採掘されて石炭資源は甚だしく荒らされ、而も大戦直後の國內國外市場の急激な需要は益々英國炭坑業の改造を遅延せしめた。而して一九二一年の世界恐慌以來開始された世界炭業危機の中にあ

つても、英國炭坑業のみは一九二二年の米國炭坑ストライキ、一九二三年一月以降の佛蘭西のルール占領等の特殊的好條件に惠まれて高利潤・高賃銀を齎らすことが出來、各國炭業界が戦後の變化した情勢に應じて内部的改造を行ひつゝある間にも温床の上が惰眠を貪つて居たのである。故に一九二四年以來上述の如き特殊條件が消失するや、英國炭坑業は次に述ぶる如きその脆弱性を暴露するに至つた。

I 英國炭坑業の組織的缺陷

(一) 企業集中・獨占的統制の未發展。この原因として(a)自然的條件 (b)鑛區權の問題 (c)個人企業—經營者の個人主義的傳統とを擧げることが出来る。

(a) 自然的條件—英國の炭田は地方的分散甚だしく、各地方毎に炭質の相違、自然的條件の相違があり、従つて企業毎に生産方法、能率、生産費が頗る多様である。獨逸のルール炭田、米國の炭田の如く一地方又は數個の地方にその資源が集中せられて居ない爲め、自然的條件の不利により大規模經營が妨げられてゐる。

(b) 鑛區權の問題—炭坑會社は多く鑛區所有者より借り受けて生産を行つてゐるが、この鑛區權が地理的自然的條件とは關係なく各個人に分割せられてゐる爲めに集中化は益々困難である。従つて炭坑業の合理化を斷行せんが爲めには鑛區權を國家に集中せねばならぬとの國有化問題が発生するのである。

(c) 個人企業—經營者の個人主義的傳統。英國炭坑業はその發展期に於て個人主義の最も典型的に發展した産業であつて、個人企業・家族會社が頗る多く、經營者の協調性乏しく破壊的競争が行はれ、國家の強制によらずして結

合せしむることは甚だ困難である。

更にまた獨逸及びアメリカの獨占資本主義は炭坑業・鐵鋼業を貫く縱斷的結合を母體として展開したものであるが、英國に於ては十九世紀初期炭坑業と製鐵業の結合が發展し初めたにも拘はらず、其後の輸出の急擴張は炭坑主自らコークス爐を建設することを有利ならしめ、その獨立・分散化を強化するに至つたのである。かくして英國炭坑業の集中化・結合は米獨に比すれば遙かに低位にあり、一九二四年一、四〇〇の企業が二、四八一の炭坑を所有し、一九三一年までに企業數は五分の一以上を減じたとは云へ、十二の大企業が全生産の九割を支配する獨逸ルール地方等に比すれば比較にならぬ状態である。

(二) 生産能率の停滯—機械合理化の未發展。英國炭坑業の合理化は前記の如き歴史的背景の下に米獨は云ふに及ばず、新興産炭國に比しても尙遅れてゐる。労働者一人當りの平均年生産量は次の如くである。

一九〇九—一三年	二五七噸
一九一九—二三年	一九五噸
一九二四—二五年	二二一噸
一九二七—三〇年	二五七噸

即ち一九二七—三〇年に至つて漸く戦前の生産能率を回復せしめることが出来たのである。炭坑業の機械化は戦後可成り進行し、一九一三年の八%に對して一九二四年には一九%、一九三一年には三五%に達してゐるが、獨逸ル

ル地方の八〇%、米國の七二%、白耳義の七三%、佛蘭西の六〇%に比すれば頗る低位にあるものと云はねばならぬ。英國の炭層が多く傾斜して居り機械化に不適當な場合が多いとは云へ、尙機械化發展の餘地は充分ある。

Ⅲ 賃銀の問題。國際聯盟の調査は獨逸炭坑夫の賃銀は英國のそれより稍低く、波蘭のそれは英國の約半分であると報告して居り、一九二六年の王室委員會も英國炭坑業の没落は高賃銀に基くことを主張して賃銀切下げを提案し、遂に同年五月ゼネ・ストにまで至つたのであるが、英國炭坑夫の賃銀が果して國際的に高位にあるものか、或はさらに賃銀問題が没落の重要原因であるかの問題については幾多の疑問が存するやうである。然し乍ら英國炭坑業の没落が技術及び設備の老朽、企業組織の時代遅れ、獨占的統制の未發展に基くものであることは異論なきところである。更にまた配給組織の中に古くからの各種の商人が介在してその合理化を妨げてゐることも見逃してはならない。

(二) 鐵 鋼 業

一八五〇年以後の二十五年間は英國工業繁榮の絶頂期であり、その中心は製鐵業であつて、英國の鍊鐵は全世界を風靡し、英國工業の製鐵業時代を現出したのであつたが、其後製鐵業が鍊鐵より鋼鐵中心に推移するに及び英國製鐵業の獨占的地位は搖ぎ初め、一八九〇年には銑鐵、鋼鐵の兩生産に於て米國に首位を奪はれ、更に一九〇〇年、一九一〇年には獨逸の鋼鐵、銑鐵生産に凌駕せらるに至つた。戦後に於ては歐洲大陸諸國と共に苦況にあつたのであるが、一九二四・五年以後歐洲諸國は顯著なる回復を示し、一九二九年には戦前の水準より鋼鐵生産に於ては三六%、銑鐵生産に於ては二三%の増加を示したのに、英國のみは茲に於ても又取り残されてその地位を低落せしめ、銑鐵生産は

一九二四年以後二九年にかけて殆んど向上を示さず、鋼鐵生産は戦前より二六%の回復を示したに過ぎなかつた。

(A) 英國鐵鋼業衰頹の歴史的背景

産業技術の發展が各國資本勢力の比重を變化せしむる例は枚擧に遑がないが、英國製鐵業盛衰の歴史ほど新技術の齎らす運命の惡戯を示すものはないであらう。前記の如く英國製鐵業の絶對的優位の時代は鍊鐵の全盛を極めた一八七〇—四年代までであつたが、それより以前にベセマー法(一八五六年)及びシーメンス・マルチン法(一八六九年)の二つの製鋼法の革命的發明があつた。これを出發點として鍊鐵時代より鋼鐵時代へと推移して行つたのであつたが、未だ鋼鐵時代の初期には、當時の酸性製鋼法が含燐量の少い良鑛にのみ適用し得られるので、その獲得に於て恵まれてゐた英國は依然としてその地位を保持し得たのである。然るに一八七九年トーマス・ギルクリスト法が發明せられ鹽基性製鋼法が現はれるに及んで、含燐量大なるローレン地方の尠大な鐵鑛資源が製鋼原料として利用されるに至り獨逸鐵鋼業が急激に勃興し、更に之に先立つて同じく鹽基性法を主とする米國鐵鋼業が發展した。英國が嘗て専門化した酸性鋼は品質は高級であるが鹽基性鋼より生産費が高い。戦前に於ては尙酸性鋼の需要は可成り存したが、戦後の傾向は改良された鹽基性鋼を以て酸性鋼に代位せしむるに至り、前者は後者に對して壓倒的優位を獲得するに至つた。更に鍊鐵時代に既に成熟した英國製鐵業は、獨米其他の新興國に比して鋼鐵時代の新組織へ推移することが甚だ困難であつた。即ち十九世紀終末以來發展した新組織、例へばコークス爐より副産物を採つて化學工業を營む新設備、或はまた燃料其他の節約をなさしめる縦斷的一貫作業の組織等、新たに製鐵業を設立する國は直ちにこれを採

用しうるのに反して英國は既に存する古き設備の爲め其の採用を妨げられた。かくして英國製鐵業は今日まで舊式設備・技術を殘存せしめるに至つたのである。最後に注目すべきことは戦後スクラップ(屑鐵)の利用激増、鍊鐵鑄鐵生産の決定的減少とによつて銑鐵需要が著しく減少したことである。銑鐵生産及びその輸出に特徴を有した英國は更に茲に於ても大打撃を蒙らざるを得なかつた。以上の如く鍊鐵・鑄鐵及び酸性鋼、これらの原料としての銑鐵、等の生産に長所を有した英國にとつては、戦後の世界的傾向は著しく不利であり、これらの長所は何れも戦後の新局面に遭遇して消滅したのである。

(註) 戦後英國に於ても鹽基性法が次第に優勢となり、遂には全生産の三分の二を占むるに至つてゐる。

(B) 生産費の割高

酸性鋼を中心とする英國の生産費が割高であることは既に述べたが、更にその原因としては金融的負擔の苛重を擧げねばならない。大戰直後の好況時代に英國鐵鋼業は銀行よりの借入れ資本でその設備を擴張したのであるが、これに續く世界的不況に遭遇するや借入れ資本は苛重な負擔となり、更に一九二五年の舊平價解禁・デフレーション政策は負債を増大し利子負擔を重くしたのである。かくして戦後の新情勢に應ずる新技術、新組織の採用は益々困難となり、インフレーション・貨幣價值切下げによつて刺戟せられた大陸諸國の鐵鋼業との競争に於て愈々劣勢を深めたのである。

(C) 企業集中及び縦斷的獨占の未發展

これの主要な原因は次の如くである。

(一) 國內市場に關稅の保護なきこと—従つて外國の競争に曝され、國內に獨占價格の成立は困難である。

(二) 石炭及び鐵礦資源の分散—一地方で銑鐵全生産の三割以上、鋼鐵全生産の二割五分を生産するところがないほど原料資源の自然的分散が集中化の障礙となつてゐる。

(三) 石炭が嘗て安價であり、且つ原料供給者側に價格を釣上ぐべき結合なき爲め縱斷的獨占形成の一要因を缺く(獨逸に於ける炭鐵業獨占形成の有力な要因は安價な石炭及び原料を確保せんとするにあつた)。

(四) 生産の大なる部分が輸出に向けられる爲め、海外各國市場の多種多様の需要に應ずる必要があり、大經營に基く統一的な大量生産は不適當であつた。

更に前記の如き歴史的事情、金融的不利、等も擧げねばならぬ。最近に於ける英國鐵鋼業の集中程度を見れば二十の大企業が全英鐵鋼生産の七〇%を支配して居るが、これをユー・エス・スチール及びベトレ・ヘム・スチールの二社を以て全生産の五五%を支配する米國、五大企業を以て全生産の七〇%を支配する獨逸に比すれば遙かに低位にあるものと云はねばならない。熔鑪爐一基當りの年平均生産額は一九二九年四萬八千噸(米國は十三萬八千噸、獨逸は九萬七千噸)の小規模に過ぎず、その數は歐洲第一であるが舊式で能率低く一九二九年操業爐數は全體の半分以下であり一九三二年には六〇臺のみと云ふ激減を示した。製鋼設備も小規模で且つ多數が分散してゐる。銑鋼一貫作業の發展率は一九一三年二八%より一九二五年四五%、それ以後一九二九年までは殆んど發展を示して居ない。

(三) 機械工業及び造船業

(A) 戰後機械工業の分野に生じた諸變化

機械工業は英國工場生産總額の約五・二%を占め、その輸出は石炭・鐵鋼に次いで第四位を占め、その輸出率は總生産の三八・六%に上り(一九三〇年現在)英國の重要輸出工業であつて、一九二四年より一九三〇年にかけて生産及び輸出何れも稍増加し舊來の主重工業中比較的好成績を擧げてゐる部門である。だが一度びその内部の構成に眼を轉ずる時には英國工業衰頹の暗影を茲にも見出すことが出来る。

機械工業の分野は頗る多岐廣汎にわたるが、先づ十八世紀末蒸氣機關が發展し、次いで十九世紀の初めには紡績機械工業が獨立した。更に一八三〇年代以來機關車及び鐵道材料工業が發展し、一八五〇年以後は汽船の發展と共に船舶機械工業が成長したのである。以上機械工業發展の前半の歴史は常に英國を舞臺として展開し、これらは英國機械工業の傳統的構成を作り上げたのである。然るに十九世紀の後半殊に最後の四半期に入るや、鐵鋼業を初め金屬工業が發展し、これに伴つて工作機械工業が勃興し、更に一八七〇年代ガス・エンジン、一八八〇年代電機工業、一八九〇年代自動車工業等と新しい發明に伴ふ新工業が生成し、これら新工業は大戦を轉機として戰後の機械工業を風靡するに至つた。ところがこの所謂第二産業革命の舞臺は英國ではなく米國及び獨逸であつた。

かゝる歴史的背景を戰後の英國機械工業は如實に反映してゐる。成る程戰後英國機械工業の規模は擴張した。然しその發展方向は英國の傳統的強みとは逆の方向であつた。即ち英國が従來専門化して來た蒸氣機關、紡織機械、機關車、造船等の部門は戰後世界的に衰頹を示した。これに對して英國が未だ充分把み得なかつた自動車・電機・内燃機

關等の新興工業は米國を初め諸外國に於て著しい發展を示したのである。更に英國製機械の特徴は品質は高級であるが高價であると云ふことにある。ところが戦後の世界的需要は良質よりも廉價を求め、従つて大量生産による米國・獨逸の廉價品は英國の市場をドシ／＼浸蝕したのである。故に戦後英國機械工業はその規模を増加したとは云へ、その世界的地位は寧ろ低下せざるを得なかつた。

(B) 造船業の衰頹原因

英國の主要工業が多く十九世紀に於けるその世界第一の地位を喪失した中であつて、造船業は羊毛工業と並んで今尙世界の首位を保持する工業である。とは云へ戦後造船界の世界的不況の裡にあつて、英國造船業はその地位を相對的にも絶對的にも低下せしめた。その原因としては先づ戦後に於ける新型船の發展を擧げねばならない。大戦中及び大戦直後の炭價の高騰が直接の原因となつて發展した發動機船、重油燃料船等は従来の蒸氣船に優る幾多の特徴に基づいて戦後の造船界を轉換せしめるに至つたのであるが、英國造船界はこの新型に對して適應性を缺いてゐた。即ち(一)英國の蒸氣機關用石炭の資源豊富なることは石油船への誘引を減少せしめ、(二)永い間蒸氣機關の製造に専門化した英國の船用機關工業は新型への轉向が頗る困難であり、且つ轉向の費用が諸外國に比して甚だ高いこと等が、英國造船界をして新型船生産に立遅らしめたのである。一九三三年世界進水船舶總噸數中に占むる發動機船の比率は七〇%に達するのに、同年英國の進水船舶中に於けるその比率は三六%に過ぎなかつた。

英國造船業の第二の缺陷としては、その經營者の個人主義、企業結合の未發展を指摘しうる。元來造船業は他の主

要工業に比すれば比較的十九世紀以來の個人主義の下に經營し易い工業ではあるが、それに材料を供給する機械工業鐵鋼業には漸次企業結合が發展せるのみならず、船舶の買手側にも結合が進展するに及んで造船業は兩者の獨占の間に挾撃される實情にある。此の外、大戦中及び大戦直後の擴張に起因する全世界的な設備の過剩を初めとし、其他多く不況の原因を擧げうるであらう。

(四) 綿業及び羊毛工業

(A) 英國綿業の根本的缺陷

戦後に於けるランカシャー綿業の没落は大英帝國衰頹の最も顯著なる象徴である。英國近代工業の世界制覇の第一歩は綿業によつて築かれたものであり、今日に於てもそれは英國輸出中の首位を占め、英國綿布の輸出は一九三三年まで世界第一の地位を保持して來たのである。その鍾數は世界の三割を占め、機織臺數は二割を占め、設備の規模は世界第一であるのに棉花消費量は米國に及ばざるのみか、一九二九年以後は日本及び印度に凌駕され、一九三四年には綿布輸出の世界首位も日本によつて覆へされてしまつた。ランカシャー没落の原因は戦後に於ける極東市場の喪失、日本綿業の浸蝕と印度・支那綿業の勃興によるものであるが、更にその根本的原因是英國綿業に存する次の如き缺陷に基づくものである。

I 設備の舊式・低能率・過剩

設備の規模が世界第一であり乍ら棉花消費量は世界第四位にあると云ふことは、英國綿業の設備の舊式・低能率を

示すと共に、舊式設備の過剰な存在と云ふ事實をも示してゐる。先づ紡錘について見れば一九三三年七月總錘數の七割五分が舊式ミュールによつて占められてゐる。ミュールとリングとを比較すれば(一)一錘當りの出來高に於てミュールはリングの三分の二に過ぎず、(二)更にミュールは労働者の個人的技術を必要とするが、リングはその機械的構造が高級であつて簡單且つ平易な技術を以て足りるのみならず、(三)ミュールはリングに比するより廣い敷地を必要とし、従つて固定資本をより多く要する等、リングはミュールに遙かに優つてゐる。英國の最大の競争者たる日本について見れば錘數の殆んど總てがリングであり、而も英國に未だ普及せざる精紡ハンドラフトや粗紡シンプレッセスが普及してゐる。織機の自動化の比率は一九三三年末日本では一五% (聯合會加盟社分は約半數自動化) に達せるのに英國では二・二%に過ぎなす。

且つかゝる舊式・低能率の設備の過剰が一九三一年總錘數五千萬中一千八百萬、織機臺數六十萬中十六萬に達せるにも拘はらず、その整理は最近に至るまで行はれなかつたと云ふ有様である。

I 労働組織・加工賃銀率・労働事情

労働時間は日本が一日八時間半二交代制を採用して居るのに對して英國は一日八時間片番制であり、資本の回転率も頗る低い。更に労働者一人當り織機の受持臺數も日本の普通織機平均八臺、自動機平均三四十臺に對して英國は一九三三年漸く六臺制を實現し、それ以前は僅かに四臺であつた。機械の廻轉速度について見れば、紡績に於ては英國は錘數過剰の爲め廻轉速度を緩めて受持錘數を増加せるのに反して、日本は操短による受持錘數減少を廻轉速度によ

つて補つてゐる。織機について見れば、英國は労働組合の反對で受持臺數の増加が困難な爲めその速度を増加せしめてゐるのに反して、日本は自動化其他の事情により受持臺數を増加せしめて速度を緩めてゐる。然し日本の大工場殊に大紡績會社兼營の織布工場では殆んど英國と優劣はない。労働者一人當り生産額は受持數と廻轉速度及び労働時間とによつて決定されるのであるが、英國は日本に比して頗る劣つてゐる。

また賃銀に於ても英國は一九二五年舊平價解禁により一般物價が低落したにも拘はらず、賃銀率は殆んど低下しなかつた爲め比較的高率にある。以上の如き生産設備の低能率、労働時間・受持臺數其他労働條件の比較的高位、賃銀高、等の諸條件によつて一柵當り加工賃は高からざるを得ない。四十番手精紡までの加工賃を日本と比較すると一三八%高く約二倍半近くに及ぶ(日本十三圓二十錢・英國三十一圓四十錢)。然し乍ら米國は日本より二七六%高く、印度は一六〇%、和蘭は一五四%高いことを考へれば世界的水準より見て英國のそれが特に高すぎるとは云へない。寧ろ最近の日本の合理化・賃銀低下が急激に進展した爲めであるが、然し輸出市場に於ける競争力は常に相對的なものであるから、英國の加工賃高がその競争力を弱めた重要原因であることは云ふまでもない。

更に一般的労働事情について見れば、英國の労働組合は永き傳統を有して強力なるのみならず、労働者中女工の占むる比率は六五%に過ぎず(日本は八五%)、且つ勤続年限が比較的長く、日本の未婚の農村婦女子(最も労働能率高き年齢の間だけ就業)に比すれば能率も低く賃銀も高からざるを得ない。

II 原棉代價の問題

加工賃よりも更に重要な原價の構成要素は原棉代價である。即ち原棉代價は原價の六割乃至八割五分を占め、加工賃は一割五分乃至四割に過ぎない。これを日本と比較すると英國の原棉代價が著しく高い。この原因は次の二點に存する。

(一) 原棉買入れの市場組織の相違—英國では輸入業者、仲買人、棉花商等の各種の仲買機關が介在して價格を高める。

(二) 混棉法—日本は獨特の混棉技術を以て低廉な印棉を多量使用して而も高級品を生産するに英國はかゝる方法を有さない。印棉の使用率を見ると英國は七%に過ぎず、日本は四五%に及ぶ。

IV 企業集中・獨占的統制の未發展

英國綿業は多數の小規模經營が獨立分散し、個人主義的傾向強く強調性に乏しく、統制は頗る困難である。更に紡績・織布・加工・仕上の各工程は分業制度によつて各々獨立し、全工程を貫く一貫的經營なく、殊に販賣は多數の中間商人が介在して生産者が直接市場に接觸することを妨げてゐる。かくして過剩設備廢棄の爲めのカルテルも企業合同も共同販賣の組織も殆んど發展し得ない有様である。

V 金融的負擔の苛重

鐵鋼業其他英國産業各部門に多かれ少なかれ存する問題であるが、大戰直後の好況期に擴張の爲めに借入れた債務が綿業にも大なる重壓を加へてゐる。大戰中抑制されてゐた需要が急に爆發し、戰時休止して居た工場が再開せら

れた一九一九—二〇年に於て、三百八十(ランカシャー紡績業の約半分)の企業が數ヶ月間に再建設され、この中資本價值總計一千八百萬磅の百二十九の企業にあつては投機家によつて二倍又はそれ以上で買收された。この買收資金及び運轉資金は銀行よりの借入金で賄はれたのであつたが、好況が終るやこれらの負債は大なる負擔となり、負債の返却の爲め負債をつゞけ、銀行も亦紡績會社の破産を恐れて貸付けを繼續し、ランカシャーは益々不健全な状態に陥つて行つたのである。Freda Utleyの計算によれば四十二番手一相當りの金利及び銷却金は三十二圓に及ぶさうである。これに對して日本では金利は殆んど問題でなく、二十五番手一相當り銷却金(固定資本の銷却十一年六分と云ふ堅實振り)十五圓であり、これを四十二番手に換算しても英國の負擔とは比較にならない。

(B) 羊毛工業に於ける缺陷

羊毛工業に於ては英國は今日尙ほ生産輸出兩方面に於て世界の首位を贏ち得てゐるが、諸外國の新興羊毛工業の發展によつて漸次その世界的地位は動搖し初めてゐる。羊毛工業の缺陷は綿業のそれと略同じく、たゞ比較的軽い程度であると云ふに止まる。即ち(一)生産設備の老朽、分散的小經營の破壊的競争 (二)市場組織の矛盾・古くからの中間商人の根強き存在 (三)賃銀高 (四)好況時代の残した金融的壓迫等が擧げうる。但しその輸出市場が (一)歐洲 (二)カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・南阿(三)北米・南米等であつて、綿業にとつての極東市場の如き低賃銀・低勞働條件の國との競争からは免れてゐるので、それ程激しい打撃は受けてゐない。

第三節 衰頹の原因—英國工業の特質

以上主要工業各部門について見出された缺陷—衰頹の原因を要約すれば次の如くである。

(一) 英國工業の衰頹は戦後に至つて漸く顯著となつたのであるが、その根本的原因は第十九世紀終末より第廿世紀初頭にかけて行はれた資本主義の轉回、即ち自由競争より獨占資本主義への推移の時代に胚胎して居る。即ち自由競争制度の時代にその工業の典型的な發展をなした英國は、獨占資本主義への推移をなす爲めには餘りにその經濟機構が古き時代に適應すべく組織立てられ固定化して居たのである。先づ技術の方面より見ればこの時代に發展し初めた鐵鋼業・機械工業・エネルギー工業に於ける諸變革を受け入れる爲めには、産業革命以來の舊工業の發展が成熟し過ぎて居たのである。新たに發足する獨米には容易に採用しうる新組織も既に古き巨體を擁する英國には採用が頗る困難であつたことは鐵鋼業其他の例に見出されたところである。生産の集中、自由競争より獨占への推移に際しても英國の過去の自由制度の根強き存在、これに馴らされた資本家の個人主義、自由貿易制度がこれを妨げたのである。

(二) 然るに大戰後に至るや、前記の各種の新技术は茲に實を結んで、新興工業として大發展を遂げるに至つた。更にまた獨占は合理化と結合して驚異すべき成熟を遂げた。茲に至つて十九世紀終末以來潜在して來た英國工業の缺陷は表面に押し出されざるを得なかつた。十九世紀にその繁榮を誇つた英國の主要輸出工業はその内部的缺陷（生産設備技術の停滯・企業集中獨占の未發展・販賣組織の舊式）による競争力弱きこと、新興工業の壓迫等に基いて顯著

な衰頹を暴露し初めた。而もこれに代るべき新興工業は未だ低位にあつた。かうして戦後の英國工業の低落が初まり、「英國の没落」が叫ばれるに至つたのである。

(三) 以上の英國工業の衰頹要因を個條で示せば次の如くである。

- (a) 獨占資本主義への推移に於ける立ち遅れ。
- (b) 戦後の新技术の發展傾向が何れも英國工業の古くからの構成に逆行せること。先づエネルギー産業の變革が石炭工業を没落せしめ、鹽基性鋼の發展・鉄鐵の没落が鐵鋼業に大打撃を與へ、蒸氣機關・紡績機械・鐵道の衰頹が機械工業に於ける英國の特徵を失はしめ、發動機船の發展が造船業に不利であつた。
- (c) 戦後の新興工業—自動車・人絹・電機其他の發展に於ける立ち遅れ。これは前記の技術的原因のみならず資本調達の困難にもよる。即ち輸出工業救済の爲めに銀行資本が投ぜられて失はれ、資本は缺乏してその價值高く、而もロンドン金融市場は海外投資偏重の傾向を改めなかつた。かくして新工業は安價なる資本を容易に獲得し得なかつたのである。
- (d) 自由競争制度の傳統の根強き残存—自由貿易制度—企業集中・獨占の低位—生産の小規模分散無統制。
- (e) 生産設備の老朽—技術の停滯。大量生産—標準化—合理化の發展低度。
- (f) 嘗ての繁榮時代より殘存する中間商人—販賣組織の時代遅れ。
- (g) 一九二五年の舊平價解禁とデフレーション政策の惡影響—この爲めに戦後の好況期の生産擴張の際になされ

た負債の重圧が加重せられ、賃銀は割高となつたが切下げが困難となり、磅が實力以上に維持せられた爲め著しく對外的競争力が弱められた。而も歐洲諸國は多くインフレーション・平價切下げ等の政策を行ひ、英國工業は益々對外的に不利とならざるを得なかつた。

第二章 金本位停止以後の英國工業とその回復政策

第一節 世界恐慌—金本位停止—英國工業好轉の本質

一九二九年秋に始まつた世界恐慌が、以上の様な衰頹過程にあつた英國工業に與へた打撃は頗る深刻であつた。英國完成品の輸出は一九二九年から最不況年度の一九三二年にかけて半分以上に激減した。而も一九二九年の輸出が戦前より二割低位にあることを考へれば、この減少の輸出工業に與へた打撃が如何に深刻なものであつたかは容易に想像しうる。工・鑛生産指數 (Board of Trade) は同期間に約一七%の低落を示した。世界工業生産指數 (Instituts für Konjunkturforschung) の低落率三一・四%に比すれば、英國工業の低落率は遙かに少い。然し英國工業生産が戦後の世界資本主義の向上に取り残され恐慌以前既に停滞の水準にあつたことを思へば、この數字も英國工業を樂觀せしむるものではなす。

次に恐慌の與へた打撃を部門別に見ると、過去十年間の衰頹過程に見出された傾向が更に強化せられてゐる。即ち主要輸出工業殊に鐵鋼業・綿業・羊毛工業・炭坑業・造船業等は最も甚だしい影響を蒙り、自動車・人絹其他の新興工業には比較的打撃が少なかつた。

一九二九年—一九三三年主要工業状態

年	石炭生産 (百万噸)	鉄鐵生産 (百万噸)	銅鐵生産 (百万噸)	綿製品輸出 (百万平方ヤード)	羊毛製品輸出 (百万平方ヤード)	商船進水 (噸)	機械輸出 (千噸)	自動車 (千臺)	人絹生産 (百万對度)
一九二九年	二五八	七・五九	九・六四	三、六七三	一、五五	一、五三三	五六三	三二九	五七
一九三〇年	二四四	六・一九	七・三三	二、四〇七	二、四	一、四八八	四八二	三二七	四九
一九三一年	二一九	三・七七	五・一〇	一、七六六	八六	四六八	三三九	三二六	五五
一九三二年	二〇九	三・五七	五・六	二、一九六	八二	一九二	三〇一	三三三	七三
一九三三年	二〇三	四・二二	七・〇〇	二、〇三三	九四	一三三	二七五	二八六	八四

(Elias, T. E. and Others: — British Commerce and Industry, 1934, p. 125)

ところが英國の經濟界は一九三二年を底として好轉した。工業も亦部門によつて遅速はあるが、同じく三一・二二年を底として向上に轉じた。即ち化學工業、自動車生産、鋼鐵生産、機械工業等は一九三一年に不況の底を入れて三二一年以來回復を示し、綿業・鉄鐵生産等は三二年、鑛業・造船業は遅れて三三年を底として生産の増加に轉じてゐる。而して三二年以來の徐々たる向上は一九三四年春に至つて最高潮に達し、製造工業生産指數は一九二九年の水準を凌

駕するに至つた。鐵鋼及び同製品は三二年上半年期に比し六割近くの生産増加を示し、紡績品は二割七分、鐵以外の金屬

工業生産指數 (1924=100)

業 別	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	(1931年上期=100)	
						1933年 上 期	1934年 上 期
鑛 業	96.8	91.3	81.6	77.5	76.9	93.5	101.6
製造工業							
製鋼及同製品	114.0	88.8	65.9	66.2	82.2	115.6	159.9
鐵以外の金屬	120.5	119.1	100.1	96.3	101.9	90.0	125.4
造船及機械	121.0	116.6	94.9	88.0	96.0	94.5	109.6
紡 織 品	98.5	79.5	77.0	85.1	89.8	118.3	127.1
化學製品	115.8	102.2	95.2	97.7	101.0	103.6	114.5
皮革及製靴	98.5	101.4	99.3	96.4	106.2	108.7	108.8
飲食用品及煙草	106.0	104.9	103.7	97.6	99.2	95.3	103.2
瓦斯及電氣	135.8	138.7	142.4	146.1	154.9	—	—
計	115.5	106.3	96.7	97.0	103.5	104.6	120.9
總 計	111.8	103.3	93.7	93.1	98.2	102.6	117.5

(Board of Trade)

は二割五分、化學製品は一割四分の増加を示し、工業全體としては二割強の生産指數向上を示した。ではかゝる好轉は一體何に基くか。戦後の産業衰頹裡にあつて英國では各種の回復策が提唱せられたのであつたが、それは實施に至らぬか又は實施せられても不徹底に終つたのである。ところが世界恐慌の深刻な打撃は從來の如き不徹底な彌縫的態度を許さなくなつた。英國は嫌でも應でも從來の傳統的自由主義を放棄して國內産業の回復を計らねばならなくなつたのである。この回復の爲めにとられた政策、或は要因を挙げれば次の如くである。

(一) 一九三一年九月の金本位離脱と其後に於ける通貨政策。

(二) 一九三一年十一月の非常關稅法及び一九三二年三月の新關稅法によつて自由貿易の傳統を棄て、保護貿易に轉向したこと。

(三) 一九三二年八月オッタワ會議の結果、英帝國ブロックを結成し(一九三三年世界經濟會議決裂後更に其強化宣言)更に一九三三年英國が最大の食料品輸入國たるその地位を利用してスカンデナヴィア諸國を初めエストニア、ラトヴィア、アルゼンチン等の農業國と通商協定を結んで所謂スターリング・ブロックを成立せしめたこと。

(四) 以上の如き爲替・通貨・貿易政策と並んで一九三〇年炭坑法、鐵鋼業改組を初め舊來の主要工業の改造合理化に國家が積極的に進出したこと。

一九二五年舊平價解禁以來、磅が實力以上に維持せられた爲めに輸出工業の競争力が削減され、且つ又コスト引下げを困難ならしめて來たことは既に述べた。従つて一九三一年の金本位離脱は輸出の發展に對する多大の期待を負はされたのであるが、日米を初め諸外國も金本位を停止し、金ブロック諸國は嚴格な輸入制限を以てこれに應じたので爲替安の効果は輸出に對しては期待を裏切つたものと云ひ得る。然しこれは保護貿易への轉向と相俟つて輸入阻止・國內市場擁護の効果を擧げたことは否定出來ない。從來國內市場が保護せられて居なかつたと云ふ事情は英國工業の獨占形成を妨げた一因であつたのみならず、大陸の鐵鋼品其他の英國内市場への侵略をも許して英國工業の窮狀を深めたものであつたから、保護關稅の設定は確かに大なる効果を有した。然し英國の輸出依存の程度は頗る大であるから、保護主義へ轉向して外國品の輸入を阻止すればする程、諸外國の報復手段の強化を招來し輸出の萎縮が激成され

ると云ふ矛盾を伴ふことは覺悟しなければならない。オッタワ協定及びスターリング・ブロックの結成は英國の輸出市場を確保せしめるものであり、輸出の回復にとつて効果のあることは否めないが、今までのところでは帝國領よりの輸入の増加の方が遙かに顯著であつたと云ひ得よう。最後に金本位停止以後の妥當な通貨政策、低金利の促進が與へた効果も亦見逃してはならない。

1934年の景氣回復

	財界綜合 活動指數*	生産指數**	貿易*		卸賣物 價指數
			製品 輸出	原料 輸入	
1929年平均	110.0	106.0	108.5	113.0	127.2
1930年	105.9	97.9	87.0	101.5	106.8
1931年	96.3	88.8	64.5	91.5	89.3
1932年	95.8	88.4	65.5	97.0	86.1
1933年	99.7	93.5	67.5	105.0	86.9
1934年	109.2	104.7	73.0	115.5	90.3
1月	109.4	104.8	69.0	107.0	90.4
2月	108.7		67.0	116.0	90.6
3月	109.2		72.0	110.0	90.0
4月	107.6		71.0	111.5	90.0
5月	105.6		69.0	108.5	90.0
6月	111.3	100.5	76.5	135.0	89.9
7月	106.5		71.0	128.0	91.0
8月	110.8		70.0	149.0	92.3
9月	107.9		78.0	117.0	90.4
10月	110.5		78.0	108.0	89.7
11月	113.0	110.0	77.0	99.5	89.0
12月	109.6		74.5	96.0	90.4
1935年1月	*** 115.8	—	*** 78.0	93.5	91.6
2月	*** 112.5	—	*** 78.0	103.0	91.3

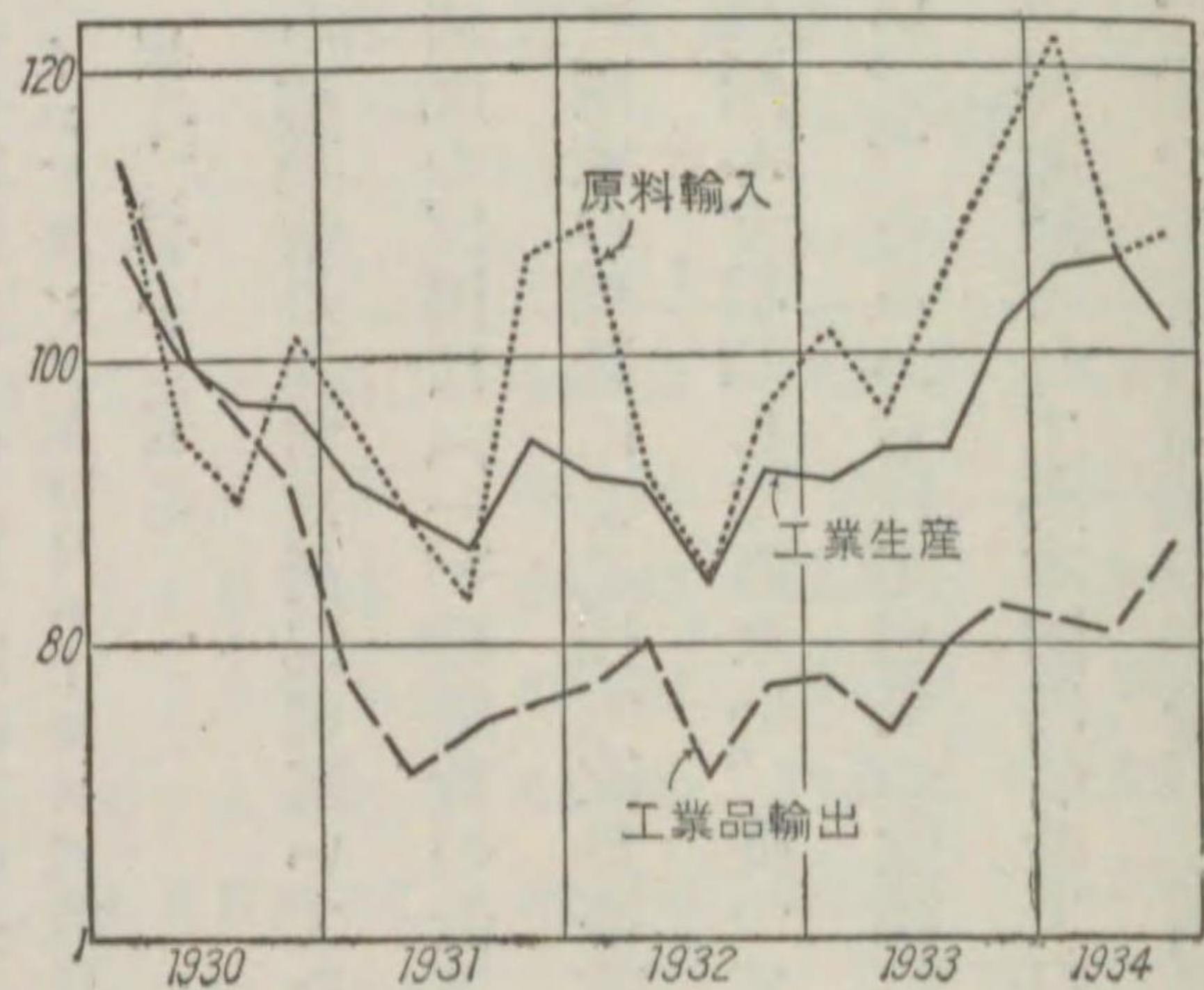
* Economist 財界綜合指數及び貿易指數 1924=100

卸賣物價指數 1913=100

** Board of Trade 1928=100 [1924年基準を1928年に換算せるもの]

*** 假指數

英國工業生産・輸出・原料輸入 (1930=100)



(Economist, Feb. 16, 1935)

以上の諸要因に基いて英國工業は一九三四年春顯著な回復を示したのであつたが、その回復の内容を更に立ち入つて考察すると、その堅實性には多くの疑問が生じて来る。即ち一九三四年生産指數は一九二八年(一〇〇)の水準を突破して一〇五に達したのに、輸出は稍回復したとは云ふものゝ五三(一九二四年基準の商務局數字を一九二八年基準に換算したもの)を示せるに過ぎない。而も僅かな輸出の増加もブロック内に於けるものである。綿布の輸出に於ては日本の急激な發展をブロック工作によつても阻止し得ず、一九三四年には前年より減少し一九二八年度の半分を稍出るに止まり、石炭の輸出も略二年前の水準に停滞し、この二大重要工業は依然として衰頽を續け、英國工業の脆弱點を形成してゐる。鐵鋼の輸出は一九三四年に増加したが、尙一九二八年の約二分の一に過ぎない。従つて一九三四年の生産増加は主として國內市場に吸収されたものであることが明らかとなる。

國內市場に吸収せられた工業生産の内容を見ると、生産財及び恒久財が好轉の中心になつてゐることが明らかとなる。即ち鐵鋼業、機械工業、造船業等の舊來の主要工業及び自動車工業、電氣工業、化學工業等の國內市場向き新興工業がこれである。ところで鐵鋼業其他の生産財部門の國內需要は、依然不振な消費財工業部門から生じたものでは

英國工業生産指數 (1924=100)

年次	石炭	鉄	鋼	鐵鋼製品	鐵以外 の金屬工業	自動車	造船業	綿業	羊毛	人絹	化學品	食料及 飲料	紙及 印刷	皮革	建築*
一九二九年	九六・一	一〇三・七	一一七・七	一一三・七	一一〇・一	一一八・一	一〇五・七	九五・四	九〇・四	一〇五・一	一〇九・八	一〇七・一	一一三・六	八八・九	一〇四・六
一九三〇年	九三・三	八四・八	八九・〇	八八・六	一一七・六	一一九・六	一〇三・七	六九・二	八一・〇	一八〇・四	一〇二・八	一〇五・五	一一三・八	九九・九	一〇四・二
一九三一年	八二・四	五二・四	六三・二	六六・三	九九・一	一六九・〇	三三・四	七五・六	七七・四	二〇五・一	九〇・八	一〇三・七	一一四・八	九〇・〇	一〇四・七
一九三二年	七六・三	四八・九	六四・一	六〇・三	九三・〇	一六五・五	一三・三	七六・九	八〇・〇	二六九・七	九九・六	一〇〇・一	一一四・一	八三・六	一〇四・四
一九三三年	七七・五	五六・四	八五・四	七二・八	一〇〇・〇	二三三・五	九二	八三・九	八四・五	三二七・三	九七・五	一〇三・二	一一三・三	九九・九	一〇四・七
一九三四年	八二・七	八二・八	一〇八・〇	九二・一	一三六・八	二六九・〇	三二・〇	八四・五	八四・〇	三四六・一	一〇〇・二	一〇四・九	一一五・四	九九・四	一一五・〇

* イングランド及びウェールズに於けるもの ** 假數字 (London & Cambridge Economic Service, Monthly Bulletin, May, 23rd, 1935)

なく、寧ろ建築業の異常な活況に基いてゐる。

建築業活況の原因は(一)建築費の低下(一九二四年一〇〇に對して一九二九年九一・二、一九三四年八二・七)(二)低金利(三)國家の補助による住宅改良事業等によるものであるが、その増加は住宅建築の活況に基くものであつて、工場建築は殆んど増加してゐない。従つて建築業の發展に基く生産財部門の活況は、生産設備の擴張に向けられたものではない。であるから住宅建築の發展が止まれば生産財部門の活況も停止せざるを得ないのである。新資本の發行は一九三一年を底として英本國內に於てのみ相當の増加を示したが、これが英國工業設備の擴張に向けられたものでないこと、従つて英國産業の本格的な回復の指標でないことはこの點からも察し得られる。

英國建築活動

—認可計畫價格—
(1,000磅)

年次	住宅	その他	計
1929年	44,260	28,834	73,094
1930年	46,764	27,841	74,605
1931年	40,492	22,518	63,010
1932年	46,888	19,366	66,254
1933年	62,308	21,373	83,681
1934年	69,588	25,975	95,563

(England 及び Wales に於けるもの)
(Economist : Commercial History of
1934. Feb. 16 1935)

更に造船業の好轉、航空機工業の活況は主として軍備擴張に基くものである。造船業の好轉は(一)英國海軍がワシントン條約の許す最高限度まで艦艇保有量を高めんとする計畫、(二)外國からの軍艦注文増加、及び(三)國防的意圖と密接な關聯をもつ海運業・造船業の補助等がその原因である。航空機工業の活況は(一)一九三四年七月の英國空軍擴張計畫の發表(二)一九三五年確立せられた四十一半空軍團編成計畫(一九三八年末完成の豫定)(三)一九三五年五月上旬獨

逸空軍力の暴露に刺戟せられて各空航機會社に未納品製造促進其他の通告を出した事等によるのである。かゝる軍事的注文は單に造船業、航空機工業を刺戟するのみならず、更にこれに關聯する多くの部門に影響を與へるのである。建築業の活況、軍備擴張等に關係なき部門も何れもその上向の原因は國內需要に基いてゐる。アメリカの形大な財政インフレに基く人為的國內需要喚起政策の試みに比すれば、英國の活況は遙かに自然であり堅實である様に見える。然し國內の大衆購買力が向上したと見らるべき要因は殆んどない以上(賃銀率は實質的にも名目的にも低下し、失業率の依然として減ぜざることとは後述する如し)國內需要が堅實に増加したものと考へ得られぬ。従つて英國の國內市場の回復も軍事的注文等の如き政府の直接的支出か、或は保護干渉補助等によるものであつて、決して屢云はれ

る如き、自動的回復ではないのである。而もかうして擴張された国内市場には一定の限度があるから、やがては行詰りに遭遇せざるを得ない。工業生産の活況が一九三四年の春を最後として其後頗るデクザクなカーブを示し初めたことはかゝる行詰りの現れであらう。

吾々は茲に於ても前章で述べた英國工業の構成的缺陷に逢着するのである。金本位停止以後の英國工業は老朽した

イギリス會社純収益の増減 (%)

年次	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年
第一期	+ 1.5	+ 1.9	- 10.6	- 14.3	- 8.9	+ 5.3	+ 14.6
第二期	- 0.7	+ 8.6	- 19.4	- 21.8	+ 3.3	+ 18.2	+ 17.8
第三期	- 3.0	- 6.4	- 35.5	- 28.6	- 5.5	+ 27.7	-
第四期	+ 1.4	- 18.1	- 53.9	- 2.9	+ 30.3	+ 32.9	-
六月末に終る年平均	+ 0.0	- 0.6	- 22.5	- 18.1	+ 0.5	+ 16.6	+ 19.5

1934—35 年イギリス會社収益

	會社數	純収益		前年比較		同割合	
		千ポンド	%	千ポンド	%	千ポンド	%
炭	345	2,895	292.2	2,157	+	292.2	+
鋼	144	13,198	85.4	6,082	+	85.4	+
銅	11	419	45.6	131	+	45.6	+
石	27	4,251	41.3	1,244	+	41.3	+
器具	9	1,745	41.2	509	+	41.2	+
電話	28	2,992	35.5	785	+	35.5	+
船舶	58	5,779	33.9	1,462	+	33.9	+
建築	41	5,796	30.2	1,345	+	30.2	+
自動車	75	7,410	26.6	1,557	+	26.6	+
航空							
食							
物							
金融、土地及投資	155	9,869	26.3	2,060	+	26.3	+
信託	211	7,995	24.6	1,578	+	24.6	+
製造	104	16,142	23.7	3,105	+	23.7	+
石油	18	10,359	14.3	1,294	+	14.3	+
ホテル及飲食	31	1,797	12.9	206	+	12.9	+
草	21	19,448	10.7	1,885	+	10.7	+
印刷	59	6,289	9.5	548	+	9.5	+
力	44	10,256	8.8	836	+	8.8	+
商店	88	13,919	8.0	1,034	+	8.0	+
倉庫	40	829	6.0	47	+	6.0	+
織	90	8,859	0.2	20	-	0.2	-
車	32	2,276	0.4	8	-	0.4	-
バス	43	4,260	2.2	99	-	2.2	-
水道	20	1,017	4.6	50	-	4.6	-
茶	109	1,819	9.6	194	-	9.6	-
其他	268	33,345	13.5	3,974	+	13.5	+
合 計	2,072	192,965	19.5	31,497	+	19.5	+

(註) 上記兩表は何れも Economist 調、新聞聯合社國
際經濟週報 昭和十年八月十五日號より再録)

その輸出工業を發展せしめるには至らなかつた。国内市場は上述の如く發展し、新興工業其他国内市場向き工業は活況を呈した。然し輸出部面は依然として深い沈衰の底にある。而も舊來の輸出工業の内部的改造は後述する如く未だ著しい進展を示さず、さればと云つて国内向工業への構成替へを實現することは尙更困難である。新興工業が未だ支配的とはならず、尙も舊來の輸出工業の巨大な老軀を擁する以上、何としてもその改造を斷行し輸出を復舊せしめねばならない。茲に於て英國工業の改造運動は益々重要性を加へるに至る。(一)二年間に二億五千萬磅の政府資金を投じて國家産業を復興せしめ、(二)炭坑業、綿業、鐵鋼業等の國有化を斷行せんと主張するロイド・ジョージの所謂イギリス版ニュー・ディールの提唱などもかゝる事情を反映するものに外ならない。

最後に以上の英國工業の好轉が勞資双方に及ぼした結果について見れば、資本家側にのみ大なる利益が與へられたことは明らかである。エコノミスト誌によれば、一九三三年末より本年上半期にかけて企業収益は著しく好轉してゐる。一九三四年より三五年上半期へかけての収益を産業別に見ればゴム關係の事業が抜きん出て収益を増加し、次いで鐵鋼及び石炭であるが、實質的に最も良いものは国内市場向きの電機工業・自動車・航空機工業・建築材料工業・飲食料醸造業等である。これに反して織維工業は頗る不振を示してゐる。(前頁所掲表参照)

次ぎに賃銀について見れば、平均週賃銀率は一九三三年一月以降一九三四年九月まで全く不變である。これに對して同期間に生計費は幾分變化を示したがその變化はむしろ減少よりも増加の場合が多い。従つて實質賃銀には好景氣は殆んど全く何等の恩恵をも與へなかつたことになる。

年次	生計費指	週賃銀指
1929年平均	93.7	99.3
1930年平均	89.6	98.4
1931年平均	84.1	97.0
1932年平均	81.7	95.3
1933年 1月	80.5	94.2
2月	79.5	94.0
3月	78.5	94.0
4月	77.5	94.0
5月	77.5	94.0
6月	79.0	94.0
7月	79.5	94.0
8月	80.5	94.0
9月	80.5	94.0
10月	80.5	94.0
11月	81.5	94.0
12月	81.0	94.0
1934年 1月	80.5	94.0
2月	80.0	94.0
3月	79.5	94.0
4月	78.5	94.0
5月	79.0	94.0
6月	80.5	94.0
7月	81.0	94.0
8月	81.5	94.0
9月	81.5	94.0
10月	82.5	94.4
11月	82.5	94.4
12月	81.5	94.4
1935年 1月	81.0	94.4
2月	80.5	94.4
3月	79.5	94.4

(London & Cambridge Economic Service, Apr. 23rd, 1935)

更に就業指数について見れば、一九三二年十二月より一九三四年十二月にかけて事業活動指数は一〇四・〇から一二・五へと八・五の増加を示したのに就業指数は一〇五から一〇七へと二の増加を示してゐるに過ぎない。従つてこの間に労働者一人當りの生産は増加せしめられたわけである。而も賃銀指数はこの間に九四・五より九四・二五へと減少せしめられてゐる。また國內向き工業の活況が輸出工業の吐き出す失業者を吸収し得なかつたから尠大な失業者群は依然として残されてゐる。本年一月には再び増加して二百三十二萬に達し其後稍減少したとは云へ恐慌前(百二

失業者數 (單位千人)

1932年12月	2,796
1933年 6月	2,504
1933年12月	2,224
1934年 1月	2,389
4月	2,148
7月	2,126
8月	2,137
9月	2,082
10月	2,119
11月	2,120
12月	2,086
1935年 1月	2,325
2月	2,285
3月	2,154
4月	2,044
5月	2,045
6月	2,000
7月	1,973

(Ministry of Labour)

十五萬)より遙かに多數に上つてゐる。

第二節 主要工業部門の動向とその改造運動

以上の如く英國工業の究極的回復策は今尙その支配的部分を占める舊來の主要工業の缺陷を除去して、根本的にこれを改造することに歸着するのである。その缺陷については既に述べた。以下恐慌没入以來漸くその緒につき初めた主要工業に於ける改造運動を概観しよう。

(一) 炭坑業に於ける改造運動

炭坑業に於ける改造運動は一九三〇年八月一日の炭坑法に基いて開始せられた。この炭坑法は四部より成り第一部は生産及び販賣の統制、第二部は企業合同促進の爲めの炭坑改造委員會 (Coal Mines Reorganization Commission) 設置、第三部は一九二六年法に於ける八時間労働の再宣言 (後に七時間半労働に改めらる) 第四部は全國産業院 (National Industrial Board) の設立を規定してゐる。而してその中心的部分は第一部及び第二部である。

(A) 市場統制 第一部の生産及び販賣の統制計畫は、先づ中央評議會 (Central Council) が中央統制計畫を樹立して各區の最高出炭割當を決定し、超過出炭に對しては罰金を支拂はしめる。次に各區執行委員會 (District Executive Boards) が中央統制計畫による割當額に基いて區内各炭坑に對する出炭基準割當額及び毎月の具體的出炭量並びに各炭種に對する最低販賣價格を決定し、制限以上の出炭、最低價格以下の販賣に對しては罰金を支拂はしめる。

してゐるが、委員會の活動は寧ろ今後にある。委員會の合同促進はその當初は當業者の自發的の合同をすゝめてゐたが、一九三二年末は強制的に合同せしむるに至つてゐる (Fife 及び Cannoek Chase に於ける實例) 然し既に第一章に述べた如く英國炭坑業特有の自然的條件が企業合同を阻止するのみならず、鑛區權者の分散と云ふ不都合が存在する。従つてその仕事も頗る困難と云はねばならない。企業合同に伴つて採炭作業の合理化は相當進展し、賃銀の低下と相俟つて生産費は低下を示した。一人一交代當り出炭量は一九三三年には一九二七年當時より八%餘増加し、噸當り生産費は一六%の低下を示した。生産費低下の主要々因は賃銀部分の切下げにあり、低下の部分の約五分の四 (噸當り生産費一九二七年 (一五志七片) 一九三三年 (一三志四・七三片) 噸當り賃銀一九二七年 (一〇志七・五片) 一九三三年 (八志九・五五片)) は賃銀部分の切下げによる。

一九三〇年炭坑法に基く英國石炭統制組織を示せば前頁所掲の如くである。

(二) 鐵鋼業に於ける改造運動と國際鋼カルテルへの加入

(A) 鐵鋼業改造計畫とその着手 英國鐵鋼業は國內に於ける合理化の立ち遅れと無秩序、對外的競争力の薄弱と外國品の侵入に苦しまされて來た。この苦況を打開する爲めには鐵鋼業の根本的立ち直し、縦斷的・水平的結合と合理化の促進が先づ第一に必要であり、國際協定參加の爲めにもその前提として國內的統制を確立せねばならない。然し國內的統制を樹立する爲めにはその前提として保護關稅の設定が是非とも必要である。

かくて先づ改造の準備として一九三二年四月下旬三三%三分の一と云ふ高率鐵鋼關稅が當業者の合理化實施の約束

の下に設定せられた。而して同年六月には鐵鋼業全國委員會 (National Committee for Iron and Steel Industry) が改造計畫立案の機關として設立され、一九三四年四月十三日「イギリス鐵鋼業改造五ヶ年計畫」が發表せられた。而して同時にその實施機關として以前より存した鐵鋼業者全國聯盟 (The National Federation of Iron and Steel Manufacturers) を改造發展せしめて、英國鐵鋼聯盟 (The British Iron and Steel Federation) を設立するに至つた。改造案の骨子は次の如くである。

一、本案は聯盟の自由發意により政府の監督は受けない。
二、鐵鋼業が關稅によつて左右せられることを防ぐ爲め鐵鋼業組合に輸入割當制を以て斯業を統制する權力を賦與する。

三、輸出を奨励する傍ら國內に於ける販賣には課稅し世界市場の回復を圖る。

四、無益な競争の廢除、合同の促進、工場近代化を行ひ生産を改造する。

五、英帝國領土内各地の鐵鋼企業間の協力を確保する。

即ち國內鐵鋼業の整理・合同・合理化を促進し、他方輸出を奨励し輸入を統制してその對外的競争力を強化せんとすることが改造案の眼目である。而して合理化の金融的援助は以前より英蘭銀行及び Securities Management Trust 並びに Bankers' Industrial Development Co. (英蘭銀行及び市中銀行の共同の下に設立) 等によつてなされてゐる。

(B) 國際鋼カルテルへの加入 一九三二年の高率鐵鋼關稅は、一時大陸品の侵入を激減せしめた。大陸よりの輸

入は主としてベルギー其他より来る半製品であつて、英國はこれに加工して再び輸出するのであるが、大陸半製品の輸入阻止は報復的に大陸側に於ける英國完成品の輸入抑壓を招き、大陸自身に完成品の自給を發展せしむる機会を與へ、却つて海外市場に於ける英國品の地位を悪化せしむるものと懸念されてゐたのである。然るに三四年に至るや再び外國鐵鋼の輸入は増加し、本年に這入つてベルギーの爲替急落と共に益々激増を示したので、遂に三月二十六日従價三三%の三分の一の従來の鐵鋼關稅を更らに著しく引上げ、従價五〇乃至六五%に相當する從量稅に改むるに至つた。

外國鐵鋼輸入 (單位千噸)

年次	總額	内ベルギーより
一九三二年	一、四八八	共〇
一九三三年	八四九	五〇〇
一九三四年	一、一五八	六〇三

(國際經濟週報昭和十年四月十八日號)

めに英國の加入を歓迎したのである。

國際鋼カルテルは最初一九二六年に成立したが、現在のカルテルは一九三三年五月に改訂せられたもので、加入國は獨・佛・白・ルクセンブルグ及びザールの五ヶ國である。英國加入の協定期間は五ヶ年であり、協定内容は英國にとつて頗る有利である。即ち英國の輸入割當は頗る少く、これに反して輸出額は比較的良好であつた昨年度の額を維

ベルギー鐵鋼は益々安値となり、右關稅引上げの効果は大いに減殺された。しかしこれ以上關稅を引上げることは英國鐵鋼完成品の輸出に影響を與へるから出来ない。従つてこれに代る方法としては輸入制限の外はなく、かくて六月四日國際鋼カルテル加入となつたのである。他方カルテルの側に於ても内紛があり、カルテル強化の爲

持しうることもなつた。而して從來英國が參加して居たレール・鋳力・鐵板等に關する國際協定は新協定の一部となるに至つた。この好條件が英國鐵鋼業に及ぼす影響は大いに期待せられ、更に石炭其他へも好影響を及ぼすものと見られてゐる。鐵鋼業は衰頹せる舊來の英國主要工業中であつて最も將來に望みを囑し得る部門であらう。

(三) ランカシャー綿業の更生策

英國綿業が内には老朽した生産組織を擁し、外には極東市場の喪失と云ふ傷手を負ふてその衰頹の度を深めて行つたことは既に述べた。殊に一九三一年十月日本の金輸出再禁止以後、圓價の低落と低廉な生産費の日本綿布が英國市場を浸蝕した勢ひは洵に目ざましいものであつた。英國が印度市場を初めブロック内各地に於て特惠貿易を強化し、日本品の輸入防遏に大童になつても、ランカシャー自身が内部の改造を行なはなければ、その貿易政策は結局徒勞に歸する。ところがランカシャー綿業の改造は既に古くから幾度びも問題とされては當業者自身の個人主義と非協調性の爲めに失敗に終つてゐる。然し一九三四年三月ロンドンに於ける日英綿業會議の決裂は、當時のエコノミスト誌が「ランカシャー綿業改組問題は今や遂にその決定的段階に達した兆を見せてゐる」と述べてゐる様にイギリスの朝野をしていよいよ眞劍にこの問題を反省せしめる機運を作つた。「協調」と云ふ言葉を知らないといはれて居るランカシャー當業者自身には、今後到底自發的改造は行へぬと云ふので法的強制力を以てしてもこれを斷行せねばならぬとの主張が有力となるに至つた。

(一) そこで先づ第一に現はれたのが一九三四年五月の綿製織工業法案 [Cotton-Manufacturing (Temporary Pro-

vision) Bill]である。この法案の眼目は綿糸人絹等の織布工業に於ける労働賃銀を勞資双方の團體間の協定に依つて決定し、これを政府は審査した上で法的拘束力あるものとなさんとする點にある。賃銀協定の無視は當業者間に於て絶へず行はれ、又賃銀問題にからんだ大爭議が屢勃發したランカシャーにとつては、この法案は更生への第一歩として役立つものであらう。

(一) 過剩紡機整理案 一九三三年八月組織せられた英國紡績聯合會綿業復興特別委員會は一年近くにわたる調査の結果、三四年六月ランカシャー綿業改造に關する報告書を發表し、これに基いて同年十月次の具體的改造案を加盟紡績業者に諮問した。

(A) 新紡績聯合會(ランカシャー紡績の九割の参加を要する)を設立し綿業の改造に當らしめる。即ち生産の集中・合同によつて生産費を徹底的に切下げると共に糸價の統制を行ふこと。

(B) 現存過剩紡機一千錘を二百萬磅の費用を以て買収すること。

この案はランカシャー綿業更生の最後案とも見られるものであつたが、第一の新紡績聯合會設立案は紡績業者の賛成投票が九割に達せず、爲めに沙汰止みとなり、改造案の重要部分はまだも葬り去られることとなつた。第二の過剩紡機整理案にも反對があつたが、業界大部分の賛成あることがほと明瞭となつたので政府はこれに法的強制力を賦與せんとして、本年七月一日過剩紡機整理法案(Cotton Surplus Spindles Bill)を下院に提出するに至つた。法案の内容骨子は左の如きものである。

一、過剩紡機整理問題を管掌する過剩紡機統制局を創設し、同局をして過剩紡機を引取らしめる。
二、統制局は過剩紡機買入れのため總額二百萬磅までの資金借入れの權限を與へられる。
三、右借入金の利子及び元本償還資金は今後十五ケ年間イギリスの各紡績工場主に課金(ミュール紡機一錘に付一ケ年一片六分の一)として捻出する。

四、本案施行最初の五ケ年間紡績工場の使用を中止する工場主は右課金免除を要請することが出来る。

五、今後工場を設立するものは本案施行當初に遡及して課金される。

六、本案施行の最初の三ケ年間は新工場の設立を禁ず。

本案を起草せるコルウイン委員會の報告によれば現在の總錘数は四千四百萬、その中一千萬即ち約二割五分の整理が行はれるわけである。而して昨年第一・四半期に於ける過剩錘数は一千三百五十萬と報告せられてゐるから、この法案に依つて古くから綿業改造の必須要件とされて來た過剩設備の廢棄が大體遂行されることとなる。

(三) 次ぎに右のランカシャー更生策と關聯して注目さるべき點は、ランカシャー綿業がその不振を人絹、絹織物等の新興工業へ發展することによつて補はうとする最近の傾向である。ランカシャー綿業が新分野を開拓せんとする場合、永年の傳統と經驗とを利用して新纖維工業に向はんとするのは當然であらう。ランカシャー地方に於て人絹工業に従事せる織機数は七百五十萬に及び、英國織機總数の二割八分に當つて居るのみならず、現在英國で人絹生産に従事せる十二會社中八社までがランカシャーにあることを思へば、以上の傾向の看過し得ざることが理解されること

と思ふ。絹織物工業への着手は未だその緒にいたばかりであるが、外國資本、殊にフランス絹業資本が英國絹織物工業に與へられてゐる特別の保護の爲めに英國内に進出しつゝある事情を考へれば相當の期待をかけて良いであらう。

(四) 英國綿業の合同による改造が新紡聯組織案の失敗に依つて實現し得られなくなつた際、茲に特記すべきはランカシャー綿業會社 (Lanca hire Cotton Trade Coporation) の存在である。當社は合同による改造の一つの試みであつて、英蘭銀行を背景とし、紡績を主として没落企業を着々合併し、老朽設備を廢棄して優良工場へ生産を集中し、最新機械の採用、生産費の低下に努めてゐる。未だ生産を統制し綿業界を支配するまでに至つては居らぬが異色ある存在と云ひ得るであらう。

以上の如くランカシャーの更生策は漸くその第一歩を踏み出し初めたが、未だ全面的改造が展開したものは勿論云へず、その前途は依然頗る多難と云はねばならない。

(四) 其他舊工業と新興工業の動向

以上の三大工業に於ける改造問題が英國工業に於ける代表的更生運動であるが、其他の舊工業に於ても改造の機運が擡頭しつゝある。然し何れも未だ上記三工業に於けるが如きまとまつた運動とはなつて居ない。

(A) 造船業

造船業が海軍軍備の擴張計畫によつて刺戟を與へられつゝあることは既に述べた。新艦の建造は先づ第一に民間造船會社への注文となつて實現され、而もその注文が各造船會社及び造船業地方へ公平に分配する様に心掛けられてゐる。一九三四—五年の建艦案を見ると國立造船所に注文されたものは五千噸級巡洋艦一隻、潜水艦二隻、砲艦一隻に過ぎず、民間造船所へは九千噸級巡洋艦二隻、航空母艦一隻、水雷艇八隻、潜水艇一隻、砲艦四隻、特務艦一隻、其他多數の小型船が注文されてゐる。他方海運界の不況を救済する爲め昨年七月不定期船補助金(一ヶ年限り二百萬磅を越へざる)交付が決定せられた。海運業の回復は商船建造にとつて大なる刺戟である。而も海運業の根本的改造には非能率・不經濟な舊式船を新式船によつて代換することを急務とするので、補助金交付政策の聲明の中には舊式船代換の爲めの新式船建造には金融的援助を與へてもよいと述べられてゐる。従つてこの海運業擁護策も亦造船業にとつては好材料であらう。造船業の改造の爲めには機械工業を初め材料供給部門及び新船需要者側の結合に對抗して、各企業が個人主義を放擲して統制的結合を成立せしむることが必要であり、更らに過剩となつた生産設備、老朽造船所の整理が必要である。この必要に應じて一九三〇年二月 National Shipbuilders' Security Ltd. が成立し、能率低きドックを閉鎖して能率高き造船所へ生産を集中し、且つ參加會社の保證に基いて社債を發行し、參加企業への金融を行ふ等の仕事を開始した。その後二ヶ年間に造船能力五十萬噸に上る諸造船所を閉鎖して英國造船所全能力を二百五十萬噸にまで縮少した。かゝる集中化運動と並んで以前より船舶の型の標準化が試みられ商務院の下に Lloyds Register, British Corp. Register of Shipping and Aircraft, British Committee of the Bureau Veritas 等の標準化機關 (Classification Societies) がこれに努力してゐる。然し新式發動機船用エンジンは未だ試験期にある爲めこれが標準化を妨げてゐる。

(B) 機械工業

機械工業に於ては、既に指摘したその分野の變化傾向は恐慌以來益々強められ、新興電氣機械は愈々その地位を高めつゝある。第一位の船用機關及び機械は造船業の活況に刺戟せられるところ多く、第二位の電氣機械の發展は云ふまでもなく、第三位紡織用機械は羊毛・メリヤス機械方面に活氣を呈し、數年間沈滞をつゞけた第四の機關車製造も最近英國の新建設計畫の爲めに曙光を見出してゐる。又最近の鐵鋼業の改善が工作機械を初めとして好影響を齎したことも見逃せない。一九三四年に至る國內市場向工業の向上の中にあつて機械工業は重要部面を形成したのである。

(C) 新興工業

新興工業としては自動車工業・航空機工業・精良化學藥品工業（從來英國化學工業の中心は曹達工業其他の重化學工業部門であつたが、近年化學藥品、醫藥品、染料等が全生産の半分を占めるに至つた）人絹工業等があるが、次に最近に於て最も顯著な躍進を示しつゝある自動車・人絹の兩部門についてその輪廓を述べてみよう。

(I) 自動車工業

自動車工業は人絹工業と並んで恐慌裡に於て最も躍進を示した新興工業である。一九三四年の生産指數は一九二九年のそれより四八％の増加を示し (London & Cambridge Economic Service) その輸出は一九二九年の世界第四位より一九三三年にはアメリカに次ぐ第二位へと躍進してゐる。

英國に於ける自動車工業の勃興は一八七〇年代の自轉車工業の發展についてその所産として齎らされたものであつ

て、一八九六年最初の會社設立以來新業に着手せるものは、何れも自轉車會社であつた。而して戦前に至るまで自動車自轉車・オートバイを結合する大企業がバーミンガムを中心とするウエスト・ミッドランド地方に發展したのである。今日に於ける中心地はこのウエスト・ミッドランド地方、大ロンドン、ランカシャー、オックスフォード、南部イングランドの諸地方で、最近十年間に於ける工業南漸傾向の主要な要因を形成してゐる。

英國自動車工業の特徴はアメリカの大量生産による大型車と異り、種類、型が多様であり低馬力の小型が主であつた。然るに數年來個人的趣向に應ずる多様生産企業は次第に没落して、小規模企業より大量標準型生産へと發展するに至つた。比較的新しいモリス・カムパニーの如きはフォーダイズムに従ふ代表的大企業である。従來の低馬力小型車は英國の良い道路には適するが植民地向きには不適當であつたが、以上のアメリカ式への轉向に依つて漸くその輸出も發展し初めた。その輸出市場は大部分が特惠關稅の下に於ける英帝國領であるが、近年諸外國への輸出が著しく増加してゐる。然し最近の活況は前述の如く主として國內市場への發展に基くものである。國內市場の最近の需要は小型車に集中され、その代表的企業たるオースチン自動車會社は著しい増收をなしてゐる。

(II) 人絹工業

人絹工業は英國工業中恐慌没入以來最高の發展率を示した新興工業であつて、一九二九年より三四年へかけてその生産指數は六八％餘の増加を示して居り、その不況の底は一九三〇年であつて不況より脱する事も最も早かつた工業である (London & Cambridge Economic Service)。その向上の要因は一九二五年以來の政府の手厚い保護政策にもよる

が、一九三〇年の生産急減以來、技術設備の革命的改良其他の合理化による原價の低下に基づくところが多い。その世界的地位は一九三〇・三一年には世界生産の一一％第四位へと低下したが、三三年以來一三％へと一九二九年の水準を回復して第三位にある。英國内に於ける諸工業に比すれば戦後よりの發展は著しいものであるが、人絹業自體の世界的發展の中にあつては戦前（一九一三年世界生産の二六％）よりは遙かにその世界的地位を低下し、一九二五年（世界生産の一六％）當時に比しても尙低下してゐる。

その主要輸出市場は英帝國領であるが、綿業と同じく最近の日本の急速な侵入によつて甚だ惱まされ輸入防遏に努めてゐる。従つてその最近の生産増加は主として國內市場に吸収せられたものであつたが、國內市場も次第に飽和状態に達しつゝあるので前途は必ずしも樂觀は許されない。然しその生産設備は更新せられ、製品の品質は頗る優良であるから高級人絹市場に對しては大なる期待がかけうる。ランカシャー綿業がその回復策の一つとして人絹工業への進出を計つてゐることに既に觸れたところであるが注目すべき傾向であらう。

農業部門

第一章 英國農業の衰頹とその構成

第一節 英國農業の衰頹とその特殊的地位

近世資本主義の發展が先づ一國に於ける農業と工業との分離を來すのみならず、更にこの分離を國際的規模に於て行ひ、先進資本主義を世界の工業的中心に、他の地域を食糧及び原料の供給地に變ずると云ふ過程は周知の發展傾向であるが、十九世紀既に世界の工場として工業に専門化した英國はこの原則を最も典型的に遂行した國である。過去に於ける英國の農業政策は反農的農業政策として知られ、全くの自由放任政策の下に農業の衰頹を放置して來たので、その農業の英國經濟上に占める地位は工業部門の大なる地位とは比較にならぬ程低い。

先づ最近の全産業従業員中農業に従事するものゝ占める比率を見れば六分に充たず、冶金機械工業の約半分に當り、織維工業よりも下位にあつて炭坑業と略匹敵する有様である。これに農業に間接的に依存してゐる運輸・商業・農業機械及び器具・肥料工業等の従業員（全産業従業員の約三分と推算される）を加算しても尙その地位は工業に及びもつかない。而して家族を含む農業人口は全人口の約一割に過ぎない（一九二二年）而も農業従業員數は逐年減少

英國産業従業員數

(イギリス、ウェールズ、スコットランドを含む、單位千人、括弧内は全産業従業員に對する管轄部門の比率)

——一八八一年乃至一九三一年國勢調査による十歳以上産業従業員總數及び主要産業従業員數——

年次	一八八一年	一八九一年	一九〇一年	一九一一年*	一九二一年	一九三一年
全産業従業員	三,七九七 (100.0%)	三,五〇〇 (100.0%)	三,六三三 (100.0%)	三,八三四 (100.0%)	三,九三七 (100.0%)	三,〇五五 (100.0%)
農業	一,五九二 (四二・五)	一,四九八 (四二・八)	一,四〇三 (三八・六)	一,五〇一 (三八・二)	一,四三九 (三七・六)	一,一九四 (五・七)
冶金及び機械工業	九七二 (二五・七)	一,〇九五 (二九・七)	一,四四七 (三九・八)	一,七六五 (四六・一)	二,四九二 (六三・三)	二,四二二 (六〇・二)
織維工業	一,一九一 (五・〇)	一,二五五 (三六・一)	一,一六九 (三二・二)	一,二九四 (三三・七)	一,二九三 (三二・九)	一,三三七 (三三・七)
炭坑業	四七三 (一二・四)	五九九 (一七・一)	七五二 (二〇・七)	一,〇二二 (二六・六)	一,三〇五 (三三・二)	一,一六六 (二八・五)
化學工業(塗料、油脂、ゴムを含む)	五三 (一・四)	六九 (一・九)	一〇一 (二・八)	一四九 (三・九)	二六九 (六・八)	三〇三 (七・六)
窯業(煉瓦、セメント、硝子、陶器)	一三〇 (三・四)	一四一 (四・〇)	一四七 (四・〇)	一四九 (三・九)	一八三 (四・六)	二〇三 (五・〇)
漁業	六二 (一・六)	五二 (一・五)	五二 (一・四)	五四 (一・四)	七〇 (一・八)	六三 (一・六)

(註) 一九一一年を境として統計の基礎が著しく變更され、一九一一年*は従前からの基礎に立ち、一九二一年*は新基礎に立つ統計である。主要なる相違は前者が經營者、店員等を除きたる數字なるに反し、後者は従業員全體を含む。
(Statistical Abstract of the United Kingdom, 1935, p. 102-3)

し、英國農業の衰頽過程を物語つてゐる。即ち一八八一年には全産業従業員中一割二分餘に及んで首位を占めたものが、戦前には八分に低下して第二位となり、戦後に至つては更に急速に低下して一九三一年には五分七厘—第三位となつてしまつた。

更に英國産業總生産價額中に占める農業生産物價額の地位も低く、戦前(一九〇七年)に於て既に一割二分に過ぎないから、戦後に於ては尙低位にある筈である。

英國農業の以上の如き衰頽は、先づ一八七〇年代に於けるアメリカの機械化農業の出現によつて促進せられた。英國と略同じ耕作方法の下にあつた歐洲大陸から食糧が輸入せられた間は、英國農業は尙その地位を維持し得たのであつたが、新大陸の新農業による廉價な生産物の流入に遭つては英國農業はその存立の基礎を失つてしまつた。一八八五年には北米の小麥價格が英國市場を支配するに至り、英國穀物生産は決定的打撃を蒙ることゝなつた。殊に一八七九年の不作、及び以上の新大陸農業の發展を主たる原因とする第一次農業恐慌(一八七四年—一八九六年)の際に生じた傾向、即ち不利な穀物耕作を放棄して畜産に轉じ、耕地を牧草地と化する傾向は恐慌後と雖も改められず、作付反別は其後回復したとは云へ一八七〇年代の水準には永久に戻り得なかつた。永き自由市場の傳統に抗して農業は保護關稅及び國家的扶助を要求したのであつたが、食糧供給を輸入に依頼すると云ふ英國の特徴は愈々決定的なものとなり益々強められるのみであつた。

歐洲大戰は英國の食糧自給を強制し、戦時の食糧政策は英國農業を刺戟して作付反別は一九一八年には第一次恐慌以來の最高水準に達したのであつたが、戦後に至るや英國農業に對する戦時の國家的保護獎勵が撤回せられたのみならず、アメリカ合衆國、カナダ、アルゼンチン、オーストラリアの四大新農業國の飛躍的發展に直面して、第二次の恐慌に没入し戦前よりは更に急速な衰頽過程を辿るに至つた。これら四大新農業國はトラクター、コンバイン等の機

械を採用して植民地的大農經營を営み、生産費を著しく低減せしめて舊農業國を壓倒し、一九二四―二八年には世界小麥輸出の九四%（戦前は五〇%）を占むるに至つた。かゝる低廉なる新興植民地農業品の包圍攻撃の中にあつて、歐洲諸國は關稅障壁を高め更に輸入制限、割當制度（クオート・システム）を以てこれに對抗し、一九三一年にはロシアを除き歐洲の小麥作付面積は略戦前の水準に回復するを得たのである。然るに英國のみは依然として自由政策を保持し、その価格は新農業國よりの低廉なる輸入品によつて暴落した。殊に一九二九年以後の經濟部面全般にわたる世界恐慌の襲來は、既に慢性的となつて居た戦後の英國農業の不況を一段と悪化せしめた。試みにその國內市場に於ける小麥價格と國家的保護政策の下にある獨逸及び佛蘭西市場に於けるそれとの開きを示せば右表の如くである。

英國	一ブッシュェル	三志二・五ペンス
巴里	同	八志三・五ペンス
伯林	同	七志三・〇ペンス

更に主要穀物の價格指數を示せば次の如くである。

年次	一九一一年	一九二二年	一九二四年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年
	小麥	100	133	167	116	126
大麥	100	119	165	105	100	100
燕麥	100	136	180	94	86	86
農産物綜合指數	100	151	163	131	131	125

(Vein. J. A.: The Foundation of Agricultural Economics, 1933, p. 524.)

而して穀物生産は畜産・酪農業・園藝農業に比すれば低廉な輸入品の競争による打撃を受けること最も甚だしく、その價格の低落も最も激しい。従つて

十九世紀以來見られた穀物耕作の放棄の傾向は戦後益々強められ、畜産・酪農業・園藝農業への轉換が愈々顯著となつた。而して一九三二年の穀物作付面積は戦前より二四%、大戦直後（一九二〇年）より三二%を減じ、農作物總作付面積も亦減少した。

作付面積（單位一千エーカー）

年次	一九一三年	一九二〇年	一九三二年	一九三三年
農作物總作付面積	三,一九七	三,二四六	二,九八八	二,九七三
穀物作付面積	六,九二二	七,七五五	五,二七三	五,三三三

(Statistical Abstract for the United Kingdom, 1935, p. 252-3)

更にケムブリッジ大學農科の東部地方農場（代表的耕作地方）に關する調査報告に依れば、一九二五―六年の損失八・八%、一九二六―七年度の損失八・六%に及び、其後二年間は價格下落阻

止の効果で損失を稍減せしむることを得たが、一九三〇年以後は世界恐慌の影響で再び價格は急落し、一九三一年秋の東部地方一千農場（二十エーカー以上）の平均純損失は一農場當り一八二磅に及んでゐる。而して比較的小規模の農場は損失少く、三百エーカー以上の大經營は最も損失が大きかつた。耕作を主とするこの地方の農場ですら畜産收入の總收入に對する割合は七割近くに達し、如何に耕作農業が打撃を受けたかを示してゐる。

以上の如く英國農業殊に穀物生産の地位は相對的にも絶對的にも戦後その低下の速度を早め、殊に世界恐慌の襲來は事態を益々重大たらしめたのであるが、たとへその英國經濟上に占める地位が低くともその國民經濟的意義は決して輕視し得るものではない。即ち英國農業が萎縮した爲め、その食糧は殆んど輸入に仰がねばならず、食料品の輸入

が總輸入額の約半分と云ふ巨額に上る事實は、戦後の英國にとつて重大なる問題を提起するに至つたのである。

先づ第一に大戦中輸入の困難に基く食糧缺乏の經驗は、戦後國防的見地より食糧の自給自足の必要を痛感せしめた。食糧自給自足の傾向は戦後各國の國家主義的政策の一つとして一般に見られるところであるが、その農業の最も萎縮した英國にとつては特に切實な問題であつた。かくして穀物を初め主要農産物の自給—農業復舊運動が起り、一般農耕の奨励、農業労働の保護、耕地面積維持の努力等が見られるに至り、遂に後述する如き一九三一年以後の新農業政策の出現にまで立ち至つたのである。

然しこの問題は國防的見地からのみ考察さるべきではない。戦後に於ける英國没落の主因はその輸出工業の不振に存するのであるが、又これの反面に於ける輸入の増加、その當然の結果としての輸入超過の激増がその苦惱を深める重要々因である。即ち戦前(一九一三年)より一九二九年にかけて輸出數量は二割の減少を示したのに、輸入數量は二割の増加を示し、入超は一九一三年一億三千四百萬磅より一九二九年三億八千二百萬磅へと三倍近くの激増を示してゐる。更に一九三一年には入超は實に四億六百萬磅に達した。而して輸入の約半ばを占めるものは食料品類であり而もその輸入總量中に占める地位は戦後増加してゐる。食料品價格は原料品價格と共に植民地の農業恐慌により工業品よりも遙かに激しい低落を示してゐるのであるから、その價格回復の曉には恐るべき入超を覺悟せねばならない。ところで輸入を減じて國內生産を以て代位せしめんとする場合、原料品は殆んど不可能であり、半成品は主として英國輸出工業の材料となるものである以上高率關稅による輸入防止も餘り効果はない。完成品輸入は戦前より殆んど増加

して居ないから比較的問題とはならない。従つて入超を防ぎ、國內生産で代位せしむる最も重要な部門は食料品であると云ふことになる。かくて英國農業の更生が茲でも問題の中心となるのである。ところで英國農業を過去の狀態に復舊せしむることは、戦後の新情勢の中にあつては勿論不可能である。即ち植民地大農經營に對抗して英國の穀物生産を發展せしむることは頗る困難と云はねばならない。ところが新鮮良質を要件とする肉類、家禽、牛乳、卵、果實野菜等に於ては、英國農業は市場に近いのみならず質に於ても優れ其他多くの強みを有して居る。而もこれらの需要は農産物需要の大なる部分を占め食料品輸入中に於ても重要地位を占めてゐる。従つてこの方向に向つて英國農業を更生發展せしめんと企圖するに至る事は當然である。前記新農業政策に於ける恒久對策はかゝる企圖に基いてゐる。

英國の食料品輸入價額とその總輸入中に占める地位

年次	輸入價額 (單位百 萬磅)	總輸入 に占める 地位
1913年	290.2	38%
1919年*	707.3	43
1919年**	719.1	43
1920年	765.8	39
1921年	567.0	52
1922年	471.9	47
1923年	508.9	46
1924年	571.1	45
1925年	570.1	43
1926年	529.8	43
1927年	538.5	44
1928年	530.9	44
1929年	535.5	44
1930年	475.1	46
1931年	416.7	48
1932年	372.9	52
1933年	340.6	50

* 舊分類
** 新分類

る。農業恐慌は穀作を中心とする東部に於て最も激甚であり、東部耕作地方は何れも危機に瀕してゐる。従つてこの恐慌對策として小麥の救済が

企てられ、新農業政策の一半はこの應急的對策に當てられてゐる。

一九三三年輸入食料品の内訳 (単位百萬磅)

(1) 肉類	七七・六	(3) バター	一四・四	(5) 果實	三・七	(7) 砂糖	一五・三	(9) 家禽及び卵	九・二
(2) 穀物及び穀粉	五〇・〇	(4) 小麥	三三・〇	(6) 茶	二四・九	(8) 煙草	一一・八	其他を含む合計	三四〇・六

第二節 英國農業の構成とその特質

英國農業は、地主貴族制及び大土地所有の典型的な發展の上に立ち、最も完成した資本主義的農業組織を有してゐる。この英國の近代的土地制度は數世紀に亘る土地收奪、大土地集中、中間層の消滅の歴史を背景として十九世紀初頭既にその成立を見た。

その特質は先づ(一)高度の土地集中と中小土地所有の缺除(註)及び(二)地主が農業經營より完全に分離して耕地の八二・三%(一九二二年)までが借地人によつて經營せられてゐること、更に(三)地主によると借地人によるとの如何を問はず、その農業經營は純然たる資本主義的企業の形態を備へ、賃労働を使用し、多額の資本を投じて集約的經營を行ひ商品生産を營みつゝあることである。

(註) 一八七三年のイングランド及びウェールズの土地調査は、土地所有者總數の一・一%に過ぎぬ五百エーカー以上の大地主が總面積の六七%を支配してゐることを示した。更に土地所有者總數の三・三%を占める百エーカー以上五百エーカー以下の地主をも合計すれば、總面積の八七%が地主總數の五分にも達せぬ少數の人々によつて所有せられてゐることとなる。而も一エーカー以下の零細土地所有者は土地所有者總數の七割餘に及び、その支配する面積は僅かに總面積の〇・五%にすぎなかつた。

すぎなかつた。

次の統計は英國に於ける借地人經營農場と地主經營農場との關係を示す。

イングランド及びウェールズ (一九二二年)

スコットランド

面積	地主經營農場數		借地人經營農場數	
	數	(%)	數	(%)
一—五エーカー	一一,〇八八	(七・七%)	六九,一八八	(一〇・〇%)
五—一〇エーカー	一八,六三五	(七・七%)	九七,五五四	(一四・六%)
一〇—五〇エーカー	一三,〇六九	(八・八%)	六七,八八八	(一〇・〇%)
五〇—一〇〇エーカー	一〇,七六九	(六・六%)	五〇,一三三	(七・五%)
一〇〇—一五〇エーカー	五,八四四	(八・八%)	二六,一七六	(三・九%)
一五〇—三〇〇エーカー	七,一七〇	(一〇・〇%)	二八,六五三	(四・三%)
三〇〇エーカー以上	二,九五四	(四・四%)	九,九三三	(一・四%)
總計	七〇,四六九 (100%)		三四八,六六四 (100%)	

International Institute of Agriculture: — International Yearbook of Agricultural Statistics, 1933—34, p. 776)

面積	一九二三年		一九三三年	
	地主經營農場數	借地人經營農場數	地主經營農場數	借地人經營農場數
一—五エーカー	九七	一六,二二三	二,一九七	一四,三九九
五—一〇エーカー	一,五三三	一六,九九	三,六〇一	一四,八九〇
一〇—五〇エーカー	八八八	七,六七二	二,二九六	六,四三三
五〇—一〇〇エーカー	七二五	五,四九二	一,八〇六	四,七九二
一〇〇—一五〇エーカー	七三六	四,九七七	一,七二六	三,九九八
一五〇—三〇〇エーカー	六二二	三,九四五	一,三九九	三,一六九
三〇〇エーカー以上	九二七	五,〇八一	一,七九八	四,二二八
總計	八,八六一	六七,七五三	一七,九六一	五七,六五一

(ibid, p. 777.)

大土地所有者は自ら農業經營に携はらぬからその取得せられた地代は農業の發展の爲めには投ぜられない。借地人はその過半が五〇エーカー以下の小農場經營者であるが(イングランド及びウェールズでは借地人の六六%が五〇エーカー以下の小農場を經營してゐる)かゝる小借地人は集約的農業に必要とせられる多額の資本を有さず、資本の缺

乏に悩み、生産物の大販賣會社や製造會社より豫定の收穫を抵當として借金をなし、その支配の下に益々隷屬するに至つてゐる。而も英國の農民程協調性を持たぬ個人主義的な農民はなく、従つて列國に發展した協同組合運動も過去に於ては殆んど發展の餘地がなかつたのである。

小借地農は數に於ては優勢であるが、支配的地位を占めるものは寧ろ五十エーカー以上三百エーカー以下の中規模農場及び三百エーカー以上の大規模農場であることは次の耕地面積に於ける比率がこれを示してゐる。又この表は戦後の不況期にあつて中規模農場がその數を増し、小農場大農場は何れも減少し、中位のものゝ恐慌に耐へる力の大なることを示してゐる。

イングランド及びウェールズに於ける農場規模

總計	一九二四年		一九三三年	
	農場數	耕地面積 (千ヘクタール)	農場數	耕地面積 (千ヘクタール)
總計	1140エーカー	268,330	247,356	271,356
	50-100エーカー	60,781	62,380	101,185
	100-200エーカー	67,425	66,877	121,973
	200エーカー以上	22,857	22,396	22,467
總計	409,383	10,472	384,433	11,904

(Ibid p. 776)

スコットランドに於ける農場規模

總計	一九二五年		一九三三年	
	農場數	耕地面積 (千ヘクタール)	農場數	耕地面積 (千ヘクタール)
總計	1150エーカー	50,546	50,399	50,399
	50-100エーカー	10,185	10,185	10,185
	100-200エーカー	22,973	22,973	22,973
	200エーカー以上	2,467	2,467	2,467
總計	61,622	1,904	75,643	1,904

(Ibid p. 777)

次に地域別に經營の規模を見れば次の如くである。これらイングランド及びウェールズの諸地方の中でイングランド東北部地方には三百エーカー以上の大農場總數中二〇%が集中し、次いで東部地方には一六%、更に西南部には

農場の平均的規模 (エーカー)

East Midland 地方	82
North Eastern 地方	77
Eastern 地方	76
South Western 地方	60
North Western 地方	51
Wales	45

(Blundell, F. N. : -A New policy for Agriculture, 1931. p. 149.)

七%、西北部には四・六%が分布せられてゐる。而して農産物の種類より見れば東部及び東北部地方と北部及び西北部地方とは兩極端の型を示してゐる。

即ち前者は一九二九年イングランドの作付面積の四二%を占め、小麥總生産額の五一%、大麥の六二%、馬鈴薯の四九%、甜菜の七七%を生産した。これに反して家畜に於ては牛總數の一五%、羊總數の一五%、豚總數の三四%を有したに過ぎなかつた。かくの如く東部及び東北部地方が耕作農業、殊に穀物生産及び園藝的農業の中心地であるのに對して、北部及び西北部地方は

畜産を中心としてゐる。即ち一九二九年この地方は牛總數中の三二%、羊の三七%、豚の一九%を有して居たのに反して、その作付面積はイングランドの作付面積の一八%に過ぎず、小麥總生産額中二一%、大麥の一%、馬鈴薯の三一%、甜菜の四八%を生産したのみである。其他のイングランドの諸地方はこの兩型の中間を行く混合的農業である。ウェールズは高地多く耕作に適する土地少き爲めイングランドの北部及び西北部以上畜産に集中してゐる。かくの如き東部東北部と北部西北部との兩地方へ耕作農業と畜産酪農業とが分離して行く傾向は、十九世紀末の恐慌の際に現はれ戦後に至つて益々促進せしめられたのであるが、このことは又他方に東部耕作地方より北・西部畜産地方へ

の飼料の供給不圓滑に伴ふ矛盾を生ぜしめつゝある。即ち北・西部地方の畜産業は、高い鐵道運賃で運ばれる東部の飼料よりは輸入飼料に依頼する傾向強く、東部地方はその過剰に苦しむに至る。又甜菜の搾り滓は養豚飼料として適當であるが、甜菜地方が東部に集中してゐる爲めこの利益も餘り得られないと云ふ有様である。かくして耕作農業と畜産業との相互依存關係は上記の如き分離傾向に依つて破られてしまつた。而もこの兩者を結合せる混合經營は恐慌に對して最も良き堅壘たるべきものであるが、英國に於てはその減少が見られるのである。而して既に述べたやうに穀物を初め耕作農は恐慌の打撃を最も多く受けた爲めに、東部、東北部地方は北部、西北部に比してその不況は遙かに深刻である。

機械化の遅れた英國では農業労働者数は頗る多數に上つてゐる。アメリカの農業労働者数が農業従業員の半分以下であるのに對して、英國の農業労働者は經營者数の約二倍に及び一九三一年農業従業員總數の約七割を占めてゐる。農業労働者数の農業従業員中に占めるかゝる高き比率は列國にその類を見ない。

	農業労働者數 (千人)			農業従業員數 (千人)
	總數	長期雇	臨時雇	
1921年	996	789	207	1,307
1925年	925	741	184	
1929年	888	745	143	
1931年	829	714	115	1,194
1933年	828	692	136	

(Statistical Abstract for the United Kingdom, 1935. p. 263.)

農業労働賃銀は英國農業生産費の重要部分を占めてゐる。國際労働局の五百七十三の農場に關する調査に基いた報告によれば賃銀の生産費中に占める割合は平均三五・六%であり、耕作を主とする農場に於ては三八・九%、畜産を主とする農場に於ては二六・五%、混合農場に於ては三五・八%を示してゐる。

る。サウス・イースタン農業カレッジの穀物生産者(一九二四—二六年)に關する調査は四二%を報告し、ケンブリッジ大學農科も略同じ率を報告してゐる。生産費中に占める賃銀の比率は畜産よりも耕作農業に於て高く、園藝的農業に於ては最も高い。生産費構成要素を東部の九百八十三農場に關する一九三一年の調査に基いて示せば、次の如くである。

種	肥	地	家	飼	勞	臨時
子	料	代	畜	料	働	的
					費	勞
					用	働
					三・九%	臨時
					一・七%	的
					一・七%	勞
					一・七%	働
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費
					一・七%	用
					一・七%	計
					一・七%	費

あり、直接的には新興農業國の出現に起因する苦惱なのである。然るに借地人はこの根本的缺陷を認識せず、認識してもこれに對處する力を持たず、労働者へのみ攻撃の鋒を向けて來た。一九三二年以來の新農業政策はこの缺陷の解決に一步を進めたものではあるが、土地制度の矛盾の解決へは一步も近づくものではない。自由黨及び労働黨は英國農業の根本的缺陷が借地農制度に存することを強調して來たが殆んど全くこの解決に向つてなしたところはない。

農業労働賃銀
(イングランド及びウェールズ)

	平均 週賃銀	1914年度に對する増加率	
		農業賃銀	生計費
1914年	志 18. 0	—	—
1917年8月	25. 0	39%	80%
戰時賃銀裁定局時代			
1918年6月	30. 6	69%	114%
1919年5月			
1920年8月	46. 10 ¹ / ₂	160%	140%
1921年8月			
1921年9月	42. 3	135%	120%
賃銀裁定局廢止			
1921年10月	40. 1	122%	110%
同 12月	36. 10 ³ / ₄	105%	99%
1922年12月	27. 10	55%	80%
1923年12月	28. 0	56%	77%
1924年11月	28. 0	56%	80%
第二次賃銀裁定局時代			
1925年1月	28. 4 ¹ / ₂	58%	80%
1925年10月			
1926年9月	31. 8	76%	72%
1927年12月	31. 8	76%	69%
1931年1月	31. 8	76%	53%

(The Labour Year Book, 1932. p. 192)

第二章 英國農業最近の動向と新農業政策

(一) 戦後の救農施設

英國農業が戦後如何にその衰頹を深めたかについては既に述べたところであるが、政府は歐洲諸國の如き積極的保護政策に出でず、自由放任の原則を固持したとは云へ、全く何等の救農施設を講じなかつたわけではない。寧ろ一九二一年より三〇年にかけて各種の彌縫的な小規模對策によつて政府の支出した救農資金の累積は相當の巨額に上り、地方税の輕減免除其他を加算すれば更に莫大な金額に上る。その主要項目だけを概算しても此期間に少くとも一億七千萬磅が農村の救済に當てられたこととなる (J. A. Venn, The Foundation of Agricultural Economics, p. 536—7 参照)。農業と同じく、外國品の競争に悩まされ價格下落に苦しんでゐる石炭・鐵鋼・纖維・造船等の主要輸出工業より見れば、かくの如き農業の國家的補助は洵に羨望の的であつたらうと思はれる。然しこれらの糊塗的救濟策は英國農業の没落を阻止する上に何等決定的作用を及ぼさなかつた。だが、これらの中にあつて相當の効果を收めたものは甜菜糖補助政策である。

甜菜の栽培及び甜菜糖工業が歐洲大陸で發展してゐることは周知のことであるが、英國に於ては殆んど無視せられて居た。一九二〇年政府の補助の下に甜菜糖工場が設立され八千エーカーの甜菜畑が創設せられたのが發端となり、

一九二五年には「英國砂糖(補助金)法」British Sugar (Subsidy) Act 1925. が發布せられた。この法律は國內産甜菜製砂糖・糖蜜工業に向ふ十ヶ年補助金を與へ(最初の四年間砂糖生産一ハンドレド・ウェイトにつき一九志六ペンス、次の三年間には一三志、其後は六志六ペンス)これに對して工業家は一定價格(最初の四年間甜菜一糖成分一五・五%—一噸最低價格四四志)以上で原料甜菜を英國農民より購入することを條件とするものであつた。即ちかゝる方法に依つて不況に悩む英國耕作農業に有利な甜菜栽培をなさしめんと企てたのである。この結果は一九二五年甜菜畑面積五萬五千エーカーに過ぎなかつたものが、一九三〇年には三十四萬九千エーカーに達し、その分布は主として不況の深刻な東部耕作地方であるが四萬人の農民がこれに従事するに至つた。甜菜の栽培は技術的にも進歩を示し噸當り平均生産費は三七志より三〇志へと低下し、その價格も一九二五年噸當り五四志より四六志(一九三〇年)へと低下した。甜菜糖補助のための政府の財政負擔は頗る甚大であつて、一九三〇年までの直接補助金は二千二百萬磅、負擔總額は三千萬磅に達し、ケムブリッジ大學農科の推算によればその中三分の一が農民の手に落ちて居り、甜菜栽培は他の農産物に比すれば遙かに有利であつた。たゞ補助金を停止すれば耕作は減少するであらうし、補助金の支出にも限度があると云ふことがこの新農業の持つ悩みである。一九三四年にこの補助金の期限が到來したが、更に一ヶ年延長されることとなり、將來は新農業政策の下に於ける一計畫として發展せしめられる模様である。

(二) 新農業政策とその効果

以上の如く英國が自由放任の農業政策の原則を固持する限り、如何に多くの糊塗的政策を累積せしめたところで農

業の更生はなし得べくもない。而もその没落は益々進行する一方である。茲に於て新農業政策への轉換となつたのであるが、その直接的轉機としては一九三二年秋學國一致内閣が成立して、農業に地盤を持ち豫ねてより積極的農業對策を主張して來た保守黨がその中心的勢力を握るに至つたことを指摘せねばならない。而して新農業政策は二つの側面を有してゐる。即ち不況の最も甚だしい穀物耕作殊に小麥の救済をなすと云ふ應急對策がその一つであり(一九三二年小麥クォータ制)その二は時代遅れとなつた市場組織を協同組合又はカルテル組織を以て改造せんとする恒久的對策(Agricultural Marketing Act. 1931)がこれである。

(A) 保護關稅及び輸入統制

世界の食料品輸入市場の中心として自由貿易の傳統を保持して來た英國が、一九三二年十一月の非常關稅法、一九三二年二月の新關稅法に依つて保護貿易に轉向したことは英國農業政策轉換の第一歩であり、新農業政策に於ける前記恒久對策の前提をなすものである。農産品の輸入關稅に關するものとしては一九三三年二月の「園藝農産品(關稅)法」Horticultural (Customs Duty) Act を擧げねばならぬ。これによると消費者の側より見て重要な小麥・羊毛・食用肉其他の農産品を除き、關稅によつて國內農業者の保護が比較的容易に出来る蔬菜其他の園藝農産品は一切新關稅法の適用を受けることとなり、従つて従價一割の輸入關稅によつて保護せられることとなつた。而してこれら新農業關稅實施と共に設立された關稅審議會(Import Duties Advisory Committee)が必要と認めて申請せる場合には如何なる農産物にも更に附加關稅を課することが出来ることとなつたのである。次ぎに述べるオッタワ協定による關稅新

設及び引上げの外、一九三三年八月には燕麥及び同生産物並びに鳩麥の輸入關稅は前記の從價一割より二割に引上げられ、更にその効果が擧げぬため關稅審議會の申請により、燕麥、オートミール輸入税は一九三四年一月更に高率の從量税に改められた。鶏、家鴨、鶯鳥等の輸入税も一九三三年九月には從價一割より一封度當り三ペンスの從量税へと引上げられた。これらが前記園藝農産品關稅法實施以後の關稅引上げの主なる例である。

其後關稅による保護のみならず更に輸入制限・統制へと一歩進められた。其第一歩はオッタワ協定(一九三二年八月成立)である。オッタワ協定に於ては(一)帝國領よりの各種食料品輸入の特惠協定、(二)外國よりの輸入に對する前記從價一割關稅賦課の外、小麥・バター・チーズ・鶏卵等の無税又は低税品にも課税又は増税すること、(三)外國よりの肉類輸入割當制等が協定せられた。更に次ぎに外國政府と英國政府との間に於ける食料品に關する各種の輸入制限協定がなされた。スターリング・ブロック内に包含される帝國領以外の諸國(何れも農産物を英國に輸出し英國より工業品を輸入する)との協定が最も注目さるべきものである。かくて英國は輸入統制によつて國內農業を保護するのみならず、その食料の自給自足をスターリング・ブロック内に於て確立せんとする企圖へ歩を進めたのである。更に最後に、後述する一九三一年の Agricultural Marketing Act に基く農業更生計畫を實現する補足的手段として、同法の範圍に屬する諸農産物の輸入を制限する權限を商務院に賦與するに至つた。これが一九三三年初頭の Agricultural Marketing Act の要諦である。

(B) 小麥割當制度 (Wheat Quota System)

恐慌の打撃を最も深刻に蒙つた小麥生産者を救済せんがための小麥クォータ(割當)制度は一九三二年の小麥法(The Wheat Act, 1932) に基つて成立したものであるが、その目的は(一)小麥價格の引上げ及び(二)その國內市場の確保を(三)國庫からの補助金を與へずに(四)また小麥栽培に不適當な土地に小麥作付擴張の獎勵をなすことなしに達成せんとするにある。その方法は次の如くである。先づ一定年度に對する小麥(國內に於て生産せられた製粉可能の小麥)の「標準價格」(一九三二・三・四年度收穫に對しては一クォーター當り四十五志)が定められ、一般市場で小麥を賣却した農民は一切の取引事項を明細に記録して穀物年度末にこれをクォータ制度執行機關たる小麥委員會に提出して小麥の販賣價格と「標準價格」との差額を「不足補償」(Deficiency Payment)として受取ることが出来る。この補助金の交付を受けうる小麥の分量は、六百萬クォータを最高限度として毎年農相が決定する「豫想供給額」によつて決められる。「不足補償」と云ふ名目で支拂はれる補助金の財源は國內に於て消費せられる一切の小麥粉に對する新課税即ち「割當納付金」(Quota Payment)によつて賄はれる。この課税は國內製粉業者によつて製粉せられた小麥粉たると輸入小麥粉たるとを問はずなされる。この割當納付金が、小麥委員會所管の「小麥基金」となり、小麥生産者へ「不足補償」として支拂はれるわけである。従つて一般消費者は「割當納付金」だけ高い小麥粉を買はされることとなり、頗る高率の消費税を課せられたも同然である。かくして小麥生産者は何等國家の補助金も受けずに國民大衆の負擔に依つて救済せられることとなるわけである。

その實績を見ると第一回の「不足補償」支拂ひは一九三二年末になされ、總額百二十萬磅が農民の手に支給され、

第二回の支拂ひは一九三三年三月に行はれ二百十三萬餘磅が支給せられた。ケムブリッジ大學農科の東部地方一千餘の農場に關する當時の調査報告によると、平均一人當り六十八磅、一エーカー當り約四磅の補助がなされたことゝなり、小麥生産者にとつては頗る有利であつたと云はねばならない。

ところが茲に生じて來た問題はこの救済によつて小麥作付反別が急速に増加し、小麥の販賣額が絶えず豫想供給額を突破し、従つて「不足補償」の支拂ひが「標準價格」と販賣價格との差額より遙かに低下せざるを得なかつたと云ふこと、及び小麥粉生産の方が國內小麥生産増加に及ばなかつたから小麥粉に對する「割當納付金」が増加せざるを得なかつたと云ふことである。一九三二—三年に於ける小麥作付反別は百三十四萬エーカーであり、豫想供給額四百四十萬クォーターに對し實際販賣額は四百五十三萬クォーターであつた。「標準價格」と販賣價格との開きは一クォーター當り二十志九九・三ペンスであつたが農民の受取つた不足補償はこれより少なかつた。然るに一九三三—四年にかけて小麥作付面積は一躍百七十四萬エーカーに急増し、豫想供給額は六百萬クォーター(最高豫想額)であつたのに實際販賣額は六百五十七萬クォーターを超へるに至つた。従つて「標準價格」と販賣價格との開きは一クォーター當り二十三志五・一六ペンスであつたが、農民の受取つた不足補償はこれより低く二十一志一〇・三五ペンスに過ぎなかつた。これに反して小麥粉に對する「割當納付金」は一袋(二八〇封度入り)當り一九三二—三年度初めには二志三ペンスと定められたにも拘はらず、一九三二年十月には二志九ペンスに引上げられ、一九三三—四年度の初めには更に高く三志六ペンスと定められたのに一九三三年十一月には四志六ペンスへと引上げられた。一九三二—三年度の割當納付金

總額は四百七十七萬餘磅であつたが、一九三三—四年度には七百萬磅を超へるに至つた。この様に割當納付金總額が激増したのであるから、例へ不足補償が標準價格と販賣價格との開きより少いと云へ、農民一人當りの補助金額は前記ケムブリッジ大學農科の調査より更に増加して居る筈である。かくの如き小麥耕作農民の大なる利益に反して消費者は一九三三—四年度には七百萬磅と云ふ消費税を支拂はされてゐる事となる。本法の成立當時エコノミスト誌が既に指摘した如く、小麥粉の如き國民の常食品へのかゝる課税は擔稅能力のない最も貧困な階級への重き負擔とならざるを得ない。更にまた小麥耕作農民は救済せられるとも、一般農民殊に畜産略農業に従事する農民は寧ろ大なる負擔を蒙る事となる。即ち小麥の英國農業生産の中に占める割合は約三%に過ぎず、従つて英國農民の大部分は小麥生産者ではなく、寧ろ消費者である。食麥・麥粉・パン製品・飼料用穀・種子等の形態で英國農民が購入する小麥及び小麥製品は販賣高の五倍以上に上ると云ふから、此小麥價格の引上げに依つて全體としての英國農民は却つて困窮せざるを得ない。最後に賣上に關する虚偽の申出、製粉可能の小麥と然らざるものとの區別の困難、等々の技術的缺陷も生じた。他方に於ては大麥生産者やスコットランドの燕麥生産者までがクォーター制度の實施を要望してゐる。

(C) 農産品販賣組織の改造計畫

新農業政策の根幹をなす農産品販賣組織の改造計畫は、一九三一年の「農産品販賣法」(Agricultural Marketing Act, 1931)に基いて初められたものである。(一)英國の農民は一時に大量の農産品を販賣すること少く、少量づゝ間歇的に販賣しつゝあると云ふ事情、(二)小借地農は資本の缺乏の爲め收穫を抵當として生産物の販賣加工部門にある

ものより借金をなすためにその支配下に隷屬するに至つてゐると云ふ事情、(三)農民の極端な個人主義と激しい競争等々の事情は英國農業の販賣組織を昔の儘の古い組織から脱せしめ得なかつた。歐洲大陸に於ても、新興植民地農業國に於ても協同組合が顯著な發展を遂げてゐるのに、英國農業には殆んどその發展は見られず、依然として中間商人の根強い支配の下に立つて居り、輸入品の競争には到底堪へ得られぬ事情にあつた。一九二四年夏の Agricultural Tribunal of Investigation の最終報告は「協同組合運動の未發展ほど、英國農業を外國のそれと區別せしむる特徴はない」と述べてゐる。

一九三二年の農産品販賣法はかゝる農業の時代遅れの販賣組織を改造して、協同組合或は販賣カルテルを結成せしめんとするものである。其範圍は頗る廣汎であり、農産品、園藝品は勿論半成品、完成品たるを問はず食料品一般、更には皮革品にまで及ぶ、其方法は一定生産部門の生産者が販賣の統制を要求する場合、農相に申請すれば農相は「改組委員会」(Reorganization Committee) を任命して新組織の計畫を立案せしめ、其部門の生産者数の三分の二及び生産額三分の二を生産するものゝ同意を得れば計畫は茲に先づ一應成立し、議會の協賛を経て、一定の試験期間を終つて後初めて實施に移される。而して販賣統制の對象は二つの種類に分類しうる。即ち其第一は何處へ販賣されようとも一定地域で生産せられた特定商品に關する統制であり、其第二は何處で生産されようとも一定地域で販賣される特定商品に關するものである。一度び新組織の計畫が實施される段取りとなると、當該商品生産部門の生産者は總て参加(登録)を強制され、参加せざるものに對しては其販賣を拒絶する事ができ、是に服従せざるものに對しては罰

金が科せられ更に又生産擴張を制限する爲め、割當以上の生産増加又は作付反別の擴張に對しても賦課金をなす事が出来る。而して計畫の執行機關として Board (統制局とも云ふべきもの) が成立せしめられるが、夫には(一)統制すべき商品全體を一手に收めて販賣する共同販賣組合理のもの、(二)自ら販賣する場合の財政的危険を避けて單に價格の決定、販賣條件の決定のみを行ふカルテル型のもの及び(三)兩機能を併有するものとの三形態がある。かゝる販賣統制が消費者の利益を害さぬ様に、消費者委員會 (Committee of Consumers) が設けられて監督を行ふ。

以上が農産品販賣組織改造計畫の大要であるが、逸早く計畫が成立し Board が設立せられた部門はホップである。ホップの販賣計畫 (Hops Marketing Scheme) は一九三四年六月割當の問題で改造せられて今日に及んでゐる。一九三三年後半に至るや多くの部門に新計畫が續々と成立し、同年八月には豚及びベーコン (Pigs Marketing Scheme, Bacon Marketing Scheme) 次いで九月にはイングランド及びウェールズのミルク (Milk Marketing Scheme for England and Wales) 一九三四年二月には馬鈴薯 (Potato Marketing Scheme) 等に於て新組織が成立し活動を開始した。此の外スコットランドには三個のミルクに關する新販賣組織が成立し (Scottish Milk Marketing Scheme, Aberdeen and District Marketing Scheme, North of Scotland Milk Marketing Scheme) 北部アイルランドにも一個成立してゐる (Milk Marketing Scheme for Northern Ireland) これら新組織の内容を見ると例へばホップ、馬鈴薯の如く販賣統制のみならず生産割當にまで及んで居るものが多し。

(D) 一九三四年の英國農業概観

保護貿易・輸入統制・國家の補助金・販賣統制等一聯の新農業政策の下に經過した一九三四年度の英國農業は、では如何なる成績を示したであらうか。以上の保護政策と旱魃の影響とで價格指數は稍上向を示した。價格騰貴の中にあつて最も著しいものは飼料の騰貴である。即ち燕麥は一九三三年十月より一九三四年十月へかけて二割の騰貴を示し、乾草は三割六分の急騰をなした。これに反して畜産價格は低落したので畜産業は著しい苦況に陥り家畜の屠殺數は増加した。九月には三百萬磅の補助金が畜産業に支出されたが肉類の價格低下でその利益も相殺されてしまつた。

これに反して政府の手厚い補助救済を受けてゐる小麦・甜菜等は收入を増加し、ビールの需要増加で大麥も良好であつたから、穀物作付反別は前年に比して十萬エーカーを増加した。然し一九三〇年に比すれば未だ二十萬エーカーの減少であり、穀物以外の農作物をも含めた總作付反別について見れば六十萬エーカーの減少を示してゐる。三四年中になされた政府の補助金支出は頗る多額に上り、地方税其他の減免を加算する時には四千萬磅に達した。これを一九二一年より三〇年へかけての年平均救済金額一千七百萬磅に比すれば約二倍半の増加である。而もこの中であつて穀物生産の六倍餘に上る畜産が、僅かに三百萬磅しか補助せられてゐないことは、上記の如きその苦況を思ひ合せるときには些不均衡の感がある。内閣の大半を占める保守黨の背景が東部穀産他方の大借地農にあることを考へれば茲に一脈の聯關が想像せられる。更にまた上記販賣組織の改造運動は價格を吊り上げて都市消費者を壓迫しつゝあるのみならず、農業原料の獨占・加工業の集中を促進し小借地農を壓迫して大借地農の集中を容易ならしめつゝあることも看過出來ぬ傾向である。

労働部門

第一章 世界大戦後より總罷業に至る労働

情勢一般（一九一九—一九二六）

第一節 労働攻勢時代

世界大戦後に於けるイギリスの労働運動は大戦後期の労働情勢を承けて一九二一年春（暗黒の金曜日）迄は資本家陣營に對する労働階級の全面的攻勢時代であると言ふ事が出來よう。

世界大戦勃發するや他の參戰國に於けると同様、イギリス労働界も亦殆んど一齊に労働運動を中止して、専ら戦争の遂行にその力を傾注する事となつた。従て開戦當時未解決なりし爭議は或は要求事項を撤回し、或は罷業、ロックアウトを中止して、之を調停に附し、速かに解決する事となつた。従つて大戦中に於けるイギリスの労働爭議は一般交戰國に於けると同様著しく減じた。然るに此現象は大戦後期一九一七年頃に這入ると一變して、労働爭議は急騰勢を示す事となつた。これは戦時状態の遷延と共に久しく抑制された労働者の不平不満が遂に硬化し、表面化したる事を示すものであつた。此の現象はやがて戦争終了となるや一時に爆發して、未曾有の爭議時代を現出する事となり、

かくて資本家陣營に對する労働陣營の全面的攻勢は開始せらるゝ事となつた。

大戰後、軍事工業發展の後を承けて、産業界の好況なりし時代に於ける労働争議の特徴は、凡て労働者側の積極的要求態度であつた。それらの争議の多くは戦時中現状維持を強制されて居た労働条件の改善や、戦前及戦時以來遷延されてゐた労働条件改善約束の履行等を目的とせるもので、戦時以來の物價騰貴と政府の通貨膨脹政策との爲めに苦境に沈淪せし労働階級が、産業界の好況と澎湃たる革命的思潮と、出征兵士復員の結果たる労働組合の強化とに刺激されて一齊に颯起したものであつた、左に大戰直前一九一三年より一九二一年に至るイギリスの労働争議件數を表示しよう。

年次	罷業件數
1913年	1,459
1914年	972
1915年	672
1916年	532
1917年	730
1918年	1,165
1919年	1,352
1920年	1,607
1921年	763

此間労働組合は鬪争的精神に鼓舞せられ、嘗に賃銀及労働時間に關聯せる産業上の目的のみならず、更に産業の支配並に國有の如き一大社會的目的の貫徹に邁進した。争議は全国的に擴大し、直接之に参加せざる組合も罷業に對して同情的行動に出で、之を支援した。産業の支配及國有等の如き一大社會的の眼目は之を達成する事は出来なかつたが、之等の争議は多く労働者側の勝利に歸し、賃銀は上昇し、労働時間は短縮せられ、失業者と貧民に對する國家的救濟手段は強化せられ、社會政策と扶助に關する國家の支出は累加せらるゝ事となつた。殊に一九一九年より一九二〇年迄の期間はイギリス労働階級の進出を劃するものと言ふべく、正にイギリス労働界の黄金時代を現出せしものと言つてよい。併し是等の成功は之を専ら労働組合の活動

及政策に歸せしむる事は出来ない。その一部は革命の恐怖により又一部は戦後の繁榮に依るものである。イギリス労働組合運動の名聲は一九二四年に最大となつた。同年には労働組合加入者總數は六百五十萬人に及び、實にイギリス全産業従事者の約五十%に上つた。此數字は前古未曾有のものである。産業及政治に活躍する労働階級が政府のロシヤ攻撃を抑止すべく實行部を設置したのも一九二〇年である。當時イギリスの労働階級は樂觀主義に満ちて居り如何なる革命的運動をも起す實力と勇氣に燃へて居た。正にイギリス労働界は正に旭日昇天の概があり、其前途は眞に洋洋々たるもの如く見へたのであつた。

大戰後、争議は交通、機械、造船、綿紡、製鐵等殆んど全産業部門に亘つて、労働者側の積極的要求を以て開始されたが、労働者側の要求は殆んど例外なく貫徹された。此時代の大争議中最も重要なものは炭坑業に於けるそれであつた。一九二〇年十月の全國炭坑夫總罷業はその最も著しいものであつた。一九二〇年はイギリス炭坑業にとつて致命的凶年であつた。戦時中イギリス炭坑業は國家支配下にあつたので、歐洲の市場を殆ど獨占し、多大の利益を擧げ、之を蓄積し、労働者も亦その利益に均霑した。然るにヴェルサイユ條約の調印と共に此獨占的利益は消滅した。石炭輸出額は減少し價格は下落した。フランス及びベルギーの炭坑は再び活動を開始し、ドイツの工業は復活し、自國に對してのみならず聯合國に對する莫大なる賠償支拂の必要から極度に生産を増加し輸出促進に全力を傾注した。一九二〇年七月のスパ條約は毎月二百萬噸の石炭をフランスに引渡す義務をドイツに負はせ、フランスはこの石炭を他の市場で處分した。かくてイギリス石炭業の危機が始つた。それと共に此時代は休戦後に於るイギリスの産業上の

繁榮が急停止し、財界が不景氣化し始めた時期であり、その結果大失業群が生じ始めた時期であつた。前記一九二九年十月の全國炭坑夫總罷業は此過渡期を彩る最後の労働者の攻勢的行動であつた。

此時代に發生した労働運動上の新原則として、職場幹事運動ショップ・メイト・ワードを擧げる事が出来る。これは労働組合に代て職場幹事が該職場の全労働者の要求を代表し、個々の雇主と折衝する労働運動上の新形式であつて大戦中に端を發したものである。即ち戦時中、所謂「産業的休戦」、労働組合機能の停止、労働組合行動に對する種々なる掣肘の結果として、組合の正式機關は、もはや労働者の日常の利害を防衛するに足りないものとなり、斯る缺陷を充足する労働者側の當面の必要によつて生れたものである。この職場幹事運動は少くとも組合運動に於ける三つの重要な方向と結びついてゐた。第一、組合指導者の階級協調主義を排して一層戰闘的な組合政策を必要とする大衆の要求であつた。第二、労働組合の組織を狹隘なる職業別の基礎から一職場又は一工場に於ける全ての労働者を包含する擴大された基礎の上に移さうとする思想であつた。第三、労働者自身の産業上の組織によつて産業の統制權の獲得に進まうとする思想であつた。

斯くしてイギリス労働者は從來の労働組合とは獨立に、別個の産業的組織を展開し、以て從來の組合運動を根柢から一變するに非らざるやの氣配が見へた。然るに戦争の終了に伴ふ諸産業殊に機械工業の急激なる縮少と共に、職場幹事運動も亦急速に凋落し、一九二二年の機械工のロックアウトを境界線として全く終熄してしまつた。

第二節 労働守勢時代

一九二二年四月十五日所謂「暗黒の金曜日」として知らるゝ炭坑夫罷業の惨敗を轉機としてイギリス労働運動は守勢時代に這入り、一九二六年に於ける振古未曾有の總罷業に於て最も困難なる防禦的地位に押し込まれた。

大戦の餘勢たる産業界の好況は一九二二年頃から急速に衰へて所謂戦後の大不況時代は始まつた。それと同時に戦後の革命的不安も平靜に歸し、一九二二年十月イタリヤに於けるファシストのローマ進軍はやがて中歐及バルカンに於ける反動的勢力勃興の氣運を促すに至つた。政治界に於ける反動的勢力の擡頭は戦後の労働界を支配せる革命思想に對して假借なき彈壓を加へ、經濟界の通貨膨脹と依然たる物價騰貴とは労働者を驅つて未曾有の苦境に陥れた。資本金陣營はこの形勢に乗じて、戦時から持越した妥協的態度をかなぐり棄て、戦時以來の讓歩を恢復せんとして一齊に斷然たる攻勢的態度を取るに至つた。戦時以來労働者側の獲得したる産業上並に立法上の有利なる條件は逐次削減低下せられ、賃銀の値下、八時間制の撤廢及除外例の許可、團結權の制限等が行はれ遂に一九二六年の總罷業に至つて最高潮に達した。此時期に於て労働組合運動の爲し得たる事は總てこれ迄に獲得せしもの、成就せしものを維持し、擁護する事であつた。此時期に組合労働者が産業上及政治上の舞臺に於て戦つた大闘争はイギリスの歴史に對する其意義の重大なる事と範圍の廣い事に於て比類のないものであつたが、要するにそれは防禦と消極的反抗との歴史にすぎなかつた。「暗黒の金曜日」と一九二六年の總罷業との期間に起つた闘争は悉く攻撃的精神を缺いて居た。運動の目

標は孰れも現行秩序を顛覆若くは變更するに在るのではなく戦後に獲得したる地歩を固守することに在つた。『賃銀は一ペニーも引かれるな、労働時間は一秒でも増されるな』と、一九二六年炭坑争議中クックの叫んだ言葉は一九二一年より一九二六年迄の期間に於る大多數の労働組合の感情と意見とを巧に要約したものである。成就したものの多くは失はれ、労働者が戦後苦心經營した地歩は片端から切崩されて行つた。一九二六年の總罷業は斯かる資本陣營のひた寄せる全面的攻勢に對する労働陣營の最後の大規模なる必死の防禦戦であつた。労働陣營の生死の抵抗も効果なく、資本家側に突破され遂に全面的の後退を餘儀なくされてしまつたのである。

一九二一年二月十五日、政府は突如、炭坑管理廢止を聲明し、議會の協賛を経て三月一日先づ坑口價格の取締り其他を中止するに至つた。政府の炭坑管理撤廢法案は三月三十一日を以て施行せらるゝに至つた。炭坑主は今や炭坑の全支配權を恢復し、直に賃銀引下の斷行を言渡し、炭坑夫の反對に機先を制して全國炭坑にロックアウト豫告を掲示して坑夫側を威壓した。果哉炭坑夫側は之を頑強に拒否した。三月末日には炭坑主側のロックアウトは愈々實施せられ、全國百十五萬の炭坑夫は休業の止むなき状態に陥つた。そこで坑夫等は三角同盟に訴へ、鐵道従業員及運輸労働者は同情罷業を宣言したが戦術上の紛争のために四月十五日金曜日罷業宣言を撤回し、坑夫は尙二ヶ月の苦戦の後惨敗した。『暗黒の金曜日』と稱せらるる所以である。一九二一年の大ロックアウトに於ける炭坑夫の惨敗はイギリスに於ける戦後の労働運動に一轉機を劃したもので、爾來雇主側の攻勢時代は開始したのである。

一九二四年はイギリス労働運動線上に『全國少數派運動』と稱する新しき労働運動の形式が出現した記憶すべき年次である。『全國少數派運動』は一九二四年八月トム・マン主唱の下に組織せられた。創立後數年間は、單にトム・マンの主唱によつて創立された一左翼労働團體にすぎず、それ以上の何物でもないと看做されて居たが、其事實此労働團體はプロフィンテルン(赤色労働組合)インターナショナルのイギリス支部として創設された共產派労働團體であり、而も此事は一九二七年八月ロンドンで開催された該『全國少數派運動』の第四回大會席上に於いて始めて公式に言明せられ、列席の代表者は勿論會員並に他の労働團體に多大の衝動を與へたのである。

『全國少數派運動』はプロフィンテルンのイギリス支部として創立せられた純共產派労働團體であつてイギリス労働組合會議内に於ける諸組合の左翼的分子の全國的組織體である。専ら既存の労働團體内に喰込み、内部より之を攪亂し、極左翼結成を使命とせるものであつて、要するにモスコイ派の細胞戰術である。労働組合支部又は組合労働者の集團によつて組成せられてゐると言ふ意味では組合運動の組織内に於ける運動と言へるが、又組合の正式なる組織ではないといふ意味ではその組織外の運動とも言へる。少數派運動は組合支部、地方委員會、失業委員會、労働組合會議、又は組合内の集團の加盟を議し、毎年一回の大會を開催し、常設機關としては大會に於て選出せられたる執行委員會がある。

『全國少數派運動』の目的は前に一寸述べた如く(一)資本主義の撤廢、社會主義社會實現のために労働大衆を動員、組織し、(二)革命的階級闘争を鼓吹し、既存の労働團體内部に這入り、其階級協調主義傾向に反對し、共產主義的綱

領を採用せしむるために闘争し(三)日常闘争に於ては、搾取者に對する統一戦線を提唱、強化し、(四)プロフィンテルンと相呼應して、國際労働組合運動統一のため努力する事である。凡そ労働組合運動の内部には如何なる時期に於ても常に少数派、殊に極左翼的なる少数派が介在する事は敢て異とする所ではないが、而もかゝる少数派がイギリスの少数派運動に見るが如き一定の組織、殊に全國的なる恒久の組織と機關とを有ち、且つ全國的な綱領を有つ一大運動として發達した事は他に類例を見ない。

労働組合會議では此『全國少數派運動』に對する態度は一九二六年九月ボーンマスの第五十八回大會以來問題となつてゐたが遂に翌二七年エヂンボロの大會で斷乎之を排撃するの決議をなし、爾來今日に至る迄、この態度を一貫してゐる。

『全國少數派運動』の過去に於る最も華やかなりし活動舞臺は一九二六年の總罷業であつた。同年に於ける現在正式加盟者總數は該運動執行委員會の報告によれば二十萬五千人である。爾來イギリス共產黨の不振と平行して萎微として振はず、一九二九年、一九三〇年には年次大會すら開催し得ざると言ふ有様であつた。翌三一年の大會は、同年四月十九世紀半のチャーチスト運動の前例に基いて作成せる『労働者憲章』をその公認政策として採擇せんがための『憲章大會』の名義で漸く開催せらるゝ事を得た。イギリス労働運動の老将たるトム・マンは司會者として、『全國少數派運動』がその組織當初に於て、既成労働組合を基礎として活動せし事の誤謬なりし事を指摘し、今回の大會が組合員たると否とを問はず、苟も労働者たるものは男女老幼の區別なく之を糾合結束せる大衆運動たる事を説明し、將來少

數派運動としては、大會に於て決定せる「憲章」の趣旨精神を實行せんがため、各地方に憲章委員會を設置し、それを基礎として活動すべき旨を力説した。茲に『全國少數派運動』の政策轉換が行はれたのである。右『労働者憲章』は九項目より成り、『全國少數派運動』の今後の行動綱領たるべきものである。今その主なるものを擧ぐれば(一)、帝國主義及び關稅による労働者生活標準低下反對(二)、帝國主義的攻勢に對する植民地労働者との共同戦線組織(三)サヴェート聯邦擁護帝國主義戰爭反對(四)失業手当増額(五)作業強度化、解雇反對等である。

更に此時代に於ける看逃し難き今一つの現象は一九二五年九月スカールボローに開催せられし労働組合會議第五十七回大會に現はれたるイギリス労働運動の左傾化の事實である。

本大會には『一大組合主義』案が提案せられたが斯かる革命的議案が提出を見た事はイギリス労働組合運動史上前代未聞の事に屬する。討議の結果本案、修正案共に葬り去られたが、かゝる決議案の上程され、討議された事丈けにても、一大轉換期に際會せるイギリス労働運動の新情勢の片鱗を示唆するものとして十分意義のある事である。況や一般組合員間に最近共產主義化と迄は行かなくとも尠くとも傳來の思想とは色彩を異にする大陸的イデオロギーの浸潤しつつある際であつたから、斯種討議の各地方加盟團體員に對する影響は決して少くはなかつた。

第三日の會議に於て決議された決議案中最も刮目すべきものは労働組合運動の將來の方針に關するものであつて、それは大様左の如きものであつた。

『本大會は労働組合をして労働者の政黨と策應して、資本主義の倒壊を目的とせる闘争の準備をなさしむるやう全労働組合運動を組織せざるべからざる事を宣言する。』

同時に本大會は従來、労働者をして何等積極的權利を獲得する事を得せしめず、却て常にその向上運動の桎梏たるに過ぎなかつた各種の資本家的勞資共同經營制度を實施せんとする凡ゆる企てに反對せんことを全労働者に對して警告する。

尙本大會は有力にして組織鞏固なる工場委員會制度が資本家をしてその産業獨占を放棄せしむる闘争上に於て缺く可からざる武器なる事を認め、従つて工場内の組織團結を發展向上せしむるため全力を傾注すべき事を誓ふ』

この決議案が採決せられた事は確かにイギリス労働運動の一大發展を意味するものであり、少くとも従來共產主義者側の主張せし事の一部が之によつて承認され、實行の途を得たものと解釋しても差支ない。

又一九二五年初頭、イギリス労働組合會議總務委員會はモスコ赤色労働組合インターナショナルとアムステルダム・インターナショナルとの合同促進工作に關して、サヴェート労働組合中央委員會の間に聯合委員會を組織し、萬一、アムステルダム派が之に應ぜざるに於いてはイギリス側が主催となつて國際労働者大會を開催して、全世界を統一する中央機關の組織に努力する事となつた。茲にイギリス労働組合運動の左翼への大いなる足跡が感知せらるゝ。加之一九二五年九月の前記大會は従來動もすれば越權行爲として非難され勝ちの斯種幹部の行動を是認するのみか尙今後引續き前記合同促進工作に執筆すべき旨を決議してゐる。彼と言ひ此れと言ひ、孰れも近來イギリス労働運動の

底流に重大なる思想的變化の生起せる事を端的に物語るものである。換言すればイギリス労働運動の左傾化を反映せるものである。

前述『全國少數派運動』の出現と言ひ、労働組合會議の左傾化と言ひ、孰れもイギリス労働運動の情勢的變化を物語るものであると同時に又來るべき一九二六年の總罷業發生の考察に重要な示唆を與ふるものである。

一九二五年再び未曾有の風雨を捲起すべき黒雲が炭坑業の一角に發生した。一九二三年後半フランス軍のルール地方占領とそれに伴ふドイツ鑛業の不振のために幸ひされて、イギリス石炭業の近來の不況は幾分改善され、その結果翌一九二四年には、イギリス炭坑労働者は其最低賃銀の引上げに成功した。然るにルール炭田が再開せらるゝやイギリス石炭業は再び危機に立つ事となつた。炭坑主側では六月二十四日イギリス炭坑業の危機の原因が、従業時間の短縮と現行協定に基づく生産費の増加にある事を言明し、七時間労働法廢止及現行協定破棄を要求するに至つた。之に對し坑夫聯合會では全然反對の態度を採る事となり、進んでイギリス炭坑問題解決の方法として國際的管理案をも提出する事となつた。斯くて協定破棄豫告期間の滿了する七月下旬となるや、労働者側の結束は漸く鞏固となつて、當時の保守黨政府では又もや調査裁判所を任命する事となつたが、その結果は僅に勞資直接交渉の再開を行はしめたるに止つて、争議解決には何等寄與する所がなかつた。一方労働者側では労働組合會議を初めとして、労働黨でも、炭坑インターナショナル其他海外の労働者團體でも炭坑罷業に對する應援を申込み七月三十日を期して全國總罷業命令を

發する段取りとなつた。この容易ならざる形勢に狼狽した政府では七月三十一日金曜日坑夫側と會見したる後一千五百萬磅の補助金下附に同意し、他方炭坑主に新規定の撤回を要求すると同時に、勅命調査委員會を任命して炭坑業改造の調査を行ふ事となり、かくして八月初旬、漸くにして總罷業を事前の一步前に於て防止する事を得た。一九二五年七月三十一日は労働者側の中間的勝利を示すものとして、一九二一年四月十五日の『暗黒の金曜日』に對して『赤色金曜日』と稱せられてゐる。

しかし、之を以て問題は勿論解決されたのではない、遷延されたのである。一九二五年八月一時『休戦』状態となつた炭坑争議は一九二六年三月、勅令炭坑調査委員會報告發表後交渉を重ね、四月末日に至つて政府の干渉ありしにも不拘、交渉成立せず、五月一日より全國の炭坑夫は罷業し、次いで坑夫聯合會に代て政府との交渉に當つた労働組合會議では同日總罷業案を可決し、五月四日から十二日迄九日間に亘つて全國主要労働組合は總罷業に参加する事となつた。茲にイギリス産業史並に労働史上振古未曾有の總罷業は切つて落されたのである。前記調査委員會はサミュール卿を首班とせるものでその報告の最要點は補助金の廢止、石炭の生産及販賣上の徹底的改善、七時間労働制度の維持及賃銀の引下を勸告したものであつたが前記の如く炭坑主並に炭坑夫相方の容るゝ所とならなかつたのである。

右總罷業參加労働者總數は實に二百五十萬を數へた。政府は此罷業を最早單なる産業上の争議と認めないで、憲法に對する政治的叛逆と宣言し、『休戦』以來九ヶ月間に準備した罷業破りの組織と武力とによつて對抗した。闘争はもはや革命的事變に進展するか、さもなくば労働階級の全面的降伏に終るの外はなかつた。九日間の對抗の後、五月十

二日労働組合會議總務委員會は突如罷業中止を指令して、再び政府との交渉を開始したが、坑夫聯合會側は飽く迄時間延長と賃銀値下に反對したるため交渉遅延し、十一月下旬に至つて漸く各地方に於て單獨交渉の結果、屈辱的條件を以て復業するの狀態であつた。鐵道従業員その他の組合も復業に當つては雇主に對する重要な讓歩を餘儀なくされた。かくてイギリスの産業史並に労働史上未曾有の大異變は労働階級の無慘なる敗北によつて終結を告げる事となつた。一九二六年の總罷業は一九二一年『暗黒の金曜日』以來益々強化された資本家陣營の追撃に對する労働者側の最後の全面的抵抗によつて喚起されたものであるが、それは又一九二四年以來、イギリス労働運動の底流に醸成せられた新しい思想的變化を反映してゐることを看過してはならぬ。一九二六年の總罷業が單なる産業的闘争に終始せず、革命的事變への展開の氣配を示唆したのはこのためである。又事實この總罷業背後に於けるイギリス共產黨及び「全國少數派運動」の活動は目覺しいものがあつた。この意味に於て一九二六年の總罷業は數年來の左翼的傾向がその最大限度に達して、反動化した資本家陣營と正面衝突をしたものと言ふ事が出来る。前記總罷業のイギリス労働運動史上に於ける重要性は又茲に存する。

總罷業の慘敗は、労働組合會議總務委員會の指導に對する左翼分子の批判を喚起したが、一九二六年九月の組合會議の多數派はこの問題に關する討議を回避した。總罷業を境として二二年數年以來の左翼的勢力の成長は挫折し、有力なる組合指導者は、少數派運動から手を引いた。一九二五年初頭以來赤色労働組合インターナショナルとアムステルダム・インターナショナルとの合同工作に關し労働組合會議總務委員會とサヴェート同盟労働組合中央委員會との

間に組織せられてゐた聯合委員會も二七年イギリス側から破棄せられ、それと同時にイギリスの労働組合上の兩インターナショナルの合同を促進する媒介機關としい働いてゐた作用も亦著しく減少する事となつた。總罷業の敗北はイギリス労働運動の全面的後退を意味すると同時に左翼的傾向の凋落を意味する。爾來代つてイギリス労働運動の上には全體としてアムステルダム・インターナショナルの勢力が強化されたの觀がある。

第二章 産業的平和時代

第一節 新労働組合法の制定（一九二七年七月二十九日）

總罷業を轉機として、英國労働界は茲に所謂産業的平和若くは休戦の時代に這入る。イギリスを上下を擧げて震撼せしめた産業史並に労働史上未曾有の總罷業は労働階級側の意外の惨敗を以て終結し其結果宛然颯風一過後に似たる靜寂が産業界を訪れる事となつた。總罷業の直後を承けた一九二七年の注目すべき第一の現象は全年を通じて、勞資協調の氣運が全面的に濃密となつた事である。労働争議の性質は頗る穩健となり、其件数は僅少となり、争議に因る一ケ年間休業延日數は近年の最小記録を示してゐる。即ち同年の休業日數は一、二七五、〇〇〇日であつて、之れを一九二六年の一六、二三〇、〇〇〇日、一九二五年の七、九五〇、〇〇〇日に比すれば格段の相違と謂ふべきである。九月

エディンボローに開催せられたる労働組合會議第五十九回大會の閉會に際して發表せられたる宣言は労働者側も亦國家生存の條件を第一義に置き、總て萬事を協調的解決に求むるの方策に出すべき態度を示し、同時にイギリスの資本家團體たる「全國雇主組合聯盟」は一決議を發表し、右労働組合の宣言に對し滿腔の讚意を表し、勞資の了解、協調、協力は國際間の激甚なる競争に處するに當りて英國焦眉の急務である。各々の産業に於いて、夫々異りたる事情に適應する條件に基き、勞資間の好意的協調を計るは國民幸福を圖る唯一の途なりと提唱したるが如き、此現象を如實に物語るものである。

然し乍ら此の平和若くは靜寂は勞資の積極的合意に基く眞の平和若くは靜寂とは言ひ難い。蓋し、總罷業後日尙ほ淺く、滿身生々しい創痕を負ふてゐる労働階級には最早闘争力の餘剩なく、其再起には長日月の休養を必要とするからである。實に右の平和若くは休戦なるものは労働階級の一方的闘争力缺如に基くものである。換言すれば労働階級側に強制せられた平和であつて、決して勞資双方の友誼的提携に基くものではなかつた。されば總罷業に勝誇れる英國ブルジョワジイは、産業的平和に藉口して、労働階級の悲境に乘じ、聊かも攻勢の手を緩めず、益々積極的に労働組合運動の撲滅工作に向て邁進する事となつたのである。而して労働階級へ放たれた攻撃の第一矢は新労働組合法の制定である。新労働組合法案は一九二七年四月四日議會に提出せられ、幾多の波瀾曲折の後、七月二十九日、法律として發布せらるゝ事となつた。今此新労働組合法の骨子を述べるに先立つて姑くイギリスに於ける既往の労働組合法制史に一瞥を與ふる事が便利であらう。

イギリスに於て初めて労働組合法の制定を見たのは一八七一年の事である。次いで一八七六年改正組合法が發布せられた。一八七一年の労働組合法及一八七六年の改正組合法は労働組合の目的、訴訟能力、登記手續、信託關係及組合員資格等につき詳細なる規定を設け、之を法律上の存在としては公認せる大法典であり、其後に於けるイギリス労働組合の法律上の地位は常にこの二大法典を基幹として補修發展の道を辿つたのである。

一八七五年に徒黨犯及財産保護法が制定せられた。本法は一八七一年の立法中團結手段に關する制限を更に緩和せる立法であり、労働組合をして従來の徒黨犯の一般原則より解放せしめたる立法である。同法第三條には産業爭議の企圖又は實行のために二人若くは二人以上のものが或る行爲につきて合意又は團結をなす事は、該行爲が單獨にて遂行されたる場合に於て犯罪たるべき時の外、處罰せらるべきものにあらざる事が規定された。一九〇六年の労働爭議法はイギリス労働組合法制上、最も人口に膾炙したる事件の一たるタッフ・ヴェール判決に關聯して制定せらるゝに至つたものである。一九〇〇年八月南ウエールズのタッフ・ヴェール鐵道會社従業員同盟罷業に際し、合同鐵道従業員組合は之を援助し、カーディフに參集せる罷業破りの應募者を監視し、彼等に對し事情を説明し、或は旅費を支給して會社側の募集計畫を阻止した。會社は此妨害を不法行爲として即時訴訟を提起したが、第一審に於いて會社側の勝訴となり、控訴審に於いて労働者側の勝訴となり、更に上告の結果再び會社側の勝訴となり、右の結果として罷業破監視は不法とせられ、組合は罷業によつて會社に與へた損害の賠償に任ずべき事となつた。この判決の結果組合側が會社に賠償せし金額は二萬三千磅で、之に罷業に要せし金額を加算するときは、組合側の失費は巨額に上つた。こ

の判決が當時イギリスの労働運動に對し如何なる脅威と失望を與へたか改めて言ふまでもない。一八七一年の労働組合法發布後同盟罷業の合法性が法認められたものとする解釋は全く裏切られてしまつたのである。然るに一九〇六年の労働爭議法は其第四條第一項に於いて「労働組合、組合員、役員又は代表者が労働組合のために行ひたる私犯行爲に關する訴訟は、労働者側よりの訴へたと、雇主側よりの訴へたとを問はず、如何なる裁判所に於いても之れを受理することを得ず」と規定した。本法は労働黨が二十九名の代議士を議會に送り、自由黨内閣を通じて通過せしめたる法律であつて、其寛大なる法文に關しては雇主側は勿論、労働組合自身さへも、却て反動的立法の制定に口實を與へる原因たるに至らん事を危懼せしむる程であつた。

一九一三年制定の新労働組合法は前記タッフ・ヴェール判決と共に著名なるオスボーン判決と重大なる因果關係を有する立法である。一九〇八年、合同鐵道従業員組合の支部の幹事オスボーンが同組合が、組合員の納入せし會費を下院議員の選舉費用に據出する事は労働組合の目的に反する越權行爲なりとして告訴した。この事件は第一審に於いては原告側の敗訴となつたが、第二審及最終審に於いて共に勝訴となり、その結果「一八七一年及び一八七六年の労働組合法によれば、組合の規定によつても、組合員に對し、議院代表者選舉を援助することを目的として組合の資金を使用し、又は組合員に贖金を強制することは、労働組合の權限内の行動に非ざること」が確定さるゝに到つた。

この判決の結果は、形式上は單に労働組合が代議士選舉のために組合員に對して強制課重するのを禁止せるものであつて、決して一般的に労働組合の政治的行動を禁壓するものではなかつたが、實際上の結果は影響する所頗る廣く、

一九一二年迄に本判決に基く禁止命令の發せられたるもの二十七組合に及び労働組合の政治的進出、労働運動の成長の上に一大支障となつたのである。

ここに於いて、労働組合は労働黨と提携して、本判決を覆へすべき法律の制定に懸命努力し、一九一二年、自由黨との諒解の下に、下院に新法案を提出し、翌一九一三年制定公布を見るに至つたのが本一九一三年の新労働組合法である。本法は先づ労働組合法の定義を修正し、一八七六年の労働組合法の定めたる目的を主たる目的となす事、及び登記せる組合は一定條件により政治的活動をなし得るとの原則を明かにした。即ち一方労働組合に對しては組合の秘密投票により決定せる政治的目的のために費消する基金は別途に積立つべきを定め、他方、組合員に對しては個別的自由を保障し、その意思により政治基金の據出を免除せらるべく、且つこの免除を理由として如何なる差別的待遇をも加へられざる事が規定される事となつたのである。

次いで一九一七年には労働組合法なるものが制定せられた。本法は從來の労働組合の合同手續に修正を加へ、簡略ならしむる趣旨に基いて制定されたものである。その内最も重大なる修正は從來の組合法によれば、労働組合は、總組合員の三分の二以上の同意を得なければ併合出来なかつたのであるが、本法によつてそれが二分の一と改められた點にある。

以上は一九二七年七月、新労働組合法制定に至るイギリスに於ける労働組合法制變遷の點描であるが、今、之れを念頭に置いて二七年の新労働組合法の本質的内容を検すれば、その労働組合運動に對して有つ意義は一層判然と把握せらるるであらう。

新法律は全八ヶ條より成つてゐるが、その最も重要なものと見惟せらるゝ部分は最初の六ヶ條である。

第一條は違法なる同盟罷業及ロックアウトの性質を規定したもので、同盟罷業に就ては「罷業者の従事する職業又は産業内に於ける労働争議の遂行以外に又は之に加へて他の目的を有するものにして且つ直接に又は社會に害毒を及ぼす事に依りて政府を脅威すべく企圖し又は計畫せられたるもの」は違法であるとなし且つ違法なる同盟罷業に對する金銭的援助も亦同様違法とせられたのである、本條によつて總同盟罷業は勿論從來認められたる同情罷業も違法罷業となつた譯である。

第二條は罷業破りを保護したものである。違法罷業に参加し又は其繼續を拒絶せる者と雖も、組合員としての金銭的其他の利益を享受すべき権利を失はないのである。

第三條は罷業破り監視を制限したもので、一八七五年の徒黨犯及財産保護法以前に逆轉したものである。一人又は數人のものが他人の住宅、仕事場、従業地附近に佇立する場合、罷業は正當のものなりとするも、其行爲が他人を脅迫するが如き結果となる場合之を違法としたものである。

第四條は組合の政治的活動を束縛し、以て労働黨の發展を沮止するために設けられたりと稱せらるゝもので、一九二八年一月一日以降、組合が政治基金を組合員より徴收するに際しては、豫め所定の書式により政治基金釀出を賛成せる組合員のみより之を徴收し得べきものとし、他の基金を以て政治上の目的に使用することを禁ずる旨を規定した

ものである。

第五條は官吏組合の政治的運動を禁止したものである。即ち官吏は個人としても、組合員としても政治的目的を有する他の組合と提携し又は代表者となつて他組合に出席することを禁じたものである。

第六條は他方官廳及其他公共團體が使用人採用に當り労働組合員たる事を雇傭条件とする事及び組合員に非ざるものに對する差別待遇を禁じ、併せて其使用人の罷業を違法としたものである。右は明に近年地方官廳にして、労働派多數を占むるもの漸増し來れるに鑑みて、之が行動を豫め抑制せんとする意圖に出でたものである。

以上の如く一九二七年法の規定する所は極めて峻嚴で、労働組合の實質價值を奪ふに均しいもので、組合運動を武器とする労働階級の死活に關する問題である。同法の骨子は大要上記せし所に盡きてゐるが、要するに其の根本精神はポールドウィン首相の言明せるが如く、同盟罷業に對し嚴格なる制限を附して、總同盟罷業の發生を防止し、労働運動の左傾化、労働組合の政治的行動を抑壓する事を眼目とせるものであり、この立法によつて、從來の立法によつて確認せられた労働者の結社の權利、就中一九〇六年爭議法以後確認された幾多の重要な權利が消滅又は制限せらるゝ事となつたのである。労働組合は今や死活の問題に脅かさるゝ事になつたのである。

同法の成立は單に労働組合や労働黨の運命に影響を及ぼすといふ點から許りでなく、英國産業界の將來にとつて之が果して是なる乎又非なるかの甚だ重要な問題に關連するものとして、尠からず、世人の注意を喚起したのである。労働黨側は本案の目的とする所は、労働者の罷業權を束縛し、政治的發展を沮止し、労働階級の既得權を剝奪するも

のなりとして猛烈に反對し、自由黨側は總同盟罷業の違法を認むるも、前年總罷業の苦い經驗は勞資相方の等しく體驗せる所にして、目下自發的に兩者協調の氣運を示してゐる折柄、此種の改正案は却て労働者の自制心を抑止し、階級的闘争心を刺戟するものとして且つ時宜に適せずとして反對し、公平なる見地よりして法案の不備不明瞭の點を反撃し、其の修正を固持したのである。此兩黨の反對ありしに拘らず、絶對多數黨を擁する保守黨政府は一、二の修正を以て容易に同案を通過成立せしめたのである。右修正の主なる點はロックアウトをも制限し、労働者と共に形式的に資本家の活動をも同様取締り、以て同法の片手落ちを外見的に彌縫せんとした所にある。

然らば新法律制定の理由は如何。

それは當時ポールドウィン首相が議會でなした演説の内容から容易に推知する事が出来るが、第一、最近顯著なる労働組合の全面的進出に恐れをなし、政府がその對抗手段否積極的撲滅工作の必要を痛感したる事、第二、從來の労働組合法の不備不明確であつたと言ふ事に要約出來よう。

第一の理由に就て觀察するに、イギリスに於ける組織労働者數は近年著しく増加した。これは主として、イギリス労働階級が世界大戦中に於ける労働力に對する大なる需要によつて、所謂「平均化」の過程を完了し、所謂労働貴族と純乎たるプロレタリアや換言すれば熟練労働者と不熟練労働者とが、經濟的にも、社會的にも、道義的にも互に融和して來た事の結果として、連帶的精神を誘發し強化し以て全面的組織化への道に邁進して來たからである。之と同時に組合員の活動も亦近年目覺しいものがある。選挙の際に於ける労働黨の得票數の増加の如きは單に其一證徴にすぎ

ない。又労働組合相互間の結合融和といふ事も近年頃に進展して来た。ポールドウィン首相の言葉を借りて言へば「労働組合の勢力は一九〇六年の労働組合法以來、以前には聯隊や旅團として動いてゐたものが近年では軍團として動いて来た」のである。

又他方に於いて労働運動に於ける左翼派の活動は益々尖鋭化して来た。所謂「少数派運動」の労働組合に於ける勢力も侮り難いものとなつて来た。ポールドウィン首相の所謂「過去數年間以上に亘り、當時の政府が社會法制に關聯せる或種の事業を労働組合の機關に委託してゐたといふ事實及びこれらの數年を通じて一般の人々が餘りに聞かなかつた所の多くの労働組合が起つたといふ事實、これら二つの事實と相並んで、或る組合に於いては、その勢力が、今日「少数派運動」と稱せらるゝ者の手に漸次歸しつゝあると言ふ事實」が存するのである。加之、労働組合の活動方向の點から見ると労働組合の主勢力は過去二十年に於いて著しく産業的行動から政治的行動へと移つて行つた。同時に立憲的行動から直接的行動へと進むべき傾向が見えて来たのである。労働運動の上述の如き趨向がイギリスのブルジョワジイ及び之を代表する政府を頓に狼狽せしめ、根本的對抗手段を講ずるの必要を痛感せしめたのである。

第二の、從來の法律が不備不明確であつたと言ふ理由に就て觀察するに、總同盟罷業は、従業の法律の解釋上、果して違法なりや否や明瞭を缺いて居た。一九〇六年法は、組合員が監視員たる限り、何事をも爲し得るの特權を與へたかの如く誤解された。從來の法律上、組合の一般基金を政治的目的に使用する事は禁じられて居たが、組合によりては政治基金と一般基金とを混同して保管し使用するといふ事も起つた。又ポールドウィン首相の言ふ所によれば

「一九〇六年法は雇主及被傭者相方の團體を無責任の地位に置いた。團體はもはや、或る事情に於いては、その犯した不法行為に對して責任を負はざるものとなつた」のである。是等の缺陷が政府をして既往労働組合法の運用上、兎角隔靴搔痒の感を抱かしめ、新法律作成の要を痛感せしめた。

以上述べしが如き理由により、イギリスのブルジョワジイ及び政府は年來、新情勢に適應すべき新法律作成の下心を抱き、鋭意調査を急ぎ、其實現の機會を待つてゐたのである。絶好の機會は前代未聞の總罷業によつて提供せられた。政府の豫期した不安は總罷業によつて具現化された。總罷業によつて惹起された未曾有の經濟的並に社會的動搖と總罷業の有つ社會的變革への發展の可能性とは極度に政府並にブルジョワジイを戦慄させた。總罷業が労働階級の慘敗に終り、その結果労働運動が深傷を負ふて全面的後退を示すよと見るや、政府はこの機を逸せず、追撃の手を緩めず、一舉に其肢足を奪ひ、再起の望を斷んと決意した。新労働組合法はかくして生れたのである。既に述べたるが如く、労働運動の近年の全面的進出に對應すべき何等か新法律制定の必要は、政府當局の年來認識せし所であつて、假りに總罷業の出来なくとも早晚種法律の出現は免れ難い所であつたであらうと思はれる。しかし總罷業が、新法律作成の直接的動機である事は固より言ふを俟たない。労働階級は總罷業の慘敗によつて既に充分滿身創痕を受け今又新労働組合法によつて、今後の再起並に發展に必要な肢足を斷たれてしまつた。イギリス労働運動はかくして方向轉換を要求されたのであつた。

第二節 モンド・ターナー會議

一九二七年の新労働組合法の制定と共に總罷業後に於けるイギリス労働運動線上の一大異變は一九二八年のモンド・ターナー會議として知らるゝ一種の産業平和運動、換言すれば勞資協調運動である。

産業平和運動への最初の暗示は時の首相ボールドウィンによつて與へられた。彼は一九二七年八月二十七日、ダグラス・キャッスルに於ける保守黨園遊會の席上に於いてなせる『労働組合指導者諸君に與ふ』と題する演説に於いて、労働組合の行動は一般社會の消長に重大なる影響を及ぼすべきを説き、産業平和が社會の福利に最も貢獻する途であり之が爲めに宜しく労働組合指導者が盡す所あらん事を希望する旨を述べ、大いに勞資協調主義の必要を力説する所があつた。

右ボールドウィン首相の演説は好感を以て労働者側に迎へられ、その具體的反響は翌九月初旬、エディンボローに開催せられたる労働組合會議第五十九回大會に於ける議長ジョーヂ・ヒックスの共鳴的論調となつて現はれてゐる。開會劈頭彼は次の如き事を述べてゐる。

『吾々の労働組合は尙未だ其發展の極限に達して居ない。現今の如き産業界多難の過渡期にあつては吾人は勞資聯合協議機關をより、一層有効に利用しなければならぬ。吾人は此方面に於いて尙、多分に開拓すべき餘地が残されてゐると信ずる。産業の管理に對して責任を有し、且つ問題を最もよく知悉せる勞資兩者の大團體が互に直接に實際的意見を交換するならば勞資の兩者をして共に現今の多難なる經濟的現實を直視せしめ、又産業の能率を増進し、労働者の生活を向上せしむるために、如何なる程度まで、又如何なる條件の下に於いて、勞資の協調が可能であるかを見出す事が出来るであらう』

これが聽て『イギリス労働運動の右傾的急變』として喧傳せられた所謂勞資協調論の根本であつた。右ヒックスの提唱は同大會第二日の決議によつて愈々確定せられた。曰く『今日、産業的平和を希望する上に於いて、労働者の右に出づるものはないが、併し乍ら此種の提唱に對して呼應すべき一大障碍となつて居るものは、首相及その政府の採れる立法上及産業上の政策で、殊に労働者の賃銀條件及一般自由に對するその攻撃と坑夫の従業を長時間とせるその行動と労働組合及爭議法に具體化された計畫的なる階級的偏見とである』と。斯く論じて政府の産業平和主義提唱の誠意を問ひ、婉曲にボールドウィンの演説に一矢を酬ひてゐる。

ヒックスの聲明は期せずして輿論を喚起し、世界の産業界に一大波紋を投じた。ヒックスの聲明せる勞資協調機關設置の提案は『全國雇主組合聯盟』の共鳴を得る事は出来なかつたが、其後に至つて、同聯盟に屬する一部資本家は單獨に組合會議幹部と會合して産業に關する諸般の事項を討議せん事を申込み、之に對して組合會議側では應諾することとなつた。産業平和會議開催の勧誘を組合會議總務委員會が正式に受諾したのは一九二七年十二月十二日のことで、第一回の會合は一九二八年一月十二日に開催された。而して右會合の提案者は英國化學工業界の重鎮アルフレッド・モンド（メルチェット卿）を首班とする有力なる資本家二十四名であつた。

一九二八年一月十二日倫敦のロイヤル・ソサエティーにて開催せる第一回會合には組合會議側からは會長ベン・ターナーを始めとし、書記長シトリン外二十八名出席し、資本家側からはアルフレッド・モンドを始めとして二十八名の資本家参加し、モンドを議長として會議の幕は切つて降された。これぞモンド・ターナー會議として知らるゝ勞資協調産業平和會議の序曲である。

開會勞頭、資本家側に屬する本會議の提唱者モンドから、本會議に参加する資本家は孰れも資本家團體を代表するものではなく、個人の資格で加つた次第である旨を説明した後、勞資協調して産業組織を改善し、其の發達を圖るのが本會議の目的である旨を述べ、本會議の研究題目として左記條項を提議した。

- (一) 技術上及經營上新方式を採用し、合同及合理化の方法により現存産業組織を改善する方法。
- (二) 勞働者の地位向上及び安全を圖る方法。
- (三) 租税の産業發達に及ぼす影響。
- (四) 産業争議の原因調査及び之を避くる最良の方法。
- (五) 勞働者の經營参加。
- (六) 産業問題討究を目的とせる常設機關設置。

勞働組合會議總務委員會長ベン・ターナーは右に對し、資本家側が舊套を脱し、勞働者と提携せんとする態度を探るに至れる事を賞讃し、本會議の成功を希望し、會議は一般討議に移つた。モンド・ターナー會議は其後五ヶ月間の長きに涉て、資本家側七名、組合側八名の聯合小數員會の手により、銳意、勞資協調の諸方策を討議し、其結論は同

年の六月下旬に第一回報告書として作成せられ、次いで同年七月四日倫敦に召集されたる第二回モンド會議に於いて無修正採擇せらるゝこととなつた。

第二回モンド・ターナー會議に於いて可決された報告書は (一)、原則に關する宣言 (二)、勞働組合の承認 (三)、不當解雇又は懲罰 (四)、全國産業協議會の設立 (五)、勞働争議の防止 (六)、産業合理化問題 (七)、金準備と産業との關係の七項目に涉つてゐる。

報告書は先づ其目的を説明して『本會議の目的は、現在イギリスが當面してゐる所の重大問題、即ち産業繁榮の恢復及それによる國民生活標準の改善を促進することに在る』と言ひ、更に斯の如き『産業界の改造は權威ある勞働組合の代表者と接觸を保ち、之れと協同する事によつて最もよく爲し遂げられる』と主張し又勞働組合の權威と能力とを認め、これを以て『産業の組織及び勞資關係に關する總ての問題を討議交渉する相手方として唯一の權威ある團體』であるとなし、『個々の産業の内部に於いて最も有效なる協調の實を擧げるには勞働組合會議の總務委員會が誠實なる團體として承認したる組合の代表者と熟議交渉する事が必要である』となしてゐる。勞働組合會議の權威と能力とを認め之と一致協力して産業恢復の難問題を處理する事の必要を力説した右報告書は、更に勞資關係を改善するために『勞働組合會議の總務委員會委員及英國産業聯盟、全國雇主組合聯盟の指名したる代表者を以て構成せらるべき』常設の全國産業協議會の設立を主張してゐる。

モンド會議の右の諸決議は其後間もなくスワンシーに開かれたる一九二八年九月の勞働組合會議大會に於いて三百

七萬五千票對五十五萬六千票の壓倒的多數を以て可決された。この事實は三百八十餘萬の組合員を有し、イギリスに於ける組織労働者の殆んど大部分を包容する労働組合會議の勞資協調運動に對する態度を闡明したものととして極めて注目すべき事實である。

モンド・ターナー會議の成立は労働組合の轉落、労働階級の資本階級への屈服を物語るものとして、甚しく左翼的陣營の憤激と失望とを買つた。左翼陣營から放たれた批評として先づ特筆すべきものは、獨立労働黨首領マックストン炭坑夫組合幹事長クックの一九二八年六月二十一日附、イギリス労働者に對して爲されたる所謂『マックストンクック共同聲明書』である。右聲明書は獨立労働黨及炭坑夫組合の全體的意見を代表したのではなく、前記兩氏が個人の資格に於て發表したものであるが、マックストンは獨立労働黨の首領であり、又クックは炭坑夫組合幹事長の要位にあるが故に右聲明書は世人の視聽を喚起する事となつた。殊に其聲明書の内容は一部労働者の言はんと欲する所を聲明したものであり、之に共鳴するものが少くなかつたから其意義は更に一層深いと言はねばならない。右聲明書の要點を摘記すれば左の如くである。

『吾人はイギリス労働者の目標とすべき大原則は左記二つであると信ずる。

- (一) 貧窮及び労働階級の隸屬的地位に反對する不斷の闘争、即ち資本制度に反對する不斷の闘争。
- (二) 労働者は自らの努力によつてのみ労働の生産したる全果實を收得しうべき事。

右原則は労働黨の基礎たるべきインスピレーションと組織とを與へるものであつて、労働黨を創造した先覺者の持

つて居た主義である。然るに近來此原則より遠ざかつて來た。……社會主義者として吾人は資本主義の見解を代表し得ざるものである。社會主義と資本主義とは何等共通點を有つて居ない。……社會主義と資本主義とは其見解の差違を没却すべきものであるとする新觀念の結果として、今や資本主義に對する闘争の爲に用ゆべき精力が労働運動に忠實ならんとするものを壓迫する爲に用ひられてゐる。吾人は此變化は労働黨の闘志を滅亡させるものであると信じ、敢て之に挑戦せんとするものである。吾人は資本主義と平和を維持し、吾等の敵たる資本家の政治的見解と妥協し、以て三十年來の献身的事業が滅ぼされんとするのを最早や拱手傍觀する事は出來ない』と。

聲明書は直接に且の表面上、モンド・ターナー會議を組上に上せては居ないが、その眼差す標的が茲に存することは敢て説明を要しない。同年六月三十日開催せられた獨立労働黨總務委員會では大多數を以つてマックストンクック共同聲明書の精神及目的を是認し、該聲明書は決して労働運動を分裂に導かんとするものに非ざる事に満足の意を表し、其支部及黨員が強硬なる社會主義綱領を確保せんがために此運動に協力する様勸奨することに決定した。

イギリス共產黨は又モンド・ターナー會議を評して『このモンド政策は實に社會主義の放棄を意味するのみならず又資本主義内部に於ける地位改善を眼差す有効なる闘争の斷念であり、労働運動による此政策の承認は自殺行爲である』と言ひ、之に依つて『労働組合は階級闘争の機關から、協調機關へ、資本家的産業組織へ變化したものである』と評してゐる。

前記モンド協定に加へられた批評の當否は姑く措き、モンド・ターナー會議がイギリス労働組合の急角度の全面的

右傾化であることは何人も争はざる事實であらう。

モンド會議其後の動靜は如何。モンド會議は一九二八年七月前記報告書を作成して以來暫く世人の耳目を離れてゐたが、一九二九年初頭再び協議會を續行して失業問題對策に關する協定案を作成する事となつた。

又モンド會議では一九二八年七月、報告書發表と同時に協定事項の一たる全國産業協議會設置の件に關してイギリス雇主團體たる「全國雇主組合聯盟」及「大英産業協會」に對して、其參加を勸誘したが其後約半年以上を經過するも、前記團體側から何等の回答に接せず、ために勞資共に協議事業の將來の成功に對して一抹の不安を抱かしむるに至つた程であつたが、一九二九年二月十三日右二大資本家團體より連名にて勞働組合會議宛回答書を送附し來つた。それによれば、モンド會議の提案は全部受諾し難いが、機會を得て、勞働組合會議代表と會見の上、受諾拒絶の理由を説明し、且つ「産業一般に關する相互の理解を促進すべき」方策につき協議せんとの事であつた。

一方モンド會議側では三月十二日の會合に於いて、かねて起草せる失業對策を正式に可決發表するに至つた。モンド會議の失業對策案發表せらるゝや、折柄總選舉を控へたるイギリス政界は一大衝動を受け、殊に右選舉戰の中心題目が失業對策にあつた際として、各黨の案と比較對照され異常の興味を喚起した。同案の内容は失業對策として、イギリス産業界に對しては合理化の實行を要求し、政府當局に對しては、其援助助成を促し、かくして勞働市場の調節によりて失業者救濟制度の改正を行ひ、同時にイギリス全土に亘つて大々的に産業振興策を敢行せんとするものである。「全國雇主組合聯盟」及「大英産業協會」の會見申込は二月二十六日勞働組合會議總務委員會に於いて受諾する事と

なり、四月二十三日兩者代表會合して協議の上、小委員會を設置して兩者の協議に關する手續を決定する事となり、その結果七月二十四日第一回聯合委員會はラルフ・ウェッヂウッド司會の下に開かるゝ事となつた。斯くの如くイギリスの全資本家を代表する雇主團體と勞働組合會議總務委員會との間に協定成立し、兩者相提携して協力する事となつた結果、モンド氏は從來同氏一派の資本家が個人の資格に於いて參加せし所謂モンド會議を解散する事となつた。他方組合會議と資本家團體との聯合協議機關に於ては、かねての協定に基いて活動する事となり、一九三〇年にはイギリス全領土内に於ける通商問題に關する重要な聲明書を發表するに至つた。之こそ實に、一九三〇年九月廿四日大英産業協會及び勞働組合會議總務委員會の名義を以て大英帝國會議への政府の指針として提出された覺書である。

該覺書は冒頭イギリス帝國に於ける將來の經濟的發展は無限の可能性ある事を指摘し、進んで此經濟的可能性を開發すべき手段方法を調査研究すべき常設的機關設置の要を力説せるもので、帝國主義自由貿易論の漸く盛んならんとする時節柄重大なる文献の一たるを失はなかつた。この覺書發表と同時にイギリス勞働組合間に於ては從來の自由貿易論に對する態度の漸く推移しつゝある事明かとなり、保守黨側自由貿易論者をして有力なる味方を得たる如く感ぜしめ、この覺書が種々なる論議の的となつたのは興味ある事實である。

一九二八年一月第一回會議を開催して産業界勞働界に未曾有の衝動を與へたモンド・ターナー會議は、一九二九年七月イギリス全雇主團體と勞働組合會議との間に新に生れた聯合協議會の成立と共に姿を消す事となつた。その間一年有半の長からざる存在ではあつたが、そのイギリス産業界及び勞働界延いては全世界の當該領域に印した足跡は大

第三章 労働運動最近の情勢

モンド・ターナー會議に端を發する産業平和運動より一九三三年、ヒットラーの政權樹立に依る労働界の新情勢發生に至る迄、其間イギリス労働運動線上に起伏した事件は決して尠くないが、其間何等特筆すべき劃期的事件は發生しなかつた。

イギリス労働運動は前情勢を承けて依然頽勢の一途を辿つた。一九二九年六月のイギリス労働黨第二次内閣の成立は、經濟的不況と政府の彈壓との重壓に苦吟してゐたイギリス労働階級に一縷の曙光を與へた。第二次労働黨内閣は外交上にはヘーグ賠償會議、倫敦軍縮會議、印度統治に關する圓卓會議等に於いて異常の好成績を收めて、保守黨内閣當時失墜せるイギリスに對する内外の信望を恢復したに反し、労働階級の最も期待せし内政方面に於いては、事志と異ひ、世界的不況の深刻化と少數黨内閣たるの悲しさ、かねて約束せる重要な社會立法の制定はならず、國內産業は不振、失業者は續出し、深刻なる争議は頻發するの狀態にて、其囑望の大なりし丈け労働階級の失望も亦深かつた。一九三一年初頭、労働組合會議は前年政府の任命せる失業保險調査勅命委員會反對運動を指導し、やがて一九二

七年制定の労働組合改正法案上程され下院委員會に於いて自由黨のために重大修正加へらるゝや該法案の撤回を要求し又藏相スノーデンが財政困難の理由を以て『凡ゆる階級の犠牲』を要求するや、賃銀値下及び従業時間延長に對する全國的の反對運動を起して労働者生活標準低下の脅威に關し輿論の喚起に努力する所があつた。併し乍ら組合會議は労働内閣辭職當時までは、原則として飽く迄政府擁護の態度をとつて、却て獨立労働黨一派の反政府的行動を排撃するの狀態であつた。然るに其後八月の所謂財政危機を一轉期として労働黨内閣の政策に對して強硬なる反對を唱へ、況や國民政府に對しては絶對反對を固持して抗争する事となつた。しかし乍ら財政危機の突發に續く政變並に總選舉の結果、さらでだに不振の労働組合運動の頽勢に一段の拍車をかける事となつた。由來イギリスの労働組合は労働黨内閣の組織された一九二四年及び一九二九年を除けば一九二一年以來逐次その組合員數を毎年減少するの傾向を繼續して居り、この傾向は労働組合の中央機關たる労働組合會議の加盟組合員數の上

年次	組合數	組合員數
1927年	204	4,163,994
1928年	196	3,874,842
1929年	202	3,673,144
1930年	210	3,744,320
1931年	210	3,719,401
1932年	209	3,613,273

労働部門

に於ても看取し得る現象であつて殊に組合會議加盟組合員の減少は一九二七年の新労働組合法施行後一層顯著となつてゐる。今一九三二年末に於ける組合員總數三百六十一萬三千餘人を組合員數の最高に達せし一九二〇年末の八百三十三萬九千人に比較する時は殆んどその半數にも達せざる激減振りを示してゐる。一九三二年の前記總數は前年一九三一年のそれに比して約十萬の減少を示してゐるがこれは言ふ迄もなく前年の政變と總選舉の結果を如實に反映せるものである。今一

九二七年以來の組合數及び組合員數の増減を示せば右表の如くである。

年	次	件	數	直接關係労働者數	損失労働日數累計
1920	年		1,607	1,779,000	26,570,000
1921	年		763	1,770,000	85,870,000
1922	年		576	512,000	19,580,000
1923	年		628	343,000	10,670,000
1924	年		710	558,000	8,420,000
1925	年		603	401,000	7,950,000
1926	年		322	2,724,000	162,230,000
1927	年		308	90,000	1,170,000
1928	年		302	80,000	1,390,000
1929	年		431	493,000	8,290,000
1930	年		422	286,000	4,400,000
1931	年		420	424,000	6,980,000
1932	年		389	337,000	6,490,000

労働争議數は一九二六年の總罷業以來激減してゐたものが第二次労働内閣就任以來再び俄然として増加し、更に翌三二年に亦減退してゐる。労働省發表の概算によれば一九三一年に於ても前年に比し、件數は少々減少せるが關係人員及び損失日數は共に増加を示してゐる。これは労働黨内閣の威令を恃んでの労働階級の資本家への反撥と見る事が出来よう。上に圖表を掲げる。

經濟界の悲境は依然として、何等恢復の兆なく、國民政府成立以來やゝ好望に見えた産業の振興も單なる豫想に終りて、前年來稍々減少を見せし失業者數も再び増加して、一九三一年十二月下旬には合計二百五十萬八千人なりしものが一九三二年八月下旬には二百八十六萬人に達し、前年同期に比較するも十二萬餘の増加を示す状態となつた。從て九月より十月にかけて失業者の暴動頻發し、各地に不穩

の形勢を惹起した。

他方イギリス労働組合の最高組織體たる労働組合會議の年次大會について見るも、何の特筆すべき事件を認めない。一九二九年九月ベルファストの第六十一回大會、一九三〇年九月ノッチングラムの第六十二回大會、一九三一年九月プリストルの第六十三回大會、一九三二年九月ニューキャッスルの第六十四回大會を通觀するに孰れも大會の恒例的議題の討議に終始し、何等刮目すべき事件の出來を見ない。

上述の如くモンド・ターナー會議より一九三三年に至るイギリス労働運動は産業平和運動の後を承けて依然頽勢を辿り、意氣頓に銷沈の状態である。此間、聊か問題とすべきものありとすれば一九三〇年十月第二次労働黨内閣の手により一九二七年制定の労働組合法の改正法案が下院に上程された事であらう。

改正案が發布されるや、反對黨側では之を以て不急の政策と看做し、單に労働黨内閣が總選舉の公約を果さんがために提出したるものと言ひ、又保守黨を初めとして、自由黨の一部には改正の諸點殊に同情罷業の合法化には絶對反對の意を表するものあり、一九三一年一月下旬第二讀會通過の際政府側を代表せし大訟師スタッフフォード・クリップスが一九二六年の全國總罷業も改正法案の意味に於ては違法と認めらるゝと公言するや忽ち労働組合側の痛烈な批難を浴びた。遂に二月下旬下院常設委員會に於て、自由黨側の修正案が可決される事となつた。然るに自由黨側の重大修正によつて改正案は事實上骨抜きとなつた結果労働組合側は政府に迫つて右改正案の撤回を要求した。政府は労働組合側の希望を容れて遂に一九三一年三月改正法案を撤回せざるを得なかつた。一九二七年労働組合法の改正は労働

黨の久しく公約したものであり又労働組合側の労働黨内閣に囑望大なりしものだけに、一九三一年三月右改正法案不成立は労働階級をして深く落膽せしめ、その労働黨内閣への信頼並に支持を稀薄ならしむる事となつたのである。

世界的不況の深化と自國の政治的重壓とに沈衰し、久しく生色を見なかつたイギリス労働運動界は一九三三年に入ると俄然緊張を呈し、活況を帯びる事となつた。しかし、この事は固よりイギリス労働界が量的に又質的に改善された事を意味するものではなく、イギリス労働界に一の新しき外的刺戟の加つた事を意味するに過ぎない。

一九三三年は各國一般情勢より觀るも、歴史的意義ある重大事件の頻發せし多事多端の年次であつたが、同時に又國際労働運動にとつても亦劃期的年次であつた。一九三三年全世界を震撼させた未曾有の異變はドイツに於けるヒトラー政権の意外に急速なる出現であつた。一度中歐獨逸にナチス國民革命の凱歌奏せらるゝや、ムツソリーニ政権確立以來のファッシスト的傾向は決河の勢を以て全世界に横流するに至り遂に各國の政治的、思想的領域のみならず亦労働界にも新分解並に生成作用を惹起せざるは止まざる情勢となつた。而もドイツに於けるナチス政権の確立が、國際労働界の重鎮たりしドイツ労働運動の潰滅を意味するに於て、その國際労働運動上に與へた影響の深甚なるは、眞に想像するに餘りあるものであつた。又ナチス政権に依る獨逸國力の再生と強化とは歐洲の勢力均衡に致命的齟齬をもたらしたものととして、早くも世人に第二次世界戦争勃發の危懼を抱かしむるに至つたのである。かゝる新事態に

對應すべく今や國際労働運動も新原則と新戦術の編出に苦慮する事となつたのである。

一九三三年一月下旬、ドイツにヒトラー政権成立するや、豫てイギリスの獨立労働黨、オランダの獨立社會黨、ドイツの社會主義労働黨等にて組織せる國際協議會を中心にして、ノールウェー労働黨、ポーランド獨立社會労働黨、フランスの無産者統一黨、イギリスの社會黨の代表が二月五日巴里に會合し、革命的社會主義を基礎として各國の労働階級を統一結束すべき事を決議し、モスコの第三インターナショナル本部及びチューリッヒの社會主義労働インターナショナルに對して『今や世界の労働階級が直面せる危機とドイツに於けるヒトラー主義勃興の脅威とに鑑みて、吾人は社會主義労働インターナショナルと、共產主義インターナショナル及び獨立の革命派社會主義諸黨との一大々會を即刻召集すべきことを主張する。その大會は今日凡ゆる形式のファッシズムの下に壓迫されて居る労働者を援助し、且つ各國に於ける反革命的勢力を粉碎すべき行動の計畫を樹立するを目的とする』との電報を發してゐる。右提唱に對し社會主義労働インターナショナルは一月十九日常設執行委員會の名に於て『今や危機の切迫は一黨一派の政治的策略を弄する事を許さず、宜しく全世界の労働階級の一丸となつて共同闘争に邁進すべき秋なり』と言ひ更に『共產主義インターナショナルに於てその準備のつき次第共同動作をとるために何時にても同インターナショナルと協議を開始すべき用意ある』事を聲明してゐる。

又反戦運動に關しては、一九三三年七月下旬、パリに開催されたアムステルダム・インターナショナル第六大會は、反戦國際總同盟罷業の決議を採擇し、二十世紀初頭イギリスのケヤ・ハーデーやフランスのヴァイヤン等の主

張せし原則を承認するに至つた。アムステルダム・インターナショナルのこの反戦決議の原則は直ち各國労働運動の對戦争政策の基調として採用されるに至つた。

國際労働運動の斯る新情勢が世界労働運動の王座たるイギリス労働運動に直に反映され、その動向を決定するに至つた事は言ふ迄もない。ナチス政權の彗星的出现によつて最大の感動を受けたものはドイツ本國の労働界を除けばイギリス労働運動に指を屈すべきであらう。蓋し十九世紀以來國際労働界に特殊の地位を保有せしドイツ労働組合運動がヒットラー政權の彈壓下に粉碎されて以來イギリスの労働運動が國際労働界に存在する最重要のものとなつた結果將來歐洲に於ける労働組合運動の維持發展は一にイギリス労働運動の消長に懸るといふ形勢となつたからである。かくてイギリス労働運動は先づヒットラー政權の排撃に邁進しなければならなかつた。

ヒットラー政權の確立は、歐洲の最も重大なる所謂勢力均衡状態を覆へし、第二次世界戦争の前夜を醸成する事となつた。イギリス労働組合は又此戦争の危機を未然に防止するの必要に迫られたのである。

翻て眼を英國國內に轉すれば、國內の情勢はファッシズムの脅威を對岸の火災視する事を許さず、一九三二年末モズレーによつて建設せられし英國ファッシスト同盟は世人の輕視裡に漸次成長して、既存の労働運動陣營を脅かさんとしてゐる。ファッシズムの脅威は今や空疎なる議論の對象でなく、眼前の具體的事實として身邊に迫つてゐる。今後の情勢によつてはイギリスに於ても何時ファッシスト政府の樹立を見るやも測り難き不安がイギリス労働階級の間痛感せらるゝに至つた。

かゝる情勢に直面して一九三三年のイギリス労働運動は不安と焦慮の裡に之に對處すべき新原則及び新戦術の考案に多忙を極めた。一九三三年三月下旬、労働組合會議と労働黨並に労働黨院内代議士會とより成る全國聯合委員會ではかゝ内外の情勢に鑑みて『政治の根本原則』に關する宣言を公表して全國民に訴ふる所があつた。之は現下各國の反動勢力の擡頭とそれによる恐怖政治の跳梁に對して、労働階級解放運動の指針として民主主義原則の擁護を力説したものである。同宣言は先づ『共產主義と社會民主主義とに分裂せる労働階級選舉權者大衆がファッシズムと復活せる軍國主義との犠牲になつた』と言ひイギリス労働階級は『宜しく民主主義と社會主義に對する信念を強化し……民衆の民主的權利擁護を主張すべきである。……最も廣汎なる民主的基礎の上に立脚して組織され、運用され居る此の統一ある労働運動こそ、やがて労働者の政治的知識の充分發達せる曉には社會主義社會を建設し得可きである。……イギリス労働者は從來、産業民主主義の主張と政治民主主義の要求上に於て世界に率先したが、今や社會民主主義の原則を擁護することは歴史的任務である』と説き進んでイギリス労働階級としては左右兩翼の獨裁政治思想に惑はざる事なく、飽く迄『共產主義なるとファッシズムたるを問はず苟も獨裁主義に抗争反對すべき政治的勢力の尖鋭』として結束統一して内外の獨裁主義的傾向と闘ふべき事を訴へてゐる。茲にファッシズムを眞正面から排撃すると同時に共產主義に對しても斷乎たる態度を示してゐる。

更に同年九月ブライトンに於て開催された労働組合會議第六十五回大會は這般の情勢に對するイギリス労働運動の態度を全面的に示唆するものとして注目に價する。ファッシズム排撃の第一聲は先づ會長ウォークデンの開會の辭に

よつて擧げられた。氏は今回の大會が勞働運動史上の重大時機に開催され居る事より説き起し、イタリヤに發せしファッシスト運動が各々其名稱とシャツの色こそ異にしつゝも各國に傳波し、同一性質と同一目的と同一方法を以て發展し、到る所に議會制度の打倒と民衆自由の破壊とを敢行し、社會主義と勞働組合運動を彈壓して、愛國心と青年の熱情とを利用し、武装政治團體の力によりて獨裁制度を樹立しつゝあるが、斯の如くして現下の民主主義制度が壓迫を蒙りつゝあるは民主主義が成功せしことを證明するものであると言ひ、翻つてファッシスト團體の資金の豊富と資本家新聞の聲援を受けてゐることに言及し、又ファッシストが政治的見解の幼稚なる青年間に階級對立觀念を扶植し暴力主義を鼓吹しつゝある事、進んでロンドンの世界經濟會議の失敗によつて資本家的政治家が刻下の時局を匡救する能力なき事を暴露した。

ファッシズム排撃に關する討議は第四日に行はれ、書記長シトリンはかねて總務委員會に於て作製せるイギリスに於けるファッシヨ運動に關する報告を提出した。この報告は各國に於けるファッシズム發生の原因を追究して、それが民主主義制度の不備乃至未熟にして刻下の時局に對處し得ざりし事、又ドイツの勞働組合運動の屈服がヴェルサイユ條約に對する反感より生ずる國民主義や、全國的窮乏及び失業の増加、共產黨の社會主義攻撃による勞働運動陣營の攪亂等に基因するものとなし、獨裁政治はファッシストのそれも共產黨のそれも同一なりとし、議會制度の缺陷は宜しく之を矯正すべきで、いかに能率的の統治ありとも、民主的自治には代ふべきではないと主張し、イギリスに於て一九二三年創立せしイギリス・ファッシスト黨及び一九三二年オスワルド・モズレーの組織せるイギリス・ファッ

シスト同盟が其後加盟員を増加せし模様なく且つそれ等は凡て外國の輸入物であり、一般に或る種の實業家の援助の下にありと見做されてゐることを指摘して、之を鎧袖一觸した。更にシトリンは右報告作成の動機がドイツの形勢にありし事を説きイギリスに於るファッシヨ傾向の有無に言及して、ドイツとの相違は多々あるが唯一點、兩國に共通せるものとしては失業の深刻化があり、之が一層悪化するに於ては、今日こそイギリスのフォッシスト組織は薄弱なるも、その背後に財閥の援助あれば、いかなる形勢に發展するやも豫想し難し言つた。

右報告に關する討議の後、大會はファッシズム及獨裁制度に關する決議をなしたが、それによれば獨逸に於るナチス政權の彈壓迫害政策を不可となし、イギリス勞働組合、勞働黨及び協同組合は飽く迄一致結束して民主主義制度をば恐怖政治によつて破壊せんとするものと抗争すべく、そのため各團體を強化擴大し萬一民主主義制度を廢滅せんとするものある場合には經濟行動に關する具體的計畫の作成を初めとして、凡ゆる手段を講じて其脅威と抗争し、各産業各職業内に於て有效なる組織を確立し、イギリス及び全世界の勞働運動の結束統一を實現すべきであり、従て大會としては、吾國に於て斯る形勢の展開を防止するに必要なる如何なる行動をも採るべきことを總務委員會に指令すると言ふのである。

大會は又反戰運動に關する決議を作成した。この決議は、戰爭勃發の虞ある現下の情勢に於て、イギリス勞働運動は苟も諸國民を戰爭の渦中に投ぜんとする企圖に對して、よく之を克服すべき適當なる宣傳と計畫とを創始するの必要ある事を説き、それがためには各國の勞働階級と協力して軍縮と戰爭防止のため凡ゆる努力をなすべき覺悟を要